

1996年度

報告番号 甲第 3583 号

博士学位請求論文

# 外貨換算会計の国際比較に関する研究

名古屋大学大学院経済学研究科

指導教授 飯田 穆

氏名 李 相和

## 修正表

1996年度博士請求論文 「外貨換算会計の国際比較に関する研究」 李 相和

- 1 <92ページ上から12行目>  
(旧) 現在は(1995年12月31日)は1ドル当たり771.04ウオン  
(新) 現在は(1996年 3月31日)は1ドル当たり782.70ウオン
- 2 <96ページ上から2行目>  
(旧) 会計規定との差異は (新) 会計規定との差異の多くは
- 3 <96ページ上から3行目>  
(旧) 不可分に (新) 不可避的に
- 4 <98ページ上から1行目>  
(旧) 第三節 外貨建取引及び先物為替予約の  
(新) 第三節 先物為替予約の
- 5 <103ページ上から5行目>  
(旧) 予約時点で、直先差額(金利要素の期間配分額)と直物レートの変動による為替予約損益(為替相場の変動額)とに分離して  
(新) 予約時点での直先差額(金利要素の期間配分額)とその後の直物レートの変動による為替予約損益(為替相場の変動額)とを分離して
- 6 <112ページ上から1行目>  
(旧) 第五節 包括的・一般的な外貨換算会計処理基準の設定とその検討  
(新) 第五節 包括的・一般的な外貨換算会計処理基準の設定の必要性
- 7 <112ページ下から7行目>  
(旧) (二) 高率インフレの在外事業体の財務諸表項目の換算の検討  
(新) 削除
- 8 <117ページ上から16行目>  
(旧) (二) 高率インフレの在外事業体の財務諸表項目の換算の検討  
(新) 削除
- 9 <117ページ下から4行目> 財務報告の国際的調和～ から  
<119ページ上から17行目> ～ワンステップでもある。 まで 削除

10 <119ページ下から11行目>

「今後の課題」の部分を以下のように訂正

本研究は、ことに韓国の会計制度を改善し、新しい会計環境への適応と新しい会計制度の導入を意図し、そのために必要な国際会計基準及び先進諸国の会計基準に関する理解をベースに展開された。本研究は、比較会計の一般的理論を形成するためのワンストップでもある。本研究における今後の課題としては次のようなものがあげられる。

第一に、連結会計の国際的比較あるいは国際的調和化についての検討。

外貨換算に関する会計処理は国際的な連結会計処理問題の重要な一部分であることから、財務諸表の比較可能性を高めるためには、外貨換算会計処理基準のみならず連結会計処理基準の国際的統一化・調和化も要請される。その調和化の方向としては、国際的連結会計基準による連結財務諸表の作成を求める方向で調和化の検討が要請される。

第二に、測定構造全体としての時価（主義）評価基準への変更についての検討。

外貨換算会計の測定基準としての時価基準あるいは発生（主義）基準は現行の測定基準である取得原価主義基準とはその測定構造上の整合性をもたない。測定構造の整合性の観点から、あるいは新金融派生商品の評価問題を考慮した場合、会計全体の測定基準として時価基準への移管あるいは見直しの可能性についての検討が要請される。

第三に、韓国の会計基準の国際的調和化を実現させる具体的手法についての検討。財務諸表の比較可能性を高めるための国際的調和化の手法として、統一型、相互承認型、二重基準型等の手法がありうる。これら諸手法の適用に伴う諸問題の検討が要請される。

①

1996年度

博士学位請求論文

外貨換算会計の国際比較に関する研究

名古屋大学大学院経済学研究科

指導教授 飯田 穆

氏 名 李 相 和

謝 辞

本論文の作成に当たっては多くの方々からのご指導とご支援を頂いた。

飯田穆先生のほか、友杉芳正先生、野口晃弘先生、権泰股（名古屋外国語大学教授）先生からは貴重なコメントと丁寧なご指導を頂いた。また、日本生命財団からは日本における研究生生活のため、3年間（1991年4月－1994年3月）にかけて資金面での支援を頂いた。ここに、記して深甚の謝意を表したい。

最後に、子女のために一生を尽くして頂いた父と母、日本留学を勧めてくれた弟、そして陰で留学生活を支えてくれた妻と子（鎮熙）にも深く感謝したい。

1996年8月吉日

李 相 和  
LEE SANG HWA

# 目次

序論 本論文の研究課題とその手法	1
第一節 本研究の目的	1
第二節 本研究の方法	3
第一章 外貨換算会計の基礎的考察	4
第一節 外貨換算の概念及び目的	4
第二節 一取引基準と二取引基準	7
1 一取引基準	7
2 二取引基準	7
第三節 外貨建取引の認識時期とその処理方法	9
1 為替差額の認識時期	9
2 為替差額の処理方法	11
第四節 外貨表示財務諸表の換算方法	13
1 流動・非流動法	13
2 貨幣・非貨幣法	14
3 テンポラル法	14
4 決算日レート法	15
第五節 外貨表示財務諸表の換算と連結主体観との関係	17
第二章 各国における会計基準の設定主体と外貨換算会計制度の形成及びその展開	20
第一節 国際会計基準委員会の場合	20
1 会計基準の設定主体とその特徴	20
2 外貨換算会計制度の形成とその展開過程	23
第二節 アメリカの場合	26
1 会計基準の設定主体とその特徴	26
2 外貨換算会計制度の形成とその展開過程	28
第三節 日本の場合	31

1	会計基準の設定主体とその特徴	31
2	外貨換算会計制度の形成とその展開過程	33
第四節	韓国の場合	36
1	会計基準の設定主体とその特徴	36
2	外貨換算会計制度の形成とその展開過程	37
第五節	イギリスの場合	40
1	会計基準の設定主体とその特徴	40
2	外貨換算会計制度の形成とその展開過程	43
<b>第三章</b>	<b>各国の外貨換算会計基準の比較検討</b>	<b>46</b>
第一節	外貨建取引の会計処理	46
1	外貨建取引の定義及び記録・換算	46
2	外貨建取引の決算日における会計処理	47
第二節	先物為替予約の会計処理	52
1	ヘッジ目的の先物為替予約	54
2	投機目的の先物為替予約	61
第三節	外貨表示財務諸表の換算	63
1	在外事業体の分類	63
2	従属的な在外事業体の財務諸表項目の換算	64
3	独立的な在外事業体の財務諸表項目の換算	66
<b>第四章</b>	<b>外貨建取引のカレント・レート評価による為替差損益の処分可能性</b>	<b>72</b>
第一節	処分可能利益の意味とその範囲の拡大可能性	72
1	処分可能利益の意味	72
2	実現概念の変化による処分可能利益の範囲の拡大可能性	73
第二節	外貨建取引のカレント・レート評価による為替差損益の処分利益 への算入	78
1	外貨建短期金銭債権債務の換算と為替差損益の処分可能利益への算入	78
2	外貨建長期金銭債権債務の換算と為替差損益の処分可能利益への算入	79
3	外貨建有価証券の換算と為替差損益の処分可能利益への算入	83
4	先物為替予約の換算と為替予約差損益の処分可能利益への算入	86

第三節	繰延収益としての為替差益の処理	88
<b>第五章</b>	<b>韓国における外貨換算会計処理基準の問題点とその検討</b>	<b>90</b>
第一節	韓国の為替環境の変化とその特徴	90
第二節	企業会計基準上の外貨換算会計処理規定と税法上の会計規定との 差異の調和とその検討	94
1	外貨換算の会計処理における企業会計基準と税法上の会計規定との比較	94
2	企業会計基準と税法上の会計規定との調和の必要性	96
第三節	外貨建取引及び先物為替予約の会計処理の問題点とその検討	98
1	現行の処理規定の概要とその問題点	98
2	為替予約の保有目的の細分化とオフバランス問題	100
3	ヘッジ会計の適用基準の設定の必要性	101
4	独立処理方式による為替予約の会計処理の検討	102
第四節	在外支店等の財務諸表項目の換算の問題点とその検討	106
1	現行の処理規定の概要とその問題点	106
2	在外事業体の区別	107
3	在外支店の財務諸表項目の換算方法	109
4	在外子会社の資本項目の処理	109
5	在外子会社の財務諸表項目の換算から生ずる為替差額の処理	110
第五節	包括的・一般的な外貨換算会計処理基準の設定とその検討	112
<b>結論</b>	<b>要約と今後の課題</b>	<b>114</b>

**参考文献**



## 序論 本研究の課題と手法

### 第一節 本研究の目的

本論文は、国際会計論の研究領域において最も重要視されている外貨換算の会計処理上の諸問題を、会計基準の国際的調和とその新しい会計環境への適応とを考慮しながら、国際的に比較検討したものである。外貨換算に関する会計処理の主な問題点は、いつの時点でどの為替レートを使うか、及び為替レート変動の財務上の影響を財務諸表上でどのように認識するかを決定することである。現行の制度会計は、会計環境が変化発展し、新しい企業活動の形態（取引事象）が生ずるにつれて、会計的認識及び測定の問題上の様々な矛盾を生ぜしめている。新しい会計環境に合わせ現行の会計制度を改善するためには、新たに生じた取引事象をも会計的認識及び測定の対象とする会計理論体系の構築が不可欠である。また、新しい取引事象あるいは形態を会計基準に取り入れ、また会計基準の質的水準を高めるためには、先進国の会計理論及び会計基準・会計制度の研究とともに、自国での理論的・実践的研究を積み重ねていくことが必要である。

最近、国際的動向としては、先物契約・通貨スワップ・通貨オプションといった金融派生商品を時価で評価し、その実現可能な損益を計上するという会計測定ルールや未履行契約を会計上の認識対象とする会計測定ルールが形成されようとしている。また、欧米諸国においては、外貨建貨幣項目は一部投資あるいはヘッジ等における差額の処理において例外を認めているが、原則として決算時における為替レート変動の影響を認識し、当期の損益計算に反映させる会計処理が行われている。

国際企業の出現や金融資本市場の国際化の進展が生み出した伝統的企業会計の展開に及ぼす問題の一つは、「会計基準の国際的調和化」—会計制度あるいは会計実務の国際的な多様性にどのように対処するか—の問題である。国際的に統一された会計諸概念、諸基準の設定は、財務諸表の作成者と利用者の双方に共通の理解の場を提供し、会計基準（ルール）上の差異の研究、財務数値の修正といった高度の専門的な作業を不必要なものにするのみならず、財務諸表の内容的な同質性を保証し、財務諸表の国際比較を有意味なものに

する<sup>(1)</sup>。

現段階においては、会計基準を国際的に調和化あるいは統一化するためには、各国における経済・社会・政治的諸環境要因に差異があることを十分に認識し、各国の会計制度の研究または比較研究や会計基準の国際的調和化あるいは統一化の研究を行うことが必要である。国際会計論の研究は、上記のような会計基準の国際的調和の観点から、企業活動の国際化に起因する多くの会計上の諸問題に対処するために出現してきたものである。国際会計論とは、国境を越えて営まれる企業の経済活動に伴って展開する企業会計の領域をいう<sup>(2)</sup>。国際会計論の主要な研究領域は、次の三つに分類することができる<sup>(3)</sup>。

第一に、国際企業の会計である。この研究領域には、親会社と在外子会社等の財務諸表の連結問題や外貨換算の会計処理問題の検討が含まれる。

第二に、国際比較会計である。これは、世界各国の社会経済的・政治的・法的影響の相違に由来するすべての会計基準・実務の調査研究及び比較検討を目的とするものである。

第三に、会計基準の国際的調和化である。これは、国際会計制度の最終目標となるべきものである。具体的には、会計基準の国際的調和化あるいは統一化を目標とする国際会計基準委員会(IASC)、EC、OECD及び国連等における会計基準の研究である。

各国の財務諸表の比較可能性を高めることを前提とした会計基準の国際的調和を実現するためには、各国の会計基準及び開示基準にみられる相違をある程度まで除去することが必要とされるが、その前提として各国の会計処理・開示基準を理解することが必要である。

本研究は、外貨換算に関する会計処理問題の国際的多様性を認識し、会計基準の国際的調和とその新しい会計環境への適応を視野に入れながら、国際会計基準委員会(IASC)の国際会計基準(IAS)第21号をベースにして、アメリカ、日本、韓国、イギリスの外貨換算会計基準の理論的、制度的比較検討をおこなうものである。このような会計基準の国際比較の

<sup>(1)</sup> 藤田幸男『国際化時代と会計』中央経済社、1994年、259-261頁-シ。

<sup>(2)</sup> 神戸大学会計学研究室編『第四版会計学辞典』同文館、1984年、452頁-シ。

<sup>(3)</sup> T. R. Weirich, C. G. Avery, H. R. Anderson, International Accounting: Varying Definitions, International Journal of Accounting, Fall 1971, pp. 80-81.

権泰殷「国際会計論の研究領域に関する一考察」『愛知女子短期大学研究紀要』第26号、1993年3月、9頁-シ。

鳶村剛雄編著『国際会計論』白桃書房、1991年、はしがき。

意義は、実務面においては、企業その他の組織体の国際的活動のための情報提供、会計制度の運用と改善、国際的会計基準の設定とその受容、また研究面においては、会計の一般理論の形成、会計研究活動の改善に資することにある。

## 第二節 本研究の方法

本論文での比較研究の方法は、基本的には比較対象となるテーマについての国際的類似点と相違点を発見し、分析することで両者の問題点を把握するという手法をとる。すなわち、特定のテーマと観点を決めて各国における関係資料を収集し、比較研究の方法によって各国の会計基準・会計制度の類似点と相違点及び諸特徴を検討し、これに基づき問題点と改善策を提案する形をとっている。まず、外貨換算の基本的概念・用語についての説明・検討（第一章）と、各国における会計基準の設定主体及び外貨換算会計制度の比較検討（第二章）とを行い、それらの諸特徴について吟味する。ついで、各国における外貨換算会計基準の比較検討（第三章）を行い、それぞれの諸特徴について吟味する。最後に、日本と韓国における外貨換算会計処理上の諸問題を指摘し、その問題点についての改善策を提案する（第四章及び第五章）。

## 第一章 外貨換算会計の基礎的考察

この章では、外貨換算の概念及び目的、一取引基準と二取引基準の特徴、為替差額の認識とその処理方法、外貨換算方法、外貨換算と連結主体観との関係等の外貨換算会計の基礎的概念・用語についての説明・検討を行う。

### 第一節 外貨換算の概念及び目的

換算 (translation) とはある通貨単位から他の通貨単位への再表示であり、単なる貨幣的表現の変更、すなわち測定単位の変換過程 (a measurement conversion process) <sup>(1)</sup> である。換算は、測定項目の適用に関する会計原則を変えることなく測定単位を変えるものであって、基本的には、換算によって資産、負債の測定基礎、または収益及び費用の認識時期のいずれにも影響を与えるべきでない <sup>(2)</sup>。つまり、外貨による会計測定・評価は自国通貨への換算以前に終了しており、換算は評価の結果を受けるものであって、評価そのものの実質的内容を変えるものではない <sup>(3)</sup>。

為替相場 (exchange rate) とは、ある特定の時点におけるある通貨一単位とそれによって交換することのできる他の通貨の額との比率、つまり異種通貨間の交換比率である <sup>(4)</sup>。為替相場 (為替レート) の決定は、基本的には為替の需要と供給の関係によって決められるが、その変動においては、国際収支の動向、関係両国の金利水準あるいはインフレ率の相場、石油価格の推移といった経済要因のみならず、地震、水害、政治的・社会的混乱、将来

<sup>(1)</sup> Leonard Lorensen, An Accounting Research Study No. 12: Reporting Foreign Operations of U. S. Companies in U. S. Dollars, AICPA, 1972, p. 11.

<sup>(2)</sup> Financial Accounting Standards Board (FASB), SFAS No. 8, Accounting for the Translation of Foreign Currency Transactions and Foreign Currency Financial Statements, October 1975, par. 6.

<sup>(3)</sup> 穂山幹夫「外貨換算会計に関する基礎的考察」『会計』第132巻第6号, 1987年12月, 76-78ページ。

<sup>(4)</sup> FASB SFAS No. 52, Foreign Currency Translation, December 1981, par. 26.

の期待感といった経済外要因によっても影響を受ける。会計上、為替相場は、次のようなとらえ方によって分けられる<sup>(6)</sup>。第一に、どの時点の為替相場で換算・記録を行うかによって、取引日レート(historical rate)、決算日レート(closing rate or current rate)、決済日レート(settlement rate)、及び平均レート(average rate)等がある。第二に、資金の受け渡しの時期によって、直物相場<sup>(6)</sup>(spot rate)、先物相場<sup>(7)</sup>(forward rate)等がある。第三に、売買取引の対象のとらえ方によって、銀行間相場<sup>(8)</sup>(Interbank rate)、対顧客相場<sup>(9)</sup>等がある。

外貨換算の目的は、為替レートの変動が企業のキャッシュ・フローと持分に与える経済的影響を認識し、外貨で測定されている在外事業体の財務諸表を結合・連結させることにある<sup>(10)</sup>。具体的には、外貨換算は次のような目的のために行われる<sup>(11)</sup>。

<sup>(5)</sup> 嵐村剛雄編著『国際会計論』白桃書房, 1991年, 299-300ページ。

伊藤眞『外貨換算会計の実務』中央経済社, 1992年, 2ページ。

<sup>(6)</sup> 直物相場とは、銀行の対顧客公示相場で、外貨の売買が原則として成約の時点から2営業日以内に行われる取引に適用される相場である。

<sup>(7)</sup> 先物相場とは、2つの通貨を特定の将来の時点で交換する契約の条件に従って定められた為替レートをいう。すなわち、外貨の一定金額の売買を成約の時点から3営業日以降将来の特定時点(売買日を確定する場合と週単位または月単位等売買期間を特定する場合がある)に一定の相場で行うことを前もって約束する場合の当該予約相場である。

<sup>(8)</sup> 銀行間相場とは、外国為替相場どおしの仲介取引の相場であり、新聞等に掲載される為替相場である。

<sup>(9)</sup> 対顧客相場には、銀行が毎日店頭で公示する直物相場である公示相場と、顧客が為替の売買を銀行に依頼したときの市場での実勢相場に銀行のマージン(手数料及び為替リスクに対する保険料等)を加えた市場平均相場がある。対顧客直物相場には、電信為替相場(telegraphic transfer rate)、一覽払い為替相場(at sight rate)、期限付為替相場手形相場(usance rate)などがある。

<sup>(10)</sup> SFAS No. 52 par. 4.

<sup>(11)</sup> L. Miller, Accounting problems of Multinational Enterprise, D. C. Heath and company, 1979. pp. 144-148.

稲垣富士男・菊谷正人『国際取引企業の会計』中央経済社, 1989年, 39ページ。

第一に、外貨建取引<sup>(12)</sup>(foreign currency transactions)の換算及び連結財務諸表の作成のための外貨表示財務諸表の換算、第二に、在外事業体の営業活動の評価及び在外事業体の経営者の業績評価、第三に、在外営業活動の指揮・統制、第四に、国際企業の財務諸表の利害関係者による利用である。

また、外貨換算の目的は、連結財務諸表に組み入れることを前提としての外貨表示財務諸表の換算に際して、親会社の報告通貨の見地(本国主義)から組み入れるのか、それとも現地通貨の見地(現地主義)から組み入れるのかによっても異なる。本国主義(parent perspective)の観点では、在外事業と国内事業との同質性が強調され、外貨表示財務諸表を構成している取引を親会社の報告通貨によって再測定したのと同じ結果になるように財務諸表を換算することによって、企業グループ全体の事業を報告通貨で統一的に測定した財務情報を連結財務諸表で報告しようとする。現地主義(local perspective)の観点では、在外事業と国内事業の異質性が強調され、外貨表示財務諸表に示されている財務情報の原理を維持するように財務諸表を換算することによって、環境の異なる在外事業の経済的実態を反映した財務情報を連結財務諸表で報告しようとする<sup>(13)</sup>。

---

<sup>(12)</sup> 外貨建取引とは、外貨で表示されているか外貨での決済を必要とする取引をいう。  
(IASC, IAS No. 21(revised 1993), The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates,  
November 1993, par. 8.)

<sup>(13)</sup> 嶺輝子『外貨換算会計の研究』多賀出版, 1992年, 218-221ページ。

## 第二節 一取引基準と二取引基準

外貨建取引の発生日から当該取引に係る外貨建金銭債権債務の決済に至るまでの間の為替相場の変動による為替差額（あるいは為替差損益）すなわち為替換算損益及び為替決済損益の会計処理をめぐって、一取引基準（観）（one-transaction perspective）と二取引基準（観）（two-transaction perspective）といった二つの考え方がある。これは外貨建取引自体とその後が発生する為替決済取引とを一体の取引とみなすかどうかの違いであり、外貨建取引の報告通貨での取引額をどの時点で測定するかということである。

### 1 一取引基準

一取引基準とは、外貨建取引と当該取引に係わる代金の為替決済取引とを連続した一体の取引とみなして処理する考え方である。一取引基準によれば、外貨建輸出入取引等が行われたときには取引日レートで換算・記録するが、これは決済日レートが確定していないため暫定的なものにすぎず、実際の報告通貨による決済額が当該取引の最終的に確定された取引額とみなされる<sup>(14)</sup>。その論拠は、取得原価主義会計の下において、取引は実際に支出したまたは受取った代価に基づいて測定されるべきであり、また資産の原価はそれを取得するために支払った犠牲の総額であるとする点にある<sup>(15)</sup>。したがって、為替差損益は、当該取引が売買取引である場合には輸入資産の原価または輸出収益の構成要素として、また当該取引が金融取引である場合には借入コスト（支払利息）または貸付報酬（受取利息）の構成要素として処理されることになる。しかしながら、一取引基準を適用する場合、次項2で指摘されるような問題が生ずる。

### 2 二取引基準

二取引基準とは、当初の外貨建取引とその取引に係わる代金決済取引とをそれぞれ別個の取引とみなして処理する考え方である。二取引基準は次の一取引基準の適用から生ずる

<sup>(14)</sup> 稲垣富士男・菊谷正人「前掲書」, 45<sup>頁</sup>-7<sup>頁</sup>。

<sup>(15)</sup> 嶺輝子「前掲書」, 229<sup>頁</sup>-7<sup>頁</sup>。

問題点を解決するという論拠で主張されている。すなわち、一取引基準を適用する場合、次のような問題が生ずる<sup>(16)</sup>。

第一に、最終的に決済が行われるまで、費用及び費用性資産の額並びに収益の額が確定しない。

第二に、外貨建金銭債権・債務の為替差額を当該債務に係る資産の原価などに加減すること（為替差損益を期中の売上原価と期末の棚卸資産に配賦すること）は煩雑な配賦計算が必要であり、またその配賦計算自体が実務的に不可能な場合が多い。

第三に、為替レートの変動という事実の発生と損益認識との間には時間的ズレが生じ、期間対応性を欠くことになる。変動相場制の下で生ずる為替差額は、経営者の為替レート変動についての対策に係わる意思決定の結果から生ずるものであり、輸出入取引による営業損益とは発生源を別個にする金融損益である。

二取引基準では、売買取引と為替決済取引とを区別し、決済日までの為替レート変動による為替差損益は金融損益の一種として処理することになる<sup>(17)</sup>。二取引基準による場合、決算日の為替差額は為替換算損益（未実現）として、また決済時の為替差額は為替決済損益（実現）として認識されることになる。為替換算損益と為替決済損益とはその確定性（実現性）の点で重要な相違があり、特に処分可能利益（課税所得）の計算目的上は両者を明確に区別して処理すべきであるが、変動相場制下において両者から生ずる為替差損益はその性格において同一であり、その差額が生じるのは単に認識時点の相違である。また、為替換算損益と為替決済損益は、いずれも外貨建取引の発生時から決済時に至るまでの間の為替レート変動による影響額の一部を示すものであり、両者を別々に区別する意義に乏しい。実務上においても、両者を合算して損益計算書に当期の為替差損益として処理されている。次節で外貨建取引における為替差額の認識とその処理方法が検討される。

<sup>(16)</sup> 新井清光「為替会計基準の見直し問題」『JICPAジャーナル』第450号, 1993年1月, 35ページ。嶺輝子『前掲書』, 229-231ページ。

<sup>(17)</sup> 近田典行「外貨建取引会計」304ページ（寫村剛雄編著『前掲書』1991年）。

稲垣富士男・菊谷正人『前掲書』, 45-46ページ。

K. W. Kubin, Financial Accounting and International Business operation, in H. P. Holzer ed., International Accounting, Harper & Row, 1984, p. 52.



### 第三節 外貨建取引の為替差額の認識時期とその処理方法

#### 1 為替差額の認識時期

為替差額とは、同額の外貨を異なった為替レートにより報告通貨で報告することから生ずる差額をいう<sup>(18)</sup>。為替差額は為替エクスポージャー<sup>(19)</sup> (foreign exchange exposure) の分類に応じて、外貨建取引に関連する為替差額と外貨表示財務諸表の換算に関連する為替差額とに分けられる。前者には将来、通貨の交換・決済を必要とする未決済の外貨建項目の換算から生ずる為替差額（為替換算損益）と、外貨建項目の決済から生ずる為替差額（為替決済損益）とが含まれる。

外貨建項目の為替差額の会計上の認識時期については、第一に、金銭債権・債務の決済時に認識する見解、第二に、為替レートの変動時に認識する見解、第三に、今まで換算に使用していた為替レートが一定比率以上に変動した時に認識する見解、とに分けられる<sup>(20)</sup>。

##### (1) 金銭債権・債務の決済時に認識する見解

この見解では外貨建金銭債権・債務が決済されるまで、為替差額は認識されない。つまり為替レートの変動を無視し、当該外貨建金銭債権・債務の換算には、取引日レートが適用されることになる。これは、不確定な為替差額を記録しないことで、未実現損益の認識を回避することを意味する。この見解は主として、外貨資金の借入または貸付に伴って発生する長期金銭債権・債務の換算に際して主張される。

<sup>(18)</sup> IAS No. 21(revised 1993), par. 7.

<sup>(19)</sup> 為替エクスポージャー(foreign exchange exposure)とは、為替リスク（為替の変動による為替差損の発生により企業会計に不利な影響を及ぼす可能性）にさらされている部分の金額をいう。

<sup>(20)</sup> FASB Discussion Memorandum: An Analysis of Issues Related to Accounting for Foreign Currency Translation, February 1974, par. 37.

嶺輝子「外貨建取引の換算に関する問題点(2)」『経営と経済』（長崎大学）第69巻第2号，1989年9月，221頁以下。

(2)為替レートの変動時に認識する見解

この見解では為替差額が為替レートの変動時に認識される。為替差額は次の論拠に基づき、為替レートの変動時に、貸借対照表上では当該外貨建金銭債権・債務の報告通貨表示額の増減として、また損益計算書上では利得または損失として認識される。

第一に、為替決済取引が完了した後の期間よりも、為替レートの変動事象が生じた期間に、その変動事象が会計上に及ぼす影響ないし結果を報告した方が財務諸表の利用者に、より有用な情報を提供することができる<sup>(21)</sup>。なぜなら、外貨建取引を行っている企業はもっぱら為替レートの変動の結果として利得を獲得または損失を被るという特別な状況におかれているからである。したがって、為替差額はそれが発生した時点における当該状況の結果を正しく報告するために、為替レートが変動したときに純利益の計算に含まれるべきである<sup>(22)</sup>。

第二に、外貨建金銭債権・債務が長期である場合には、為替レートの変動から決済までの期間も長くなるかもしれない。その場合、決算日レートによる換算は、それら金銭債権・債務を常に、貸借対照表日現在の報告通貨額で表示することができる。

第三に、その変動事象が発生した時点で認識し報告する発生主義会計の思想に合致している<sup>(23)</sup>。

(3)いままで換算に使用していた為替レートが一定以上に変動した時に認識する見解

この見解では、外貨建金銭債権・債務が決済されるまで、小幅な為替レートの変動の会計上の影響については報告されない。つまり為替レートの変動が小幅な比率にとどまっている場合には、その変動を無視し、取引日レートで換算し（その結果として、為替レートの変動の影響の認識が遅れることになる）、為替レートの変動が一定比率以上である場合には、決算日レートで換算することになる<sup>(24)</sup>。

---

<sup>(21)</sup> FASB Discussion Memorandum, op. cit, par. 42.

嶺輝子「外貨建取引の換算に関する問題点(2)」, 212ページ。

<sup>(22)</sup> SFAS No. 8 par. 164.

<sup>(23)</sup> SFAS No. 52 par. 124.

<sup>(24)</sup> FASB Discussion Memorandum, op. cit, par. 39.

## 2 為替差額の処理方法

外貨建取引の為替差額の処理方法としては、主に次の3つがあげられる<sup>(25)</sup>。

第一に、資産の原価の修正として処理する方法である。

この処理方法を支持する一つの見解は、「資産の原価は関連する負債の総額を支払うために必要とした犠牲の総額に等しい<sup>(26)</sup>」ということにある。在外事業体が為替レートの変動時において純負債持高を有するならば、その為替差額はそれらに関連する資産の原価の一つの要素である。しかしながら、為替エクスポージャーから生ずる為替差額は当初の外貨建資産及び負債の購入または販売取引とは別個の出来事（為替レート変動）の結果であるから、為替差額は資産購入取引と区別されるべきである。

第二に、為替差額が実現するまでその認識をおくらせる方法である<sup>(27)</sup>。

この方法の論拠になるのは、実現基準の適用、保守主義、為替レート変動の不確実性、将来の企業利益に与える影響である<sup>(28)</sup>。この処理方法は、取引日から決済日までの為替レートによって生じた為替差額を決済の行われた期間のみの損益とすることになり、為替レート変動の事実と為替差額の認識とが期間的に対応しない結果を招くことになる<sup>(29)</sup>。

第三に、為替差額が発生した期に損益として認識する方法である<sup>(30)</sup>。

この方法の論拠は次のようである。まず、為替レートが変動したときに一定の資産及び負債は新しい為替レートを反映するように修正されるべきであり、またその結果生じた為替差額は外貨建の購入により取得した資産の原価または外貨建の販売により計上された収益の修正ではない<sup>(31)</sup>。ついで、外貨を保有している企業または外貨で表示された債権もしくは債務を有する企業は、もっぱら為替レートの変動の結果として利得を得または損失を

---

<sup>(25)</sup> SFAS No. 8 par. 172.

<sup>(26)</sup> SFAS No. 8 par. 173.

<sup>(27)</sup> 繰延法は、アメリカの内国歳入庁(Internal Revenue Service)によって要求されている方法である。

<sup>(28)</sup> SFAS No. 8 pars. 184-193.

<sup>(29)</sup> 嶺輝子『前掲書』, 232頁-シ。

<sup>(30)</sup> 当期認識法は、FASBによって要求されている方法である。

<sup>(31)</sup> SFAS No. 8 par. 161.

被る、という意味で特別な状況におかれているとみなす。為替レートが変動したときには外貨で表示された勘定の修正により生ずる為替差額は、それが発生した時点における当該状況の結果を正しく報告するために、直ちに純利益の計算に含まれるべきである。

この方法の場合には、為替レートの変動の影響が期間的に正しく損益計算に反映されるが、為替差益の実現性あるいは処分可能性に問題がないわけではない。しかしながら、外貨建金銭債権債務の為替差額はいつでも決済によって現金化できるものであり、ただ、企業自身の意思によって現金化していないだけである。今日の為替市場が量的に拡大しており、また、多様な為替取引形態が発展していることを考慮するならば、それら意思決定の結果生じた為替差額を当期の損益として計上することは企業の為替取引に関する業績を明らかにするために不可欠である<sup>(32)</sup>。

---

<sup>(32)</sup> 長谷川哲嘉「為替取引に関する会計基準」『JICPAジャーナル』第425号, 1990年12月,

20ページ。

#### 第四節 外貨表示財務諸表の換算方法

外貨表示財務諸表の換算においては、時間的経過によって生じる為替レートの変動に対して、どの外貨表示項目にいつの時点の為替レートで換算するかという換算方法の選択と、その換算の結果生じた為替差額の処理が問題となる。外貨換算方法としては、一般に、流動・非流動法、貨幣・非貨幣法、テンポラル法及び決算日レート法があげられる。これらの換算方法は、国際金融市場におけるポンド平価の固定制からポンド切下げといった平価の見直し、つまり平価変更及び調整を伴う場合の外貨換算会計問題として、また戦時における利益送金の制限、政策的公式レートと市場レート（実勢レート）の乖離に伴う問題など、個別的で具体的な会計問題への対処策として生まれたものである。

##### 1 流動・非流動法(current-noncurrent method)

流動・非流動法においては、貸借対照表項目を流動項目と非流動項目とに区分し、流動資産・負債は決算日レート（current rate;CR）で換算し、非流動資産・負債は取引日レート（historical rate;HR）で換算する。また、収益費用項目（減価償却費を除く）は、取引日レートまたは期中平均レートで換算する。減価償却費は当該固定資産を計上した時のレートで換算する。決算日レートで換算するということは、為替レートの変動によって生ずる為替差額を認識することであり、流動・非流動法は、流動項目についてのみ為替差額を認識する換算方法である<sup>(33)</sup>。

しかしながら、この方法は、情報開示の見地から採択された分類基準であり、それをそのまま換算のためのレート選択の基準として用いることは適切ではないという批判がある。すなわち、外貨数値の性質（属性）が同じ（例えば、前払費用項目）でも短期のものにはCRが、長期のものにはHRが適用されるという不合理性や、性質が全く異なるにも関わらず分類上はいずれも流動資産たるもの（例えば、売掛金と前払金）にはそのいずれにもCRが

<sup>(33)</sup> 嶺輝子「米国における外貨換算会計基準の発展とその問題点(1)」『経営と経済』（長崎大学）第67巻第2号, 1987年9月, 97-99頁-ジ。

適用されるという矛盾を含んでいる<sup>(34)</sup>。

## 2 貨幣・非貨幣法(monetary-nonmonetary method)

貨幣・非貨幣法は、決算日現在における回収見込額ないし支払見込額で表示されている貨幣項目を決算日レート(CR)で換算し、取得原価で表示されている非貨幣項目を当該項目の取得日レート(HR)で換算し、為替差損益は経常的か臨時巨額かとは関係なく、営業外損益として処理する方法である。また、収益費用項目(減価償却費を除く)は、取引日レートまたは期中平均レートで換算する。この方法は、法律または契約により金額が固定している貨幣項目は貨幣価値変動の影響を受けやすいので、その為替差額を計上すべきであるという理論的根拠によるものである。

この方法は、財務諸表の分類基準に従って換算レートを決める点で問題がある。例えば、非貨幣項目が時価で繰越された場合、それをHRで換算すると、不合理な結果を生ずることになる。流動・非流動法と貨幣・非貨幣法の実質的な差異は棚卸資産と長期負債の換算にある。すなわち、棚卸資産は流動・非流動法のもとでは決算日レートで換算されるが、貨幣・非貨幣法では取引日レートで換算される。また、長期負債は流動・非流動法のもとでは取引日レートで換算されるが、貨幣・非貨幣法では決算日レートで換算される。

## 3 テンポラル法(temporal method)

テンポラル法は、取得原価主義を前提とし、資産・負債の属性を変えず、また外貨建て測定に用いられた会計原則を維持するため、取得原価で評価されている項目は取引日レートで換算し、時価で評価されている項目は決算日レートで換算する方法である。テンポラル法による換算は、非貨幣性資産であっても現在価格で測定されている場合には決算日レートを適用する点を除いて、取得原価主義会計の枠内では貨幣・非貨幣法による換算手続と実質的には同じである。この方法は、1975年にアメリカ財務会計基準審議会(FASB)の財務会計基準報告書(SFAS)第8号で規定された換算方法である。

<sup>(34)</sup> 三浦正一「外貨換算会計基準についての一考察」『商経論叢』(九州大学)第32巻第2号, 1991年, 28頁-32頁。

この方法が採用される場合、在外事業体は親会社の一部であると考え、在外事業体は実質的独立性はなくその活動はすべて親会社の国内業務の延長（単一実体）とみなされる。そこで行われる取引は、すべて本国で一般的に認められた会計原則に準拠して、本国通貨（単一測定単位）によって営まれているかのごとく測定・表示される。また、この方法は測定基準（会計原則）を変更せずに、外貨による測定を自国通貨による測定に変更するため、どんな測定基準にも適用しうる特徴をもっている。

しかしながら、この換算方法では、取得原価で測定・表示された棚卸資産や固定資産には取引日レートを適用し、債権債務には決算日レートの適用を要求し、また為替差額はすべて為替レートの変動が生じた期の当期の損益として認識される。その換算の結果、企業の報告利益は一時的な為替レートの変動により直接的な影響を受け、時には外貨表示財務諸表上の純利益が純損失（または純損失が純利益）に逆転する。いわゆる「換算のパラドックス」の結果が生じ、また換算により財務比率が歪められることになり、その為替差額は単に計算上のものであってキャッシュ・フローに影響を及ぼさないことになる<sup>(35)</sup>。

#### 4 決算日レート法(current rate method)

決算日レート法は、時価主義を前提し、貸借対照表項目は決算日レートで換算し、損益計算書項目は決算日レートまたは期中平均レートで換算し、資本勘定は取得日レートで換算する方法である。また換算から生ずる為替差額は当期の損益に含めず、為替調整勘定(translation adjustments)として株主持分の修正項目に累積される。

この方法の考え方では、在外事業体を親会社とは独立した事業単位（複数実体）としてみなし、現地通貨による測定値は本国通貨に再表示されるにすぎないと解される。決算日レート法の論拠は、独立的な在外事業の経営実態は実際に行われた現地通貨による取引結果を基本的事実として作成された外貨表示財務諸表によって最も有意味に示されること、また、在外事業体に対する親会社の主な関心は利益配当の源泉となっている在外事業体の純投資額であり、この純投資の価値は財産を決算日レートで換算することによって最も適切に表示されること、等におかれる。しかしながら、決算日レート法に対して、外貨表示

<sup>(35)</sup> 隅田一豊「新外貨換算会計基準の意義と限界」『論集』（札幌商科大学）第33号、1983年2月、3-4頁-ジ。

財務諸表の換算において、取得原価で表示された項目に対しても一律にCRを適用することは伝統的な原価主義会計を歪めるものとする反論がある。

この反論は、原価主義会計が、取得原価で表示された項目に対しては、取得原価で表示されたままに示すことが必要であるという考え方に基づいている。取得原価で表示された項目は、取得原価で表示されたままに示すことが必要であるという考え方に基づいている。取得原価で表示された項目は、取得原価で表示されたままに示すことが必要であるという考え方に基づいている。

第一に、取得原価で表示された項目は、取得原価で表示されたままに示すことが必要であるという考え方に基づいている。取得原価で表示された項目は、取得原価で表示されたままに示すことが必要であるという考え方に基づいている。取得原価で表示された項目は、取得原価で表示されたままに示すことが必要であるという考え方に基づいている。

第二に、取得原価で表示された項目は、取得原価で表示されたままに示すことが必要であるという考え方に基づいている。取得原価で表示された項目は、取得原価で表示されたままに示すことが必要であるという考え方に基づいている。取得原価で表示された項目は、取得原価で表示されたままに示すことが必要であるという考え方に基づいている。

第三に、取得原価で表示された項目は、取得原価で表示されたままに示すことが必要であるという考え方に基づいている。取得原価で表示された項目は、取得原価で表示されたままに示すことが必要であるという考え方に基づいている。取得原価で表示された項目は、取得原価で表示されたままに示すことが必要であるという考え方に基づいている。



## 第五節 外貨表示財務諸表の換算と連結主体観との関係

在外事業体の財務諸表を本国親会社の財務諸表に組み入れる場合すなわち多国籍企業における連結財務諸表を作成する場合、連結主体あるいは報告主体観が異なれば、為替レート変動の影響の認識及び測定のプロセスにおいて、その換算方法も異なる。連結主体あるいは報告主体とは、連結財務諸表が「誰のために」作成されるかという会計行為を行うにあたっての判断主体のことである<sup>(36)</sup>。連結財務諸表の作成を前提とした在外事業体の財務諸表の換算方法を決定する過程で親会社と在外事業体の関係を考える場合、主に次の二つの連結主体観が展開される。

第一は、「資本主説」である。資本主説は在外事業体が主として親会社の事業の直接的かつ不可分の構成部分として活動する場合を仮定するものである。そこでは、親会社とその株主との関係を重視し、かつ親会社株主の立場から集団化された企業の経済的実体を考察することになる。資本主説における在外事業体の主な関心あるいは課題は、在外事業体資産の価値及び在外収益力よりもむしろ継続的、規則的な送金可能な金額の水準とその変動である。資本主説では親会社の観点が基本にあり、結果として在外事業体は親会社の延長としてみなされ、換算プロセスは海外活動を含むための測定基準の拡大として位置づけられる。連結に際して、親会社持分（資本主持分）にあたる純資産とその増減だけを連結実体の持分と考え、少数株主持分は連結持分から除外される。

第二に、「実体説」では、集団化された企業の経済的実体が重視され、連結は親会社株主のみならず少数株主を含めた企業集団自体のために行われる。連結に際して、企業の資産・負債、損益は企業自体のものとみなされ、親会社持分と少数持分は各々の持分比率に基づいて連結持分として表示される。実体説では連結プロセスの結果として報告実体が増えることを仮定し、新たな報告実体が存在しているとみなされる。また換算プロセスにおいては、国内における利用よりも財貨用役に対する現地での支配を表す現地情報をそのままの形で再表示することが要請される<sup>(37)</sup>。これら連結主体観の相違は、異なった連結財

<sup>(36)</sup> 武田隆二『連結財務諸表』国元書房、1988年、63-64頁-ジ。

関西学院大学会計研究室編『連結会計基準の国際比較』中央経済社、1993年、29-30頁-ジ。

<sup>(37)</sup> 白木俊彦『外貨換算会計基準の国際的調和』中央経済社、1995年、207頁-ジ。

〃 『外貨換算会計と連結主体』『会計』第146巻第7号、1994年7月、36頁-ジ。

務諸表作成の手續をもたらずことになり、実質的に連結範囲、少数株主持分の取扱い、会社間利益の取扱い及び投資消去差額などにおいて差異をもたらずことになる。

外貨表示財務諸表の換算方法の選択は、在外事業体の経営実態あるいは現地化の程度と為替環境の変化といった状況に応じて行われるべきである<sup>(38)</sup>。在外事業体の経営実態と連結主体観・換算方法とを関連づけて説明するならば、<表2>のように要約することができる。<表2>において、連結財務諸表を作成する際、それぞれのもつ目的関連性の相違から、親会社の視点に立つ親会社説は本国主義の考え方による計算構造の展開として、また、在外事業体の視点に立つ実体説は現地主義の考え方による計算構造としてとらえる。外貨表示財務諸表の換算方法は、資本主説すなわち本国の視点からはテンポラル法をはじめ、貨幣・非貨幣法あるいは流動・非流動法が採用されるのに対して、実体説すなわち在外事業体の視点からは決算日レート法が採用されることになる<sup>(39)</sup>。

<表2> 在外事業体の経営実態と連結主体観・換算方法との関係

	資本主説	実体説
在外事業体の性格	・親会社の延長(本国主義)	・独立的な企業実体(現地主義)
在外事業体の主な営業目的	送金可能な本国通貨価値の極大化	財貨及び用役に対する現地支配力の極大化
在外事業体の主な情報	送金可能な本国通貨価値の水準とその変動の測定に関する情報	財貨及び用役に対する支配力の現地水準と営業活動による現地水準の変動に関する情報
在外事業の測定単位	単一測定単位	複数測定単位
外貨換算の本質と外貨表示財務諸表の換算方法	・測定転換過程 ・テンポラル法 (本国による外貨建取引とみなして換算)	・再表示過程 ・決算日レート法 (為替差額を出さず、項目間の比率を維持)
一般物価変動との結合方法	換算後再表示法	再表示後換算法

いかなる換算基準がとられるべきかは連結会計情報に対する社会的有用性に関連する。

<sup>(38)</sup> 国際的傾向として、決算日レート法とテンポラル法を状況によって使い分けるアプローチ、すなわち状況的換算法が採用されている。

<sup>(39)</sup> 松井泰則『国際会計関係論』白桃書房、1992年、65-66ページ。

なぜなら、外貨換算基準の方法に関する制度的適合性は連結会計情報の社会的有用性に求められるからである。特に連結主体論に係る問題は国際的企業計算の要となる領域であるので、在外事業体の計算構造に対する国際的概念フレームワークならびにその国の経済状態や国際的立場を反映した各国独自の在外事業体における会計処理をさらに確立していくことが必要である。

## 第二章 各国における会計基準の設定主体と外貨換算会計制度の形成及びその展開

最近、各国の会計基準及び開示制度に関する国際的調和の動きや国内企業の国際的営業活動の展開を背景として、各国の会計基準の設定機関や当該政府機関が如何に対処してきたかについての考察及び国際的な会計基準の設定機関の活動状況についての考察が重要視されている。本章では、その一環として、国際会計基準委員会(IASC)、アメリカ、日本、韓国、イギリスにおける会計基準の設定主体の性格及びそれらの特徴と、外貨換算会計制度の形成及びその展開過程について検討する。

### 第一節 国際会計基準委員会の場合

#### 1 会計基準の設定主体とその特徴

国際会計基準委員会(IASC)は、1973年6月、財務諸表の作成提示にあたって準拠すべき会計基準を公共の利益のために公表し、かつ、それらが世界的に承認され遵守されることを促進することと、財務諸表の作成提示に関する規則、会計基準及び手続の改善及び調和に向けて広く活動をすることを目的として、9カ国<sup>(1)</sup>の職業会計士団体の合意により設立された。1983年からは、定款第3条により、国際会計士連盟(IFAC)の会員である各国の職業会計士団体も、自動的に国際会計基準委員会のメンバーとなった。

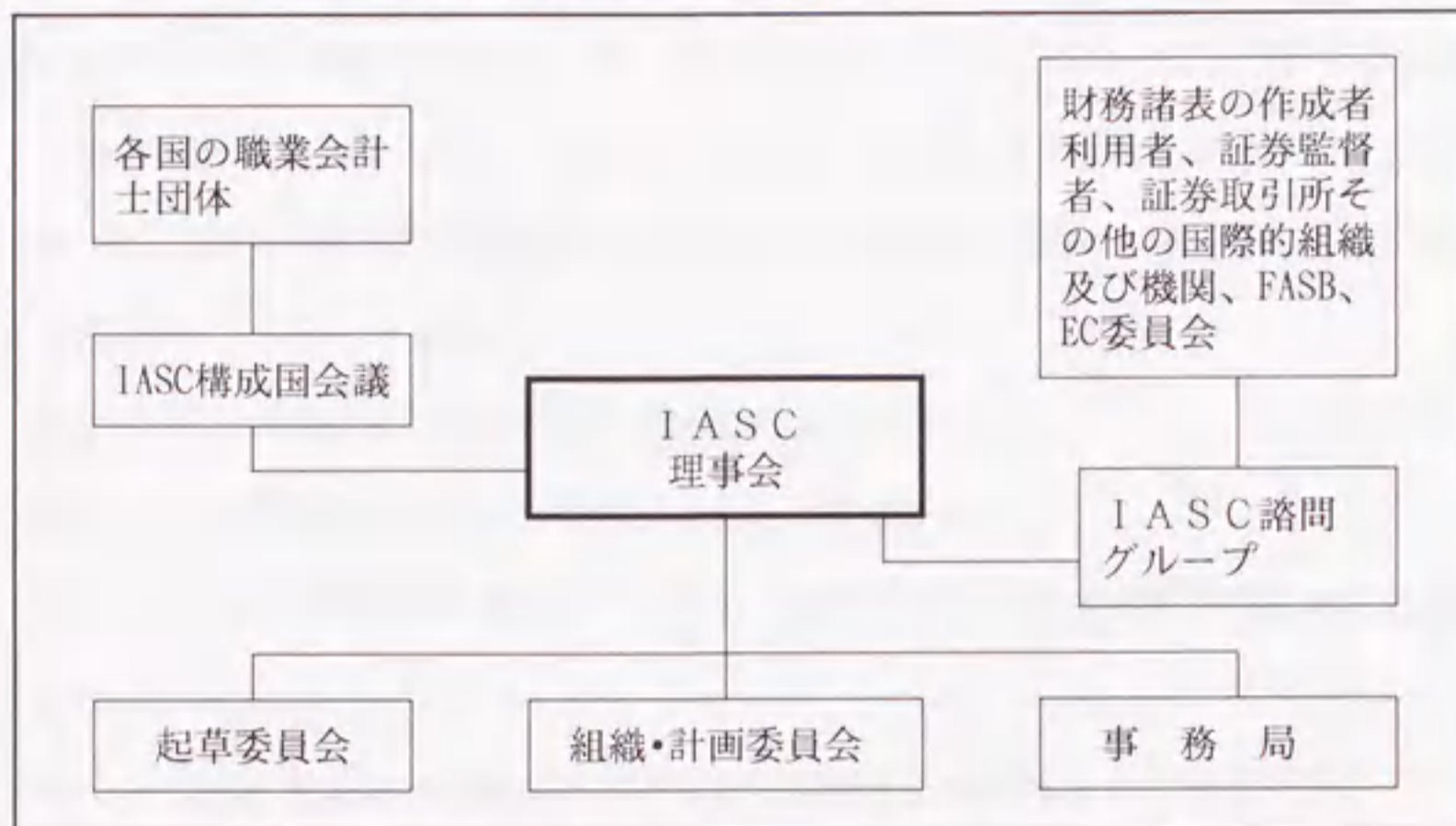
また、最近、各国の証券市場関係者の中で、IASCの国際会計基準(IAS)に一層の強制力を付与して、各国の会計規準の調和化を図ることが必要であるとの認識が高まっていることから、証券取引監督者国際機構(IOSCO)<sup>(2)</sup>が1987年にIASCの諮問グループのメンバーとなり、IASCの活動を積極的に支持するようになった以来、国際会計基準が何らかの強制力を伴う可能性をもつことになりつつある。

<sup>(1)</sup> 9カ国とは、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、オランダ、日本、メキシコ、オーストラリアである。

<sup>(2)</sup> 1986年7月に設立されたIOSCOは、国際株式市場の健全な育成のために、証券規制に関する国際的調和化に重点をおきながら、証券監督者側の諸問題を検討する組織である。

<図1>のように、国際会計基準(IAS)の設定主体はIASC理事会であり、IASC理事会は国際会計基準の承認を含むすべてのIASCの活動の最高意思決定機関である。

<図1> IASCにおける会計基準の設定主体



<参照> 新井清光編『会計基準の設定主体』中央経済社, 1993年, 194ページ。

IASC諮問グループは、財務諸表の作成者及び利用者のグループ等、職業会計士以外の国際的組織及び機関をそのメンバーとしており、IASCの諸活動に関して理事会に意見や助言を与えることを目的としている。最近ではIOSCO、FASB、EC委員会の参加によって、諮問グループはIASCの機構の中でますますその重要度を増加している。

IASCの下部組織としては、組織・計画委員会、起草委員会及び事務局がある。組織・計画委員会(OPC)は、IASCの常設の委員会として、IASCの組織、計画及び構成に関する事項を検討し、IASC理事会に提言を行うことを主たる目的としている。起草委員会は、個々の国際会計基準の草案作成作業を行う。理事会が新しいテーマを採択すると、そのつど起草委員会が設置され、起草委員会の任務の目的と範囲が指示される<sup>(3)</sup>。

IASCは、1989年1月、各国間の財務諸表の比較可能性を向上させるために、国際会計基準

<sup>(3)</sup> 徳永忠昭「IASCにおける会計基準の設定」193-205ページ（新井清光編著『会計基準の設定主体』中央経済社1993年）。

(IAS)公開草案(ED)第32号「財務諸表の比較可能性<sup>(4)</sup>」を公表し、現在の国際会計基準で認められている会計処理方法の自由な選択を除去することを提案した。すなわち、類似する取引及び事象については、原則として、一つの会計処理を規定的処理(required treatment)として定めて、他の方法をすべて除去する。また、異なる会計実務が確立されている場合には、優先的処理(preferred treatment)とし、他の一つを許容している<sup>(5)</sup>。それらの会計処理方法の決定に際して、ED第32号では次の四つの規準を採択している<sup>(6)</sup>。

第一に、現在の世界的な実務ならびに各国の会計基準、法律及び一般に認められた会計原則の趨勢。

第二に、「財務諸表の作成表示に関する枠組」への準拠。

第三に、規制監督者及びその代表団体などの見解。

第四に、同一の国際会計基準の中で首尾一貫性及びその他の国際会計基準との首尾一貫性。

その後公開草案32号の提案事項に対するIASC理事会の決定とその実施に関する今後の方針については、「趣旨書(Statement of Intent)―財務諸表の比較可能性」(1990年7月)として公表した。

また、IASCは、1989年7月、会計基準の理論的体系化を図るために、「財務諸表の作成表示に関する枠組み」を公表した。その概念的枠組においては次のような項目を扱っている<sup>(7)</sup>。すなわち、財務諸表の目的、財務諸表における情報の有用性を決定する質的特徴、財務諸表を構成する要素の定義、認識及び測定、資本及び資本維持の概念である。この「枠組」はIASC理事会が将来のIASの作成と既存のIASの見直しを行う際に概念的な拠り所を提供することを主たる目的としている。

<sup>(4)</sup> 公開草案第32号は、同一の取引や事象に対しては、原則として、1つの会計処理だけを認めることを目指したものであって、それまでに設定されていたIASが同一の取引及び事象に対して会計処理の自由な選択を認めていたために、IASに準拠して作成された財務諸表では比較可能性が損なわれるという弊害を除去することを目的とするものである。

<sup>(5)</sup> IASC IAS ED No. 32, Comparability of Financial Statements, January 1989, par. 21.

<sup>(6)</sup> IASC IAS ED No. 32, par. 19.

<sup>(7)</sup> IASC, Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements, July 1989, par. 5.

1990年には、IASC理事会はED第32号から始まった改善プロセスを継続させるために、新起草委員会を発足させた。その委員会では、(イ)趣旨書における今後の変更点を実施すること、(ロ)現行の国際会計基準が十分に詳細でかつ完全に適切な開示要件を含むよう改訂作業を進めること、及び(ハ)用語をIASCのフレームワークに含まれているものと合致させることが検討された。また、比較可能性・改善プロジェクトは、財務諸表の比較可能性の趣旨書に影響される現行の国際会計基準に限定し、同プロジェクトによる改訂公開草案のすべては、財務諸表の比較可能性に関する趣旨書の変更を組み込んでおり、IASC理事会はすべての公開草案に対するコメント・レターを考慮した上で、1993年11月には、「改訂国際基準<sup>(8)</sup>」を承認した<sup>(9)</sup>。IASCは、1975年IAS第1号「会計方針の開示」を公表して以来、現在(1993年6月)まで31個のIASを公表したほか、第48号に至る数々の公開草案(E. D.)を公表している。

IASCはプライベート・セクターという性格上、財務諸表作成の際にIASを強制的に準拠させる法的権限を持たない。したがって、IASCにおける今後の主な検討課題としては次のようなことがあげられる<sup>(10)</sup>。

第一に、IASCの会員に職業会計士団体以外の者を含めるべきか否か、また、IASC理事会メンバーに、各国の基準設定主体の代表及び産業界の代表を含めるべきか否か。

第二に、IASCがその独立性を維持できる範囲で資金を集めることができるようなIASC財団を設置すること。

第三に、国際会計基準の適用対象をどのように考えるか。

第四に、資産及び負債の測定基礎に関する国際的なコンセンサスを設定すること。

## 2 外貨換算会計制度の形成とその展開過程

国際会計委員会(IASC)は、会計処理及び開示基準の国際的統一をめざして、外貨換算会計基準に関する審議を続け、1977年にIAS公開草案第11号「外貨建取引の会計及び外貨表示

<sup>(8)</sup> IASC, Revised International Accounting Standards 1993, November 1993.

<sup>(9)</sup> 井戸一元「会計制度の国際的調和化」151-152ページ(権泰殷編著『国際会計』創成社、1995年)。

<sup>(10)</sup> 徳永忠昭「前掲論文」, 209-210ページ。

財務諸表の換算(案)」を公表し、また、1982年にはIAS公開草案第23号「外国為替レート変動の影響の会計処理(案)」を公表している。公開草案第23号では、在外事業体の性格により、在外営業活動体(Foreign-based operation)を在外事業体(Foreign entity)に該当するものと、該当しないものとに分類している。

IASCは1983年7月に、国際会計基準(IAS)第21号「外国為替レート変動の影響の会計処理(Accounting for the Effects of Changes in Foreign Exchange Rate)」を公表している。IAS第21号の内容は、アメリカのSFAS第52号とイギリスのSSAP第20号に類似している。すなわち、外貨表示財務諸表の換算においては、決算日レート法とテンポラル法とが在外事業体の性格に応じて選択的に適用される。また、1989年の公開草案第32号「財務諸表の比較可能性」及び1990年の「趣旨書」の公表によって、IAS第21号において選択適用が認められていた5項目の会計処理が除去されることになった<sup>(11)</sup>。IASCは、1992年3月に、公開草案第32号及び趣旨書に基づいて、IAS公開草案第44号「外国為替レート変動の影響」を公表した。公開草案第44号は、基準が十分に詳しく記述され、完全であり、かつ、資本市場及び国際経済界の要求を満たすのに十分な開示要件を含むことを明確にするために、IAS第21号に対する改善事項を提案しているものである。

IASCは、1993年11月に、公開草案第44号に基づいて財務諸表の国際的比較可能性の観点

---

<sup>(11)</sup> 除去される会計処理方法は次のようである。

第一に、長期貨幣項目に関する外国為替の損益の認識において、繰延べて当期及び将来の期間の損益として認識する方法。

第二に、在外事業体の損益計算書項目の換算に用いる為替レートとして、決算日レートを適用する方法。

第三に、損益計算書項目を決算日レート以外のもので換算することから生じる差額の処理において、当期の損益として認識する方法。

第四に、超インフレ経済下にある子会社の財務諸表の換算において、事前の修正表示なしに財務諸表を換算する方法(換算後再表示法)。

第五に、親会社の営業と不可分である在外営業活動体の換算差額の処理において、繰延べて当期及び将来の期間の損益として認識する方法。



から、IAS第21号を改訂公表した。改訂IAS第21号は次のように特徴づけられる<sup>(12)</sup>。

第一に、外貨建取引の定義及びその具体的例示について規定していること。

第二に、在外事業体に対する純投資額のヘッジ会計処理についてのみ取扱い、ヘッジ会計の適用規準を含め、他のヘッジ会計については国際会計基準「金融商品」において定めることにしたこと。

第三に、大幅な通貨切り下げないし通貨下落時の取扱いにおいて、標準的処理（為替差損発生時の損益に含める）及び代替的処理（為替差損は関連投資の簿価に算入可能）を定めていること。

第四に、在外事業体等の財務諸表の換算において、損益項目は（旧基準では決算日レート<sup>(1)</sup>の適用も容認していたが）取引日レートで換算し、為替差損益は報告企業の資本の部に含めること。



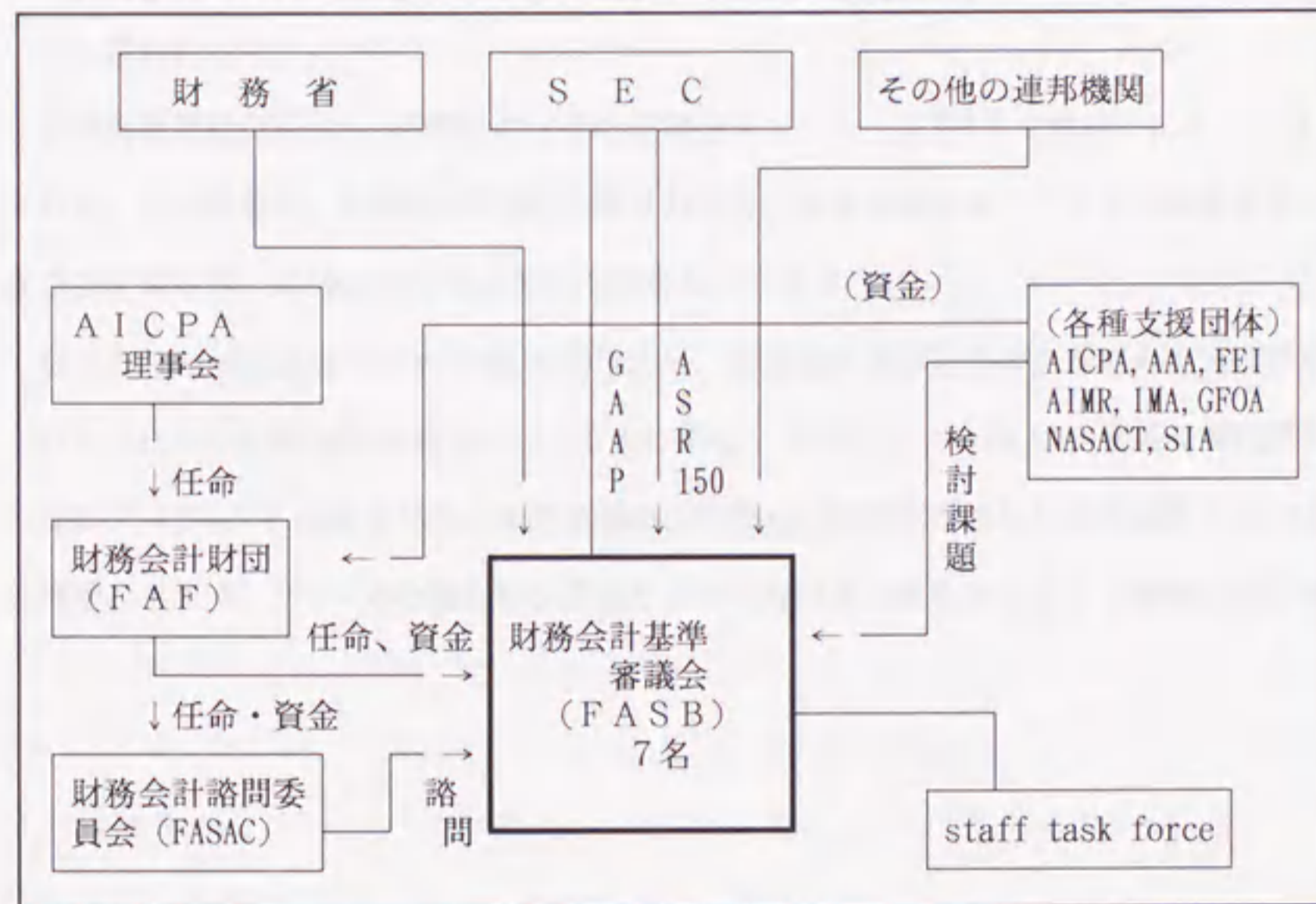
<sup>(12)</sup> IASC, IAS No. 21(revised 1993), The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates, November 1993.

## 第二節 アメリカの場合

### 1 会計基準の設定主体とその特徴

アメリカにおける会計基準の設定主体は、証券取引委員会(SEC)が1938年の会計連続通牒(ASR)第4号により、会計基準の設定権限をアメリカ公認会計士協会(AICPA)に委譲して以来、1938年から1959年まではAICPAの会計手続委員会(CAP)であり、1959年から1973年までは会計原則審議会(APB)であった。1973年以降からは、<図2>のように、SECとAICPAとは独立した民間機関として設立された「財務会計基準審議会」(FASB)が会計基準の設定主体としての役割を果たしている。

<図2> アメリカにおける会計設定の設定主体と規制機関



<参照> M. C. McCullers and Schroeder, Accounting Theory, 1978, p. 8.  
新井清光編『会計基準の設定主体』中央経済社, 1993年, 2ページ。

FASBは、財務会計財団(FAF)理事会によって任命される7名のメンバーから構成され、その任期は5年であり(1期だけは再任可能)、常勤・有給である。FASBの公式刊行物には、財務会計基準書(SFAS)、財務会計諸概念報告書(SFAC)、FASB解釈指針(FASB Interpretation)、専門公報(Technical Bulletins)などがある。財務会計基準書(SFAS)とFASB解釈指針は、

SEC、AICPA及び州公認会計士審査会(SBoPA)により「実質的に権威のある支持」を得ている「一般に認められた会計原則(GAAP)」として認められており、強制力をもっている。

しかしながら、FASBは、一民間組織にすぎないので、会計基準を遵守させる権限はもたず、SECとAICPAが会計基準を遵守させる権限をもっている。SECは公開企業に対して、財務報告書あるいは財務諸表は必ずFASB基準に適合していなければならないことを求めている。また、AICPAは公開会社、非公開会社を問わず、監査報告書を付す条件としてその財務諸表がGAAPによるものであることを求めている。FASBは、資金と人事の両面において他のいかなる組織からも独立したプライベート・セクターであり、しかも財務報告のための会計基準の設定にあたってはその基本的視点を投資者保護におき、特定の利害関係者集団のみが影響力を行使することがないように正規の手續に基づいた「公開主義(sunshine policy)」を根幹としている。しかしながら、FASBは、その会計基準の規制の実態からみると、純粋なプライベート・セクターではなく、むしろ実質的にはパブリック・セクターとして機能していると思われる<sup>(13)</sup>。

財務会計財団(FAF)は、非常勤の16名の理事会メンバー(任期3年の無給)によって運営される。その職務は、FASB及びFASACの委員の任命、各種支持団体<sup>(14)</sup>からの活動資金の調達及び予算管理、FASBに対する全般的な監督などである。

財務会計諮問委員会(FASAC)の基本的任務は、財務会計及び財務報告基準の設定及び改善プロセスにおいて統括的な助言を行うことにある。すなわち、FASACは、重要な専門的問題、FASBのプロジェクト議題及びその優先審議順位の決定、FASBが対処しなければならないような事項、タスク・フォースの選定及び編成ならびにFASBまたはその会長から要請される諮問

<sup>(13)</sup> 広瀬義州「アメリカにおける会計基準の設定」, 1-2ページ(新井清光編著『会計基準の設定主体』中央経済社1993年)。

<sup>(14)</sup> FAFは、現在、アメリカ公認会計士協会(AICPA)、アメリカ会計学会(AAA)、投資管理・研究調査協会(AIMR)、財務担当重役協会(FEI)、管理会計協会(IMA)、証券業協会(SIA)、政府財政担当役人協会(GFOA)、全米各州の監査人・コントローラ・財務役協会(NASACT)、8つの団体から支援をされている。

事項に関してFASBと協議することを任務としている<sup>(15)</sup>。

アメリカにおける企業会計制度は次のように特徴づけられる<sup>(16)</sup>。

第一に、公開資本市場に対する依存性の強さである。会計基準は投資者及び債権者の意思決定に資することと、資本の提供者と資本の調達者との情報格差を埋めることを目的としてつくられている。

第二に、資本市場規制の広範なネットワークが存在することと、訴訟の発生率が高いことである。SEC及びアメリカ全国における類似の規制機関がすべての投資者の公正かつ平等な取扱いを確保するための規制を設けている。

第三に、財務会計と税務会計が分離していることである。原則として課税所得は政府の指導で決定され、GAAPで作成された数値とは異なる場合が多く、時にはその相違がかなり大きなものとなる場合もある。この場合は財務諸表に注記の形で情報が加えられることになる。

## 2 外貨換算会計制度の形成とその展開過程

アメリカにおいて、公的な権威のある機関からの外貨換算会計に関する意見書は、1930年代、アメリカ会計士協会(AIA)における会計手続特別委員会(SCAP)の公報第92号「外国為替差損(foreign exchange losses); 1931, 12」から始まり、またその公報第117号「為替利得の会計処理に関するメモ; 1934」、そしてAIAの会計手続委員会(CAP)による会計調査公報(ARB)第4号「在外事業と外国為替; 1939, 12」及びARB第43号「会計調査公報の修正及び改訂; 1953」の第12章「在外活動と外国為替(foreign operations and foreign exchange)」等である。1965年までアメリカでは、それらの意見書によって提案されている流動・非流動法が主たる換算方法であり、為替差損益の繰延や引当処理が認められていた

<sup>(15)</sup> FASB, Rules of Procedure, Amended and Restated, through May 1, 1991, pp. 6-7,

51-52. 広瀬義州「アメリカにおける会計基準の設定」7ページ(新井清光編著『会計基準の設定主体』中央経済社, 1993年)。

<sup>(16)</sup> Dennis R. Beresford, 「米国の会計基準設定プロセスの概観とFASBプロジェクト」

『JICPAジャーナル』第459号, 1993年10月, 30-31ページ。

<sup>(17)</sup>。また、会計原則審議会（APB）は、1965年にAPB意見書第6号「会計調査公報の現状」を公表し、流動・非流動法とともに実質的に貨幣・非貨幣法をも一般に認められた換算方法として認めた。

財務会計基準審議会（FASB）は、アメリカ企業の国際的経営活動の拡大や為替環境の急激な変化（1971, 73年のドルの切下げと変動相場制への移行）などに伴い、換算方法および為替差損益の処理方法が実務において多様に存在していること、また、必ずしもすべての企業がそれら換算方法や為替差損益の処理を十分に開示していないこと等の問題点を解決するために、1973年12月にSFAS第1号「外貨換算の情報開示<sup>(18)</sup>」を公表した。

FASBは、1975年6月、包括的な外貨換算会計基準の設定を決意し、SFAS第8号「外貨建取引及び外貨表示財務諸表の換算に関する会計<sup>(19)</sup>」を公表した。SFAS第8号は、外貨建取引に対する二取引基準の考え方と外貨表示財務諸表に対するテンポラル法を採用し、変動相場制移行以後に盛んになった先物為替契約に関する会計処理規定も定めている。1975年から1981年までは、テンポラル法が唯一の方法であり、また、為替差損益の繰延や引当て処理は禁止された<sup>(20)</sup>。1977年12月、FASBは、SFAS第20号「先物為替予約に関する会計処理（SFAS No. 8の改訂）」を公表し、先物為替予約に関する会計処理の規定を定めている。

しかしながら、SFAS第8号によるテンポラル法の採用は、外貨表示財務諸表の換算において「換算のパラドックス」が生ずること、為替差損益の繰延禁止によって每期多額の損益が計上されることなどの多くの批判が寄せられた。1981年12月、FASBはSFAS第8号における批判を解消ないし回避するために、機能通貨による決算日レート法を採択したSFAS第52号「外貨換算<sup>(21)</sup>」を公表した。SFAS第52号は次のように特徴づけられる。

---

<sup>(17)</sup> 嶺輝子「米国における外貨換算会計基準の発展とその問題点(1)」『経営と経済』（長崎大学）第67巻第2号，1987年9月，97-102頁-7。

<sup>(18)</sup> FASB SFAS No. Disclosure of Foreign Currency Translation Information, December 1973.

<sup>(19)</sup> FASB SFAS No. 8, Accounting for the Translation of Foreign Currency Transactions and Foreign Currency Financial Statements, June 1975.

<sup>(20)</sup> 大塚成男「合衆国の外貨換算会計基準における決定要因」『経済研究』（千葉大学）第6巻第2号，1991年12月，145-146頁-7。

<sup>(21)</sup> FASB SFAS No. 52, Foreign Currency Translation, December 1981.

第一に、在外事業体の分類及び外貨表示財務諸表の換算方法の選択に際して、機能通貨の概念<sup>(22)</sup>を取り入れたこと。

第二に、外貨表示財務諸表の換算によって生ずる為替差額すなわち為替調整勘定は純利益に含めず、株主持分の修正項目としたこと。

第三に、決算日レート法を採用したこと。

また1986年12月、SFAS No. 89「財務報告と物価変動」(No. 33及びNo. 70の改訂)を公表し、物価変動下における外貨換算に関する会計処理の規定を定めている。

---

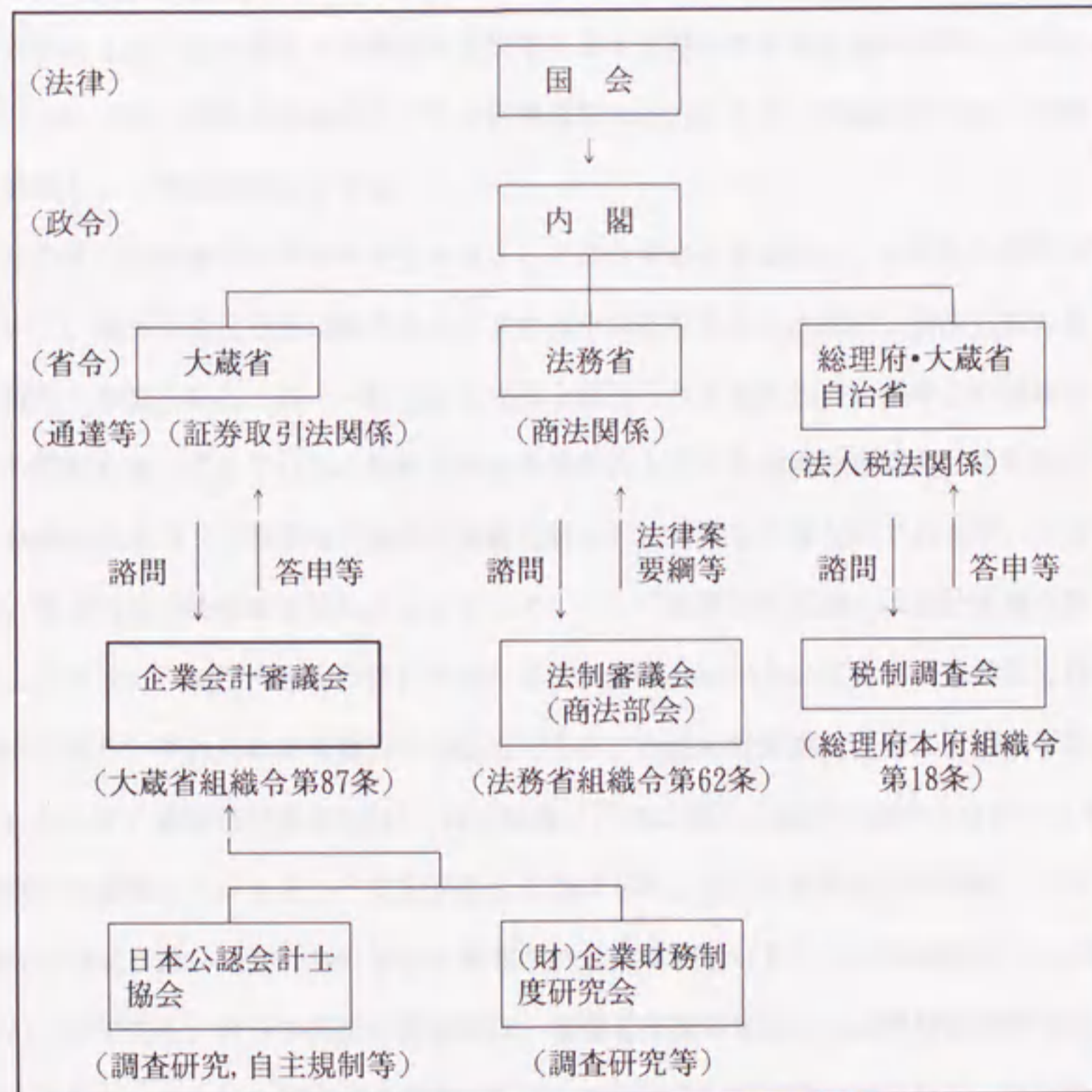
<sup>(22)</sup> ある事業体(単位)の機能通貨(functional currencies)は、当該事業体が事業を行っている第一義的に重要な経済環境における通貨である。通常それは、事業体が主として資金を獲得し、かつ費消している経済的環境における通貨である。その機能通貨は、親会社から独立した在外事業体の場合は、現地通貨が機能通貨となり、親会社に従属した在外事業体の場合は、報告通貨(本国通貨)が機能通貨となる。

### 第三節 日本の場合

#### 1 会計基準の設定主体とその特徴

日本の企業会計制度の特徴は、証券取引法、商法及び税法の会計関連法令が相互に結びつき、また影響し合っていることである。まず、証券取引法関係については、本法のほか、同法施行令、開示省令及び関係取扱通達があり、さらに各種の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則として財務諸表規則、連結財務諸表規則及び中間財務諸表規則ならびに関係取扱通達がある。

<図3> 日本における会計基準の設定主体と規制機関



<参照> 新井清光編『会計基準の設定主体』中央経済社, 1993年, 161頁以下。

<図3>のように、これらの法令・通達の制定・改正などにあたっては、1952年8月、大蔵省組織令第87条に基づいて設置されている「企業会計審議会」が大蔵大臣の諮問に応じて、

政策の採否・決定に関する諮問機関としての役割だけでなく、その実施の方策つまり具体的な会計基準の設定主体としての役割を果たしている。同時に、日本公認会計士協会や企業財務制度研究会も企業会計審議会との協力関係を図ってきている。

企業会計審議会は、大蔵大臣によって任命された会長及び委員40人以内で組織され、すべて非常勤である。会長と委員の任期は2年であり、再任可能である。

次に、商法関係については、本法のほか、法務省令として計算書類規則などがあるが、これら法令の制定・改正にあたっては、法制審議会（事実上は商法部会）がその改正法律案をとりまとめるなど、諮問機関としての役割を果たしている。法制審議会は、法務大臣の諮問に応じて、民事法、刑事法その他の法務に関する基本的な事項について調査審議することを目的として、1949年6月に法務省の部属機関として設置されたものである。

最後に、法人税法関係については、本法のほか、租税特別措置法、各施行令、施行規則などがあるが、法人税法その他の租税制度に関する基本的事項を調査審議し、また関連事項については、大蔵省主税局及び自治省税務局の協力を得て、内閣総理大臣に意見を述べる機関として税制調査会がある<sup>(23)</sup>。

証券取引法関係の会計基準設定主体としての企業会計審議会は、その会計基準の設定において、商法や税法規定に制約され、またはその影響を受け、逆に、商法上の「公正な会計慣行」や法人税法上の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」の設定主体としての役割を担ってきている。証券取引法を根拠法として企業会計審議会により設定された「企業会計原則」は証券取引会計の実務指針として機能してきたのであるが、その設定以来、数度の部分的修正を重ね今日に至っている。「企業会計原則」は会計実務の基盤であることの故に、強制力をもつ強行法規たる商法及び税法の会計に関する諸規定とは密接な関連を有し、それらの間の整合性が必要である。商法の計算規定は特に、1974年の商法改正において、商法第32条第2項に「商法帳簿ノ作成ニ間スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」という規定が新しく設けられ、公正な会計慣行の集約としての「企業会計原則」は、商法の会計基準の基盤ないしは解釈指針としてのその位置づけが成分化されたのである。今日の商法計算規定は、債権者保護の見地から必要な諸制約をその中に組み入れた、株主への配当可能利益の計算システムとして特徴づけられる。また税法における会計諸規定は課税所得の算定に関する規定であり、税法自身の論理と体系をもち、そ

<sup>(23)</sup> 新井清光編著『会計基準の設定主体』中央経済社、1993年、160-165ページ。



こにはマクロ的観点からの財政政策及び租税政策が反映される<sup>(24)</sup>。

## 2 外貨換算会計制度の形成とその展開過程

日本の企業会計審議会は、国際的な通貨・金融制度の改革及びそれに伴う為替レート変動に対処するために、1968年5月以降、外貨建取引に係る会計処理の基準及び外貨表示財務諸表に関する円換算の基準を、「企業会計上の個別問題に関する意見；以下、個別意見」の形で次のとおりに公表してきた。

第一に、個別意見第一（外国通貨の平価切下げに伴う会計処理に関する意見；1968年5月）は、1967年11月のイギリスにおけるポンドの切下げに対応するもので、当面必要とされる外貨建取引の会計処理及びイギリス支店の財務諸表の換算方法を示しているものである。

第二に、個別意見第三（外国為替相場の変動幅制限停止に伴う外貨建資産等の会計処理に関する意見；1971年9月）は、米ドル対金兌換停止を背景として、外国為替の売買について上下1%の変動幅の制限を暫定的に停止した措置に対処するために必要とされる会計処理を示しているものである。

第三に、個別意見第四（基準外国為替相場の変更に伴う外貨建資産等の会計処理に関する意見；1971年12月）は、1971年12月のスミソニアン体制（1ドル308円という新平価の設定）への移行に伴う多角的な通貨調整などに対応するものである。

第四に、個別意見第五（現行通貨体制のもとでの外貨建資産等の会計処理に関する意見；1972年7月）は、外国為替の売買相場の変更幅を基準外国為替相場の上下2.5%とする国際通貨体制（ワイドバンド制）のもとでの会計処理を示したものである。過去の個別意見が暫定的であったのに対して、個別意見第五は常に安定性が継続する限り、每期決算期において常に適用されるべき換算に関する会計基準として公表された。

第五に、個別意見第六（外国為替相場の変動幅制限停止中における外貨建資産等の会計処理に関する意見；1973年3月）は、1973年2月に外国為替の売買相場について、基準外国為替相場の上下2.5%という従来の変動幅の制限が停止されたことに伴い、完全にフロート制に移行した後の状況に対処できる会計処理を示しているものである。

<sup>(24)</sup> 飯田穆「現代企業会計における情報開示」『経済科学』（名古屋大学）第39巻第4号，1992年3月，94頁～97頁。

これらの個別意見は、重要な外国為替環境の変化に対して、当面必要とされる外貨換算処理に関する会計基準に限定されている。そのために、一般にかつ包括的な外貨換算基準を設定する必要性に迫られていた。

1979年6月、企業会計審議会は、国際通貨体制としての変動相場制が定着しており、日本企業の海外活動もこの制度に慣熟し、外国為替市場の変化に適応した海外活動を行っている状況を考慮し、また、1978年4月以降実施された連結財務諸表制度に関連して、海外活動の包括的・一般的な会計処理基準を示すものとして「外貨建取引等会計処理基準」を公表した。この基準は、外貨換算の対象を、外貨建取引、在外支店の財務諸表項目及び在外子会社等の財務諸表項目とに区分し、各々について換算の基準を示すという構成になっている。

また、1979年7月に、大蔵省は、大蔵省通達「外貨建取引等会計処理基準の取扱について」を公表し、それ以前の個別意見と同様、証券取引法の適用に当たっては、外貨建取引等会計処理基準を一般に公正妥当と認められる会計原則として取扱うことにした。外貨建取引等会計処理基準は、1979年7月10日以後に提出される財務諸表、中間財務諸表及び連結財務諸表から適用されることとなった。これに関連して、日本公認会計士協会の会計制度委員会は、同年7月に「在外支店及び在外子会社等の財務諸表項目の換算手続（中間報告）」を公表し、また9月に「外貨建取引における実務上の個別問題について（中間報告）」を実務の指針として公表した<sup>(25)</sup>。日本公認会計士協会は、企業会計審議会からの依頼を受けて、1984年1月、「外貨会計基準」の枠内で、実務上の対応措置及び当面の監査上の取扱いの問題等を検討し、監査第一委員会報告第四六号「外貨建短期金銭債権債務に関する当面の監査上の取扱について」を公表した。これにより外貨建短期金銭債権債務の期末残高を取引時レートで換算することが可能となった。

1994年3月、大蔵省は、先物・オプション取引に係る企業の経営事態をよりの確に開示するため、「企業内容等の開示に関する省令」及び「企業内容等の開示に関する取扱通達」を改正し、有価証券報告書における経理の状況のなかで、新たに、「先物為替予約の状況」の開示を求めることにした。主な内容としては、最近2事業年度等の年度別に、先物為替予約については、貸借対照表日等における予約外貨残高、先物予約相場による円貨額、貸

<sup>(25)</sup> 菅原秀人「外貨建金銭債権・債務の会計処理について」『経済学研究』（北海道大学）第35巻4号、1986年3月、54-59頁。

借対照表日等の為替相場による円換算額及び円換算に用いた為替相場の種類（先物相場または直物相場）等を記載することである。その開示は、1994年4月1日以降開始する事業年度から適用される。

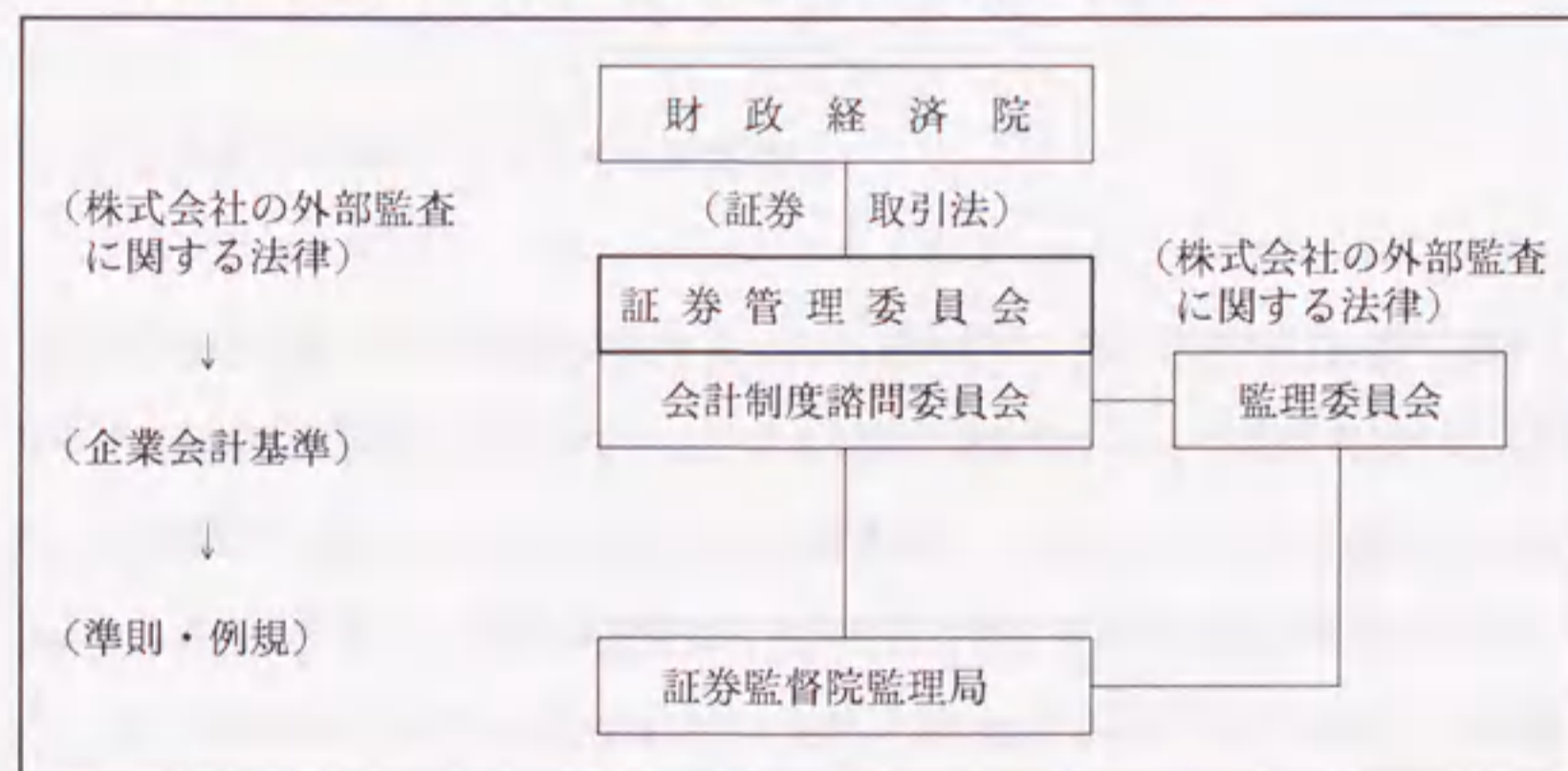
また、最近、通貨オプション・通貨スワップ等の外貨建金融商品の出現、対外直接投資の拡大と在外子会社の位置づけの変化等、企業の為替環境の変化に伴い、企業会計審議会は、1994年4月以降、第一部会及び同小委員会において、現行の外貨建取引等会計処理基準の見直しをテーマに審議を行った結果、1995年5月に改訂の外貨建取引等会計処理基準を公表した。その改正の要点としては次の二つがあげられる。その一つは、為替予約、通貨オプション及び通貨スワップ等に対する会計処理方法の明確化が図られていること等、外貨建取引の換算基準が充実されたことである。もう一つは、在外子会社の外貨表示財務諸表の換算方法が修正テンポラル法から決算日レート法に変更されたことである。この改訂基準は、1996年4月1日以降開始する事業年度に係る財務諸表等について適用するもの（ただし、それ以前に開始する事業年度に係る財務諸表等について適用することを妨げない）とした。

#### 第四節 韓国の場合

##### 1 会計基準の設定主体とその特徴

韓国の会計制度は、日本と同様に、証券取引法（韓国では証券去来法という）、商法及び税法という3つの法令と、日本とは異なる統一化された企業会計基準という会計の規範に基づいて規制されている。韓国会計基準の設定主体は、〈図4〉のように、財政経済院（日本の大蔵省と経済企画庁にあたる）を中心として、証券管理委員会、証券監督院及び監理委員会である。「証券管理委員会」は、有価証券の発行・管理、公正な取引秩序の維持、証券関係機関の監督などに関する事項を審議・決議する機関であり、証券監督院は証券管理委員会の指示・監督を受けて、証券行政の事務を担当する機関である。また、監理委員会は外部監査対象企業に対する監査報告書を管理するために証券監督院に設置されている。

〈図4〉 韓国における会計基準の設定主体と規制機関



〈参照〉 権泰殷編著『国際会計』創成社, 1995年, 106ページ。  
新井清光編著『会計基準の設定主体』中央経済社, 1993年, 146ページ。

企業会計基準（準則・例規を含む）の制定・改正は、証券管理委員会の審議・決議事項であるが、その作業は主に証券管理委員会に設置されている会計制度諮問委員会が証券監督院の協力を得て行う。証券管理委員会の構成メンバーは、(a)韓国銀行総裁、(b)韓国証券取引所理事長、(c)財政経済院次官、(d)有価証券に関する学識が豊富で徳望のある者のうち、財政経済院長官の要請により大統領が任命する者6名（3名は常任委員とする）、からなっている。委員長は、常任委員の中から大統領が任命する。委員の任期は3年であり、予算の

範囲内で手当及び必要経費が支給される。会計基準の制定・改正案は証券管理委員会で審議・決議される前に、「監理委員会」の審議を経なければならない。

企業会計基準は、証券管理委員会の制定と財政経済院長官の承認を得て改正・施行されるものであり、またそれは、元来、それまでの「上場法人に関する会計規程；証券取引法の適用会社にのみ法的拘束力を有する会計規定」と「企業会計原則；証券取引法の適用を受けない一般企業が遵守すべき会計規定」の併存による会計処理等とに、二元化されていたものを、大統領令「株式会社の外部監査に関する法律」（法律第3297号、1980年12月）に基づきその一元化の意図で、1981年12月に制定されたものである。

「株式会社の外部監査に関する法律」の制定により、証券取引上も商法上も財務諸表は「企業会計基準」に準拠して作成されたものを用いており、また、その法律施行令によれば、証券取引法の適用を受ける上場法人等を含む、資産総額60億ウォン（韓国通貨）以上の会社に対して外部監査が要求され（施行令第2条）、外部監査は証券管理委員会が定める「企業会計基準」に準拠して行われる。企業会計基準は外部監査を要求されない会社の会計処理にも準用され（基準第133条）、まさに韓国の一般的・統一的会計基準といえる。

## 2 外貨換算会計制度の形成とその展開過程

韓国における最初の外貨換算に関する会計処理規定は、1971年の銀行監督院通牒「外貨表示資産負債の邦貨評価調整」である。その通牒では決算日レート法の適用を規定している。1974年6月、韓国公認会計士協会は意見書第3号「外貨建資産・負債の評価と為替差損益の会計処理」を公表し、貨幣・非貨幣法と棚卸資産に対する低価主義の適用を提案している。同年7月、大統領令で制定・公表された「上場法人等の会計処理に関する規程」第32条「外貨資産及び負債の評価」の規定は、韓国公認会計士協会の意見書第3号と本質的同じものであるが、ただ、外貨建負債の評価損失を繰延処理する点が異なる。

外貨換算の会計処理規定は、1980年以前までは主として外貨建負債の評価に関するものであったが、企業の在外支店及び現地投資の増加など企業環境の変化により、1980年に会計諸規定が改正され、外貨表示財務諸表の換算に関する検討がなされた。1980年8月、韓国

公認会計士協会は、意見書第10号「海外事業場<sup>(26)</sup>の外貨表示財務諸表のウォン貨換算会計処理」を公表した。これは韓国において最初の外貨表示財務諸表の換算に関する規定であり、換算方法としてはテンポラル法と決算日レート法との選択適用が認められていた。

また、同年11月「上場法人等の会計処理に関する規程」の改正と1981年1月「企業会計原則」の改正により、外貨換算方法としては貨幣・非貨幣法のみが認めており、為替差損益は原則として当期の損益とされた。ただ、長期外貨建資産及び負債から生ずる為替差損益が資本金の5%を超える場合（すなわち、臨時巨額の場合）には、繰延資産または負債として5年以内に償却することを要求した<sup>(27)</sup>。1981年6月、韓国公認会計士協会は、意見書第11号「海外事業場外貨資産・負債及び損益の評価」を公表した。第11号の公表は意見書第10号を廃止させ、外貨建取引の換算と外貨表示財務諸表の換算を同一視させる結果となった。

1981年12月、証券管理委員会は企業会計基準の改正を行い、外貨建資産及び負債の換算（評価）と海外事業場の外貨表示財務諸表の換算において、原則として貨幣・非貨幣法を認めており、例外として決算日レート法を認めた。外貨建資産負債の換算から生ずる為替差額は、原則として当期の損益とするが、長期外貨建債権債務の換算によって生ずる臨時巨額の為替差額は繰延べ処理することができるとした。また、海外事業場の財務諸表の換算によって生ずる為替差額は「海外事業換算借または貸」と表示し、繰延資産・負債として5年以内に均等償却することにした<sup>(28)</sup>。

1990年3月に改正された企業会計基準では、外貨建資産・負債の為替差損益の処理方法や在外支店及び在外子会社の外貨換算方法等が改善された。すなわち、外貨建資産負債の換算による為替差損益は、長期と短期とを区分せず、当期の損益として処理することになった。また在外支店と在外子会社との換算方法は区分して規定した。すなわち、海外支店（在外支店）または海外事業所の外貨建資産・負債の換算においては、貨幣・非貨幣法を

<sup>(26)</sup> ここでの海外事業場とは、海外支店、海外事業所、海外従属法人（在外子会社）などをいう。

<sup>(27)</sup> 権泰殷「韓国会計基準の新展開」『産業経理』第51巻1号, 1991年, 53頁-7頁。

朴泳炳「外貨表示財務諸表の換算会計に関する研究」博士論文(釜山大学校)1987年2月, 21-24頁-7頁。

<sup>(28)</sup> 李海東「企業会計基準解説」一潮閣（韓国語）, 1989年, 1-5頁-7頁。

原則とし、例外として決算日レート法を認めている。また、海外従属法人（在外子会社）の外貨表示財務諸表の換算においては、決算日レート法を採用している（基準第103条、103条の2-3項）。先物為替予約の会計処理については、概念的な処理根拠規定として新設し、その具体的な会計処理は「企業会計基準例規<sup>(29)</sup>」によって定められている。

1996年3月の改正「企業会計基準」では、外貨換算の会計処理に関して、投機目的の先物為替予約から生ずる損益を当期の損益とするなどの金融派生商品の会計処理が導入されることになっている。しかしながら、韓国は、包括的・一般的な外貨換算会計処理基準が制定されておらず「企業会計基準」の中の一部として規定されている。

---

<sup>(29)</sup> 「企業会計基準例規」とは、企業会計基準に関する質疑に対する応答した文書で、証券管理委員会が制定するものである。企業会計基準は非常に簡略に作成されているために多くの説明が必要であり、このような説明は主として企業会計基準例規として現れることになる。

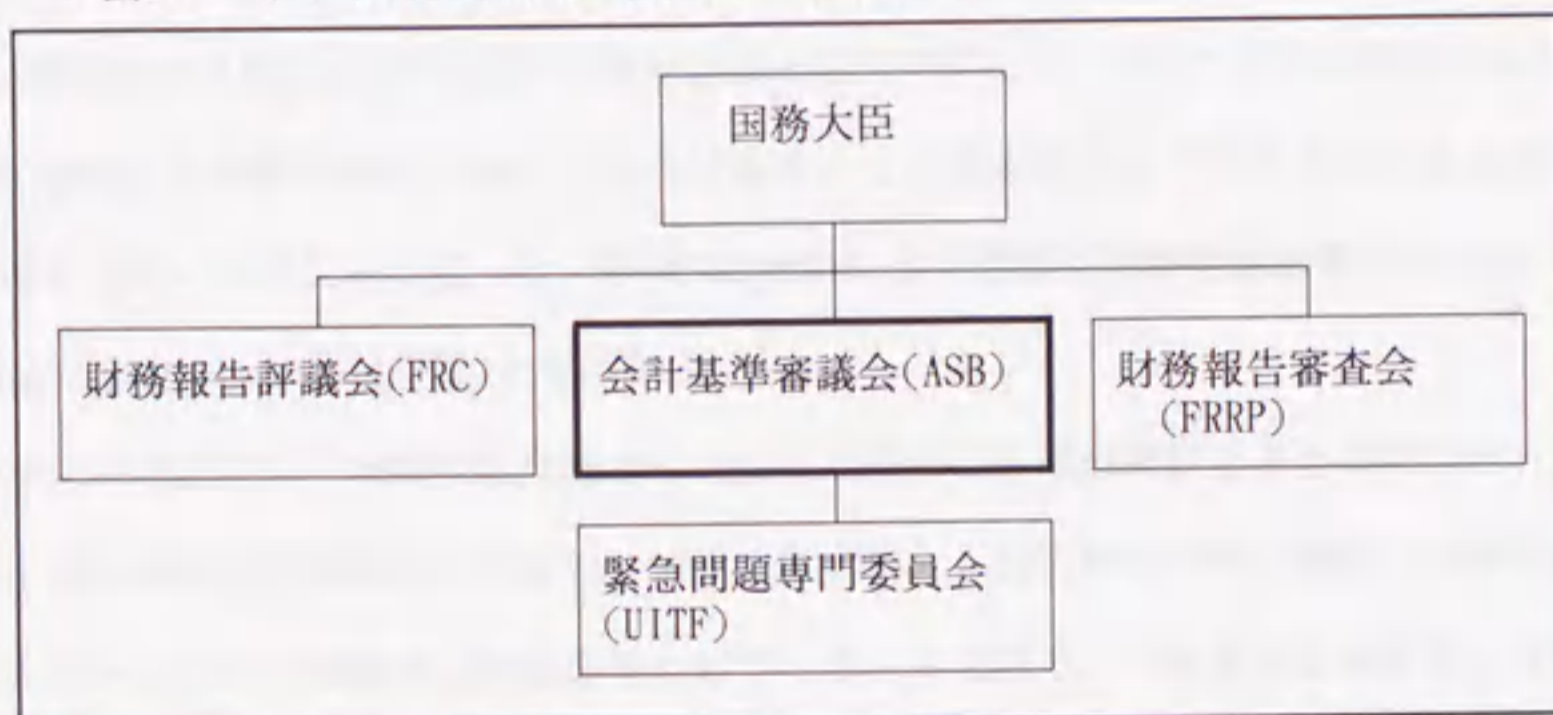
## 第五節 イギリスの場合

### 1 会計基準の設定主体とその特徴

イギリスの会計制度は、会社法に定められた会計規定と職業会計士団体によって設定された会計基準の2つから成り立っている。会社法は多くの会計ルールを規定しているが、その内容はあくまでも基本的な程度にとどまっておき、会社実務においては職業会計士団体からなる会計基準委員会(ASC)による「会計実務基準書」(SSAP)が会計実践の指導基盤として重要な役割を果たしている。しかしながら、実際には、SSAPは従来会社法上の公式な地位や役割を与えられていなかった。

現在のイギリスにおける会計基準の設定主体は、<図5>のように、「会計基準審議会」(Accounting Standards Board;ASB)である。ASBは、1990年8月に「CCAB-ASC体制<sup>(30)</sup>」から組織変更された新体制(FRC-ASB-FRRP体制)の核をなすものである。

<図5> イギリスにおける会計基準の設定主体



<参照> 新井清光編「会計基準の設定主体」中央経済社, 1993年, 32ページ。  
田中弘「イギリスの会計制度」中央経済社, 1993年, 123ページ。

すなわち、最高の意思決定機関である財務報告評議会(FRC)のもとには、各々独立した2つの重要な機関、会計基準審議会(ASB)と財務報告違反審査会(FRRP)が設置されており、ま

<sup>(30)</sup> CCAB-ASC体制とは、会計士団体合同諮問委員会(Consultative Committee of Accountancy Bodies, CCAB)と会計基準審議会(Accounting Standards Committee, ASC)を中核とする自主規制システムである。



た会計基準の設定を迅速に行うため、ASBの下部組織として緊急問題専門委員会(UITF)が設けられている<sup>(31)</sup>。

国務大臣すなわち政府は、会計規制システムについて、規制機関はパブリック・セクターにするが、その運営(会計基準の設定・監督・調査の権限を一定の機関に付与すること)においてはプライベート・セクターに任せるという方式を採用した。

財務報告評議会(FRC)は、従来の会計団体合同諮問委員会(CCAB)とは違い、会計基準の規制機関から完全に独立した組織として設置され、保証有限会社として設立されている。FRCは、21名の委員から構成され、その活動目的は、下部機関であるASBとFRRPの活動を指揮・監督し、財務報告の改善を促進することにある。これまでの実際の活動としては、ASBとFRRPの人事を決定することと、新機構を運営するのに必要な資金を確保すること、に重点を置いている。

会計基準審議会(ASB)は、FRCと同じく保証有限会社として設立されており、会計基準(FRS)の設定及び改正等を独自の権限で決定することができる。これは、ASCが設定した会計基準が効力をもつためには、上部機関であるCCABの批准を要したCCAB-ASC体制と異なる点である。ASBの委員は会長を含め最大10名で構成される。ASBは、旧体制のASCが公表した25個(1990年7月)のSSAPを現行の会計基準として採択した。ASBによる採択は会社法第256条に規定する会計基準を意味するものであり、この規定によってSSAPが会社法上の公式な地位を与えられることになった。ASBが公表する会計基準は財務報告基準(Financial Reporting Standards;FRS)と呼ばれる<sup>(32)</sup>。

FRC、ASBと同じく保証有限会社として設立されている財務報告審査会(FRRP)は、会計基準と会社法の会計規定からの重大な離脱の事実が、「真実かつ公正な概観」の原則に違反するかどうかを判断する役割を果たしている。すなわち、「財務報告審査会」(FRRP)の

<sup>(31)</sup> 原光世「イギリスにおける会計基準の設定」32頁-37頁(新井清光編著『会計基準の設定主体』中央経済社1993年)

<sup>(32)</sup> 照屋行雄「イギリスの会計制度」46-47頁-57頁(若杉明編著『会計制度の国際比較』中央経済社、1992年)。

役割は会計基準から「離脱事例<sup>(33)</sup>」を審査し、準法的基準としてSSAP及びFRSの遵守に一定の強制力を付与することにある。また、ASBに属する小委員会として設置されている緊急問題専門委員会(UITF)の決定事項は、会計基準としての効力をもつものではないが、会社が会計方針を変更したり、FRRPが財務諸表が真実かつ公正な概観を示しているかどうかを判断する際の重要な指標となる<sup>(34)</sup>。

イギリスでは伝統的に、会社の会計担当役員及び監査人の専門家としての判断を尊重する考えが強く、会計原則についてもこうした会計専門家の全般的な同意が得られたものを集大成しこれを1つの指針として成文化するが、特定の状況において、設定された会計原則を適用するかどうかは会社の取締役と監査人の判断に委ねてきた<sup>(35)</sup>。法律や会計基準をすべて遵守すれば財務諸表の真実性は確保されるといった日本や韓国のような会計制度とは異なる。したがって、複雑かつ多様な企業活動の「真実かつ公正な概観」を示すためには、会社の取締役も監査人も専門家として最善の判断を行使することが必要である。

イギリスには、アメリカのSECに相当する規制機関はない。上場会社や上場申請会社に対しては、証券取引所が「有価証券上場認可規程」(Admission of Securitization to Listing)という規定を設け、会社法や会計基準の開示要件を前提として、特定の場合における開示事項を追加している。また、国内で設立された会社に対してSSAPと国際会計基準の両方を遵守するよう要求していたが、1979年「有価証券上場認可規程」の改正により、国内会社はSSAPだけに準拠すればよいことになり、外国会社だけが国際会計基準等に準拠することになった<sup>(36)</sup>。

「CCAB-ASC体制」下での基準設定主体である会計基準委員会は、会計基準の規制機関の支配下にあるプライベート・セクターの機関であったが、現在の会計基準設定主体である

<sup>(33)</sup> イギリスでは、会計基準をそのまま適用することが「真実かつ公正な概観」を示す妨げとなると判断されるときは、会計基準から離脱することが要求される(離脱が許容されるのではなく、強制される)。会社法では、(イ)個々の会計規定からの離脱規定(強制的離脱規定)と、(ロ)法が定める会計原則からの離脱規定(任意の離脱規定)が定められている。

<sup>(34)</sup> 原光世「前掲論文」, 34-35頁-ジ。

<sup>(35)</sup> 田中弘『イギリスの会計制度』中央経済社1993年, 27-28頁-ジ。

<sup>(36)</sup> 田中弘『イギリスの会計制度』, 14-16頁-ジ。

「FRC-ASB体制」は、かなりパブリック・セクターとしての機関へと変化している。以前の「CCAB-ASC体制」と比べて、新体制は次のような特徴をもっている<sup>(37)</sup>。

第一に、ASBに基準の設定、公表権を与えることにより、人事、資金の両面で会計基準の規制機関の支配から独立した機構になっていること。

第二に、基準設定のための人材と資金を、財務報告に利害をもつ社会の各層に広く求めることにより、会計基準の設定とその遵守について共同責任を負う体制を確立していること。

第三に、財務報告審査会(FRRP)に大幅な権限を与えることにより、会計基準に重大な違反をした会社に対し、財務諸表の訂正を求めて訴訟を起こす制度的な仕組みを導入することによって、会計基準の規範性(強制力)が確保されていること。

第四に、1989年会社法の改正によって、新機構を有効に機能させるための法的支持(legal backing)が得られたこと。

第五に、人事への影響力を通じて、会計基準の設定に政府の意向を反映できる道が開かれていること。

イギリスにおける株式会社を中心とした企業会計制度は次のような各種の法規及び基準によって支えられている。すなわち、(イ)会社法の会計規定(強制規定)、(ロ)会計基準(SSAP)及び財務報告基準(FRS)、(ハ)証券取引所の規定、(ニ)会計実務勧告書(SORP)、(ト)国際会計基準、等である。

## 2 外貨換算会計制度の形成とその展開過程

1968年2月、イギリスのイングランド・ウェールズ勅許会計士協会(ICAEW)の勧告書第25号「外国通貨の対ポンド平価の変更に伴う会計処理」では、期末日レート法(Closing Rate Method)を中心としながら、流動・非流動法との間で、状況的考察を展開した。この勧告書は、平価切下げに対処するための外貨換算会計上の対応策として示されたものである。また、1975年9月の公開草案第16号「異常損益項目及び過年度修正に対する補足」は、外貨換算会計の基準が設定されるまで、暫定的なガイドラインを指すために代替的規定として公表されたものである。その第16号は、外貨建ての借入金を決算日レートで換算することを

<sup>(37)</sup> 原光世「前掲論文」, 39-40頁-ツ。

求める以外は、特別な換算方法を全く指示していない。ただ、為替差額の処理について、特定の場合<sup>(38)</sup>を除いて、損益計算書上では経常損益の計算に含めるべきであるとしている。

1977年9月の公開草案第21号「外貨換算のための会計」では、決算日レート法とテンポラル法の2つの方法に限定して選択適用を認めており、また、決算日レート法を適用する場合には、公開草案第16号で指示していたのと同じ方法で為替差額を処理することになる。但し、公開草案第16号では、上記の特定な場合を除き、原則として為替差額は損益計算書の経常損益の計算に含めていたが、公開草案第21号では、これを異常損益項目に準じた項目(quasi-extraordinary item)として、経常利益の次に独立の科目で計上することとしている。またテンポラル法を適用する場合には、異常損益項目から発生するものを除き、為替差額にすべて、経常損益の計算に含めるとしている<sup>(39)</sup>。

しかしながら、公開草案第21号については、次のような批判が寄せられた<sup>(40)</sup>。

第一に、イギリスでは決算日レート法が幅広く使われているから、テンポラル法を選択適用を認める必要はない。

第二に、個別企業における為替差額の処理と、連結から生ずる為替差額の処理の区別が不明確である。

第三に、流動資産と固定資産とで、為替差額の会計処理を異にするのは合理的でない。

第四に、為替差額を異常損益項目に準じた項目とすることも、これを経常損益に含めることも好ましくない。

ASCは、こうした批判を解決するために、1980年10月、公開草案第27号「外貨換算のための会計」を公表した。公開草案第27号は、決算日レート法/正味投資法(closing rate/net investment method)をもとに、為替変動が企業のキャッシュ・フローに及ぼす影響を換算

<sup>(38)</sup> 特定の場合とは、(イ)為替差額が異常損益項目から生じた場合、(ロ)為替差額が固定資産の換算から生じた場合、(ハ)外貨建ての借入金を換算したことから生じた場合をいう。

<sup>(39)</sup> ASC SSAP ED No. 21, Accounting for currency translations, September 1977, par. 30-35. 田中弘『イギリスの会計基準』中央経済社, 1992年, 167<sup>h</sup>-ジ<sup>o</sup>。

<sup>(40)</sup> ASC SSAP ED No. 27, Accounting for currency translations, October 1980, par. 92. 田中弘『イギリスの会計基準』, 167<sup>h</sup>-ジ<sup>o</sup>。

に反映させることを提案した。すなわち、為替差額のうち、企業が直接に行った外貨建取引を原因としているものは、キャッシュ・フローを伴うが、この場合の為替差額は損益計算に含める。しかしながら、海外子会社への純投資額の換算から生ずる為替差額はキャッシュ・フローを伴わないので、積立金の増減として処理する<sup>(41)</sup>。

ASCは、公開草案第27号に基づいて、また1981年会社法との調整を行い、1983年4月にSSAP第20号「外貨の換算」(Foreign currency translation)を公表した。SSAP第20号は、SFAS第52号にきわめて類似しており、外貨表示財務諸表の換算方法としては決算日レート法/正味投資法(closing rate/net investment method)を原則としており、親会社の貨幣経済環境に依存している場合にはテンポラル法の選択適用が認められている<sup>(42)</sup>。

---

<sup>(41)</sup> 田中弘『イギリスの会計基準』, 168-169ページ。

<sup>(42)</sup> 田中弘『イギリスの会計基準』, 169ページ。

### 第三章 各国の外貨換算会計基準の比較検討<sup>(1)</sup>

本章では、各国の会計基準の国際的多様性を認識するという観点から、「改訂IAS第21号」<sup>(2)</sup>と各国の外貨換算会計基準<sup>(3)</sup>との比較検討を行い、外貨換算に関する会計処理の類似点や相違点及びそれらの諸特徴を吟味する。

#### 第一節 外貨建取引の会計処理

##### 1 外貨建取引の定義及び記録・換算

改訂IAS第21号によれば、外貨建取引とは「外貨で表示されているか外貨での決済を必要とする取引」であって、企業が以下のような取引を行う場合も含むとされている<sup>(4)</sup>。

第一に、価格が外貨で表示されている財貨の売買または役務の授受をする場合。

第二に、債権または債務の額面価額が外貨で表示されている資金の借入または貸付をする場合。

第三に、未履行外国為替契約の当事者となる場合。

第四に、その他の方法により外貨で表示されている資産を取得するまたは処分する場合、あるいは負債を負うまたは決済する場合。

FASB第52号によれば、外貨建取引とはその事業単位の機能通貨以外の通貨建ての取引の

---

<sup>(1)</sup> この章は、レフリー研究論文「外貨換算会計に関する一考察」（『経済科学』（名古屋大学）第42巻第4号1995年3月）を加筆したものである。

<sup>(2)</sup> IASC, IAS No. 21(revised 1993), The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates, November 1993. これは、1983年公表のIAS第21号「外国為替レート変動の影響の会計処理」を財務諸表の国際的調和あるいは比較可能性の観点から改訂したものである。

<sup>(3)</sup> ここでの各国の基準とは、FASB, SFAS No. 52, Foreign Currency Translation, December 1981. 日本の改訂「外貨建取引等会計処理基準」、韓国の「企業会計基準」、ASC, SSAP No. 20, Foreign Currency Translation, April 1983をいう。

<sup>(4)</sup> IAS No. 21(revised 1993), par. 8.

ことであると定義しており<sup>(5)</sup>、日本の「外貨建取引等会計処理基準」では、外貨建取引とは売買価額その他取引価額が外国通貨で表示されている取引であると定義している<sup>(6)</sup>。

しかしながら、韓国及びイギリスでは外貨建取引の定義を特に明示していない。ただ、韓国の基準は決算時の換算処理基準に重点をおいていることから、「外貨建」についての定義が決算時における外貨建金銭債権債務のウォン換算のために示されている。すなわち、外貨建貨幣性資産及び負債とは「現金・預金・売掛金・買掛金・借入金等のように貨幣価値の変動とかわりなく資産及び負債の金額が契約その他により、一定額の貨幣額で固定されている場合の当該資産及び負債である」とし、外国通貨及び外貨建金銭債権債務のことを意味している。

外貨建取引(本邦通貨による保証契約または為替予約の場合を除く)の取引発生時における換算はIAS及び各国の基準ともに、取引日レート(HR)<sup>(7)</sup>で換算しており、原則として実質的な差異はない。ただ、韓国における現行の処理規定では取引日における会計処理等をも含む包括的な規定構成、すなわち取引日、決算日及び決済日の処理とに区分され規定されていない。特に取引日において、その記録及び換算、為替レートの種類等についての具体的な規定がみられない。

## 2 外貨建取引の決算日における会計処理

取引がその発生した会計期間と同一の期間に決済される場合、その為替差額はすべて当該期間に認識される。しかしながら、取引が次期以降の会計期間に決済される場合、決済期までの各期間に認識すべき為替差額は、その期間の為替レートの変動によって決定される。

---

<sup>(5)</sup> FASB, SFAS No. 52, par. 15.

<sup>(6)</sup> 外貨建取引等会計処理基準注解1によれば、具体的な内容を次のように例示列挙している。(イ) 取引価額が外国通貨で表示されている物品の売買または役務の授受。(ロ) 決済金額が外国通貨で表示されている資金の借入または貸付。(ハ) 券面額が外国通貨で表示されている社債の発行。(ニ) 外国通貨による前渡金、仮払金の支払いまたは前受金、仮受金の受入れ等。

<sup>(7)</sup> 実際のレートに近似するレート(IAS)や一定期間の平均レート(SSAP)も適用可能。

#### (1)外国通貨の換算

各国の基準では、外国通貨は決算日レート(CR)で換算する。現行の取得原価主義において貨幣性資産・負債の評価は、決算日現在で見込まれた回収額または弁済額によることになる。したがって、外国通貨の換算における決算日レートの適用は合理的な会計処理であると思われる。

#### (2)外貨建金銭債権・債務の換算

決算時における外貨建債権債務の換算については、<表1>のように、各国の基準においてその取扱いに差異がみられる。IASをはじめ、アメリカ、イギリスでは貨幣・非貨幣法の考え方に立って、すべての貨幣項目はCRで換算を行う。また為替差額は、在外事業体に対する純投資額のヘッジとして処理された外貨建負債から生ずる為替差額<sup>(8)</sup>を除き、当期の損益とする。

日本では、基本的には貨幣・非貨幣法を採用しながらも、為替差損益実現の確実性が長期は短期よりも低いという理由から流動・非流動法を加味しており、原則として、短期の項目は決算日レート(CR)で換算し、長期の項目は取引日レート(HR)で換算している。また、外貨建長期金銭債権債務については、重要な為替差損が生じている場合<sup>(9)</sup>(将来回復されるという確実な見通しが無い場合に限られる)、決算日レートで換算し、為替差損を認識することとしている。この場合、同一通貨の外貨建長期金銭債権債務等を有することにより、為替差損が減殺されているものについては当該相殺額を考慮する。

---

<sup>(8)</sup> SFAS第52号では次のような為替差額は当期の損益から除かれる。

第一に、在外事業体に対する正味投資額の経済的ヘッジとして認識され、かつ、有効である外貨建取引。

第二に、長期投資の性格をもつ関係会社間の外貨建取引で、当該在外事業体の財務諸表が連結、結合、または持分法で会計処理されている外貨建取引の場合及び外貨建コミットメントの経済的ヘッジ取引に係わる為替差額。

<sup>(9)</sup> 重要な為替差損は、為替差損がその会社の損益状況及び財政状態に与える影響を考慮して判断すべきこととされ、必ずしもいわゆる「15%ルール」にこだわらないとされている。



<表1> 決算日における外貨建債権債務の換算 HR:取引日レート CR:決算日レート

	I A S	アメリカ	日 本	韓 国	イギリス
外貨建短期金銭債権債務	CR	CR	CR* <sup>1</sup>	CR	CR
外貨建長期金銭債権債務	CR	CR	HR	CR	CR
外貨建有価証券	CR	CR	HR or CR	HR or CR	CR
取得原価表示の非貨幣項目	HR	HR	HR	HR	HR
公正価値表示の非貨幣項目	価 値 決 定 時 レート				
為替予約による外貨建金銭債権債務	ヘッジ会計	ヘッジ会計	予約レート	予約レート	予約レート 実務上は FASBと同様
為替差額の認識	当 期 損 益				
在外事業体に対する純投資額を実質的に構成する債権債務から生じた為替差額	株主持分に分類、純投資額の処分時に損益とする。	株主持分に分類、純投資額の処分時に損益とする。	規定なし	規定なし	積立金の増減項目とし、純投資額の処分時に損益とする

\*<sup>1</sup> 但し、外貨建自社発行社債のうち転換請求期間満了の転換社債は発行日レートで換算する。

短期の項目<sup>(10)</sup>にCRを採用したのは、企業内容開示の観点から、企業の利害関係者の投資等意思決定のために必要なすべての情報を開示する立場をとったからである。また、実務上の例外的措置として、短期の項目についてもHRで換算することが監査上認められていたが<sup>(11)</sup>、この特例の存在は財務諸表の企業間の比較を阻害することになる。しかしながら、1995年5月、外貨建取引等会計処理基準の改訂（以下、改訂基準）を機に見直しが行わ

<sup>(10)</sup> 「95年改訂基準」によれば、同一通貨建ての外貨建長期金銭債権債務等から生ずる為替レートの変動の影響を相殺する目的で保有していると認められる外貨建短期金銭債権債務で、継続的な契約期間の更新または長期契約への変更が確実に見込まれるものは、外貨建長期金銭債権債務に含まれる。

<sup>(11)</sup> 監査委員会報告第46号「外貨建短期金銭債権債務に関する当面の監査上の取扱いについて」（1984年1月公表）によって、継続適用を前提として、短期項目についてHRで換算することが監査上認められていた。

れ、新たな監査委員会報告第55号により、原則である決算時の為替相場による方法に変更する場合には、正当な理由による会計方針の変更として認めることになった。

長期の項目にHRを採用したのは、決算日から決済日までの期間が長く、その間の為替レートに関して不確実性が大きいいため、各決算期毎に換算替えを行って為替差額を認識するとかえって企業内容についての判断を誤らせるとの考え方による。この限りにおいて、貨幣・非貨幣法は流動・非流動法を加味して修正されている。また商法との関連で新たな繰延項目が生じることを避けるためである<sup>(12)</sup>。しかしながら、外貨建長期金銭債権債務のHRによる換算は、為替差損の処分可能利益への不算入、貨幣・非貨幣法からの逸脱といった問題を生じさせる。

外貨建有価証券の換算において、まず、決算日の翌日から起算して一年以内に償還される外貨建保有社債その他の債権(転換請求期間満了前の転換社債を除く)は決算日レートで換算する。ついで、決算日の翌日から起算して一年を超えて償還される外貨建保有社債その他の債券については、取得時の為替相場による円換算額を付する。ただし、重要な為替差損が生じている場合には、その外貨建債券については決算時の為替相場による円換算額を付するとされている。外貨建有価証券にHRを採用したのは企業会計原則及び商法における評価基準が原価評価を原則としていることとの整合性に重点をおいたからである<sup>(13)</sup>。また、転換請求期間満了前の転換社債を発行日レートで換算するのは転換によって株式に変わりうる可能性を残しているからである。

韓国では、貨幣・非貨幣法の考え方に立って、外貨建債権債務は長短を区分せず、CRで換算し、為替差額は当期の損益としている。ただし、有価証券は保有目的または性質によって区分しHRまたはCRを適用している。

イギリスでは、いまだ決済されていない取引から生じた為替差額のなかで、短期項目に係る為替差額は、「現金への最終的な転換が合理的な確実性をもって保証できる」と解釈し、当期の損益としている。また、長期項目に係る為替差額は、発生主義の適用や首尾一

<sup>(12)</sup> 田中建二「外貨会計基準の再検討に向けて」『企業会計』第44巻第6号、1992年6月、42頁-57頁。

近田典行「外貨建取引会計」315頁-327頁(鳥村剛雄編著『国際会計論』白桃書房1991年)。

<sup>(13)</sup> 低価基準を適用する場合には、外貨による時価をCRで換算した額と本邦通貨による簿価のうちいずれか低い価額とすることができる。

貫性の観点から、当期の損益としているが、当該通貨の交換可能性や市場性に問題がある場合には、慎重な処理を行うとされている<sup>(14)</sup>。このように長期貨幣項目に係わる未実現の為替差額を認識する処理は、「真実かつ公正な概観」という会社法の最優先原則を盾に法からの離脱を正当化するのではなく、「特別な理由<sup>(15)</sup>」によって会社法上の会計原則から離脱すると解される。

---

<sup>(14)</sup> Accounting Standards Committee(ASC), SSAP No. 2, Disclosure of Accounting Policies, November 1971, par. 14. d., SSAP No. 20, pars. 49-50.

田中弘『イギリスの会計基準』中央経済社, 1992年, 176-177ページ。

<sup>(15)</sup> 特別な理由とは、為替差益と為替差損の首尾一貫した処理により、「通貨に係わる真実の結果をより正確に損益計算書に表示する」ことである。

## 第二節 先物為替予約の会計処理

先物為替予約とは、将来の特定の日に特定の為替レート(先物あるいは予約レート)で異種の通貨を売買する契約のことであり、外貨建取引の一種である。先物為替予約の会計処理を考える場合、その予約がヘッジ(hedge)目的なのか、投機(speculation)目的なのかを明確に区別することが重要である。しかしながら、現実には先物為替予約は、その取引形態が複雑であるため、あるいは企業内部管理体制が整備されていないため、ヘッジ目的のものであるか否かを区別することが困難である場合が多い。したがって、ヘッジか投機かの判断基準設定の問題は、会計上の問題ではなく企業内部の管理上の問題である<sup>(16)</sup>。

SFAS 第52号では、<表2>のように、為替予約を独立した外貨建取引とし、外貨建取引と同様の会計処理を、つまり、取引日に直物レートの適用によって換算額を決定し、その後の直物レートの変動によって生ずる差額については、その生ずる期間の損益として認識することを原則的な会計処理としている。また、為替予約の意図(目的)に応じて、その目的が会計上に反映されるように、それぞれ異なる会計処理を要求している<sup>(17)</sup>。

先物為替予約によって生ずる為替差額の理解の仕方は次のように分けられる。

第一の方法は、為替予約差額の性格を主として二国間の金利差を反映する部分(為替予約のディスカウント・プレミアム)と為替変動の結果を反映する部分(為替予約損益)とに区分し、その性格に応じて処理する方法である。為替予約ディスカウント・プレミアムは二国間の金利差を反映しており、それを予約期間にわたって期間配分するのは通常の金利がその借入期間にわたって期間配分されるのと同様である。為替予約損益は発生主義の考え方に基いて当期の損益とされる。この方法は、IAS、アメリカ及びイギリスの基準における考え方である。

第二の方法は、為替予約差額を当該為替予約の対象となる債権債務に係わる金融上の収益または費用として処理する方法である。この場合の為替予約差額は、外貨建金銭債権債務の取得時または発生時の直物レートと予約日の直物レートとの差額(直直差額)と、予約日の直物レートと予約レートとの差額(直先差額)が合算されていて、これを区分せず、両

<sup>(16)</sup> 長谷川哲嘉「為替取引に関する会計基準」『JICPAジャーナル』第425号, 1990年12月, 18頁-20頁。

<sup>(17)</sup> FASB, SFAS No. 52, par. 18-19, 128-133.

者を為替予約日から決済日までの期間に配分している。この方法は、日本や韓国の基準における考え方である。

<表2> 為替予約の会計処理の要約

為替予約の目的	ディスカウント・プレミアムの測定と処理	為替予約損益の測定と処理
為替リスクにさらされている純資産または純負債ポジションのヘッジ	<測定> 為替予約の外貨額×(予約された先物レート-予約日の直物レート) <処理> 為替予約の期間にわたって償却し、純利益の計算に含める。	<測定> 為替予約の外貨額×(決算日の直物レート-予約日の直物レート <sup>*1</sup> ) <処理> 当期(為替予約損益の生ずる期)の損益として認識する。
識別可能な外貨建コミットメント(将来実行される外貨建取引)のヘッジ	<測定> 同上 <処理> 為替予約の期間にわたって償却し、純利益の計算に含める。(外貨建取引が行われるまで繰延べ、その取引の換算測定額に含めることもできる)。	<測定> 同上 <処理> 外貨建取引が行われるまで繰延べ、その取引の換算測定額に含める。
在外事業体への純投資額のヘッジ及び長期投資の性格を有する外貨建取引のヘッジ(機能通貨が外貨である場合)	<測定> 同上 <処理> 為替予約の期間にわたって償却し、純利益の計算に含める。(株主持分の項目に含めることもできる)。	<測定> 同上 <処理> 株主持分の項目に含める。
投 機	ディスカウント・プレミアムを別途に測定しない。	<測定> 為替予約の外貨額×(決算日の先物レート-予約された先物レート <sup>*2</sup> ) <処理> 当期(為替予約損益の生ずる期)の損益として認識する。

\*1 または、直近の為替予約損益の測定で用いた直物レート

\*2 または、直近の為替予約損益の測定で用いた先物レート

<参照> FASB SFAS No. 52. par. 18-19, 128-133.

日本では、「改訂基準」において、振当処理<sup>(18)</sup>が現行実務で定着していること、及び為替予約等のデリバティブ取引全般の会計基準についてはその資産負債としての性格付けや

(18) 振当て処理とは、為替予約の会計処理において、本邦通貨による保証約款または為替予約が付されていることにより円貨決済額が確定しているものについては外貨建取引または決算期末における外貨建金銭債権債務に対応させて処理することをいう。

評価基準の検討等のような将来の検討をもつ必要があるところから、旧基準どおりの振当処理が採用された。したがって、ヘッジ会計に関する将来の検討の足かせとならないよう配慮しつつ、為替レートの変動の影響を相殺する効果ができるだけ換算に反映されるよう配慮して、次のような見直しを行った。

第一に、個別予約<sup>(19)</sup>の他に、包括予約等<sup>(20)</sup>の決算時外貨建金銭債券債務への振当て処理は、原則として貸借対照表に計上されている外貨建金銭債権債務に、週または月等の一定期間を基礎として合理的な方法により振り当てるとの基準を示した。

第二に、通貨先物、通貨スワップ及び権利行使が確実に見込まれる買建て通貨オプション等については為替予約と同様の処理を行うとの基準を示した。

韓国では、1982年7月、証券管理委員会により公表された「企業会計基準例規102-470；先物為替取引等の会計処理」によれば、先物為替予約はすべてヘッジ目的の為替予約としてみなし、短期（契約期間1年以内）のものと長期（契約期間1年以上）のものに区分し処理している。また、イギリスの場合、具体的な規定はないが、実務上は、SFAS第52号の会計処理方法を適用している場合もある。

#### 1 ヘッジ目的の先物為替予約

ヘッジ会計は企業に対する為替や金利等のリスクを軽減しようとする財務手法であり、為替ヘッジ会計の要点は、ヘッジ対象(hedged item)たる外貨建取引から生ずる為替差額と、ヘッジ手段(hedging instrument)たる為替予約から生ずる為替予約差とを相殺させることである。改訂IAS第21号では、在外事業体に対する純投資額のヘッジとして認識された外貨建負債から生ずる為替差額の分類以外の外貨建項目についてのヘッジ会計処理は取り扱わず、ヘッジ会計の適用規準または為替差額の認識及びヘッジ会計処理の中止に関する要件を含むその他のヘッジ会計処理については国際会計基準「金融商品」で取り扱うとされている<sup>(21)</sup>。IAS公開草案(E. D.)第48号「金融商品」によれば、ヘッジとして会計処理され

<sup>(19)</sup> 個別予約とは、外貨建取引ごとに個々に為替予約を付すものをいう。

<sup>(20)</sup> 包括予約とは、外貨建取引の決済約定の状況に応じ、例えば週とか月のような一定期間ごとの決済見込額の全部または一部について包括的に為替予約を付すものをいう。

<sup>(21)</sup> IAS No. 21(revised 1993), par. 14.

るための規準として次の3つをあげている<sup>(22)</sup>。

第一に、ヘッジ対象のポジションが明確に識別され、リスクにさらされていること。

第二に、ヘッジとして有効であること。

第三に、ヘッジとして指定されている金融商品の公正価値の変動とヘッジされているポジションの公正価値の反対方向への変動とが、高い相関関係をもつ可能性が大きいこと。

FASB第52号では、(イ)ヘッジ目的の為替予約として、為替リスクにさらされている純資産または純負債ポジションをヘッジする為替予約、(ロ)識別可能な外貨建取引をヘッジする為替予約、(ハ)在外事業体への純投資額をヘッジする為替予約、の三種類に分け、それぞれの会計処理を要求している。以下では、特に、(イ)と(ロ)について、各国における為替予約の会計処理と比較しながら検討する。

(1)為替リスクにさらされている純資産または純負債ポジションのヘッジ。

為替リスクにさらされている純資産または純負債ポジションのヘッジ目的の為替予約は、(イ)一般的な外貨建取引の結果としての外貨建債権債務と、(ロ)外貨表示財務諸表の項目のうち、決算レートで換算される項目(取得原価主義会計の下でテンポラル法が採用される場合には、貨幣資産または負債を意味する)をヘッジの対象とする為替予約である。次のページの<表3>のように、具体的な会計処理を取り上げて検討する。この種の為替予約については、次のように外貨建取引の場合と同様の会計処理が行われる。

第一に、為替予約の締結日に、その予約された先物レートと直物との差に為替予約の外貨額を乗じて、繰延為替予約ディスカウントまたはプレミアムを算定する。また、このディスカウントまたはプレミアムは、為替予約差損益から切り離し、別個に会計処理し、為替予約の期間にわたって損益計算に含める。

第二に、決算日に、為替レートが変動した場合、決算日の直物レートと予約日との差に為替予約の外貨額を乗じて、為替予約差損益を算定する。また、その為替予約差損益をその期の(為替レートの変動した期間)の損益計算に含める。

SFAS第52号では、次のページの<表3>において、決算日(ロ)の仕訳でみるように、商品輸入取引と為替予約取引の両取引から生ずる為替差損益が同額(2千円)で対応しており、外貨建取引がヘッジされたことが分かる。

<sup>(22)</sup> IASC IAS E. D. No. 48, Financial Instruments, January 1994, par. 133.

<表3> 為替リスクにさらされている純資産または純負債ポジションをヘッジする為替予約の会計処理

<仮説例> 商品輸入取引に対する為替予約	
・商品購入価額：\$ 1,000	
	直物レート      予約レート
イ	取引日・予約締結日(19x1年 4月 1日) : \$1/¥120
ロ	決 算 日(19x2年 3月31日) : \$1/¥118
ハ	決 済 日(19x3年 3月30日) : \$1/¥115      \$1/¥113

	商品輸入取引	為替予約取引
イ	(アメリカ) (借) 仕 入 ¥120,000  (貸) 支払勘定 ¥120,000	(アメリカ) 為替予約 ¥120,000 為替予約未払金 ¥113,000 繰延為替予約 プレミアム ¥7,000
	(日本、韓国) (借) 仕 入 ¥120,000	(貸) 支払勘定 ¥113,000 為替予約差額 ¥7,000 (先物取引貸*)
ロ	(アメリカ) (借) 支払勘定 ¥2,000  (貸) 為替差益 ¥2,000	(アメリカ) 為替予約差損 ¥2,000 為替予約 ¥2,000 繰延為替予約 プレミアム ¥3,500 為替予約 プレミアム ¥3,500
	(日本、韓国) (借) 為替予約差額 ¥3,500 (先物取引貸*)	(貸) 為替差益 ¥3,500 (先物取引貸戻入*)
ハ	(アメリカ) (借) 支払勘定 ¥118,000  (貸) 現 金 ¥113,000 為替差益 ¥5,000	(アメリカ) 為替予約未払金 ¥113,000 為替予約差損 ¥5,000 為替予約 ¥118,000 繰延為替予約 プレミアム ¥3,500 為替予約 プレミアム ¥3,500
	(日本、韓国) (借) 支払勘定 ¥113,000 為替予約差額 ¥3,500 (先物取引貸*)	(貸) 現 金 ¥113,000 為替差益 ¥3,500 (先物取引貸戻入*)

\* 韓国の場合

一方、為替リスク回避という経済的行動を、為替予約プレミアムを認識し期間配分したことにより、会計上も十分に反映することになる。

日本では、為替予約の会計処理において、旧基準によれば、短期の場合には、予約レ-



トで固定されているので、<表3>の「説例」によると、取引日の仕訳は、(借)仕入 ¥120,000 (貸)支払勘定 ¥113,000、為替予約差益 ¥7,000となり、決算日には会計処理 (仕訳)を行わない。また、決済日の仕訳は、(借)支払勘定 ¥113,000 (貸)現金 ¥113,000となる。

しかしながら、「改訂基準」注解6によれば、短期については「直直差額<sup>(23)</sup>」と「直先差額<sup>(24)</sup>」に分けて、直直差額は予約日に属する期の損益とし、直先差額は期間配分している。すなわち、前者は、発生した過去の事実であるから、予約日に損益認識し、また後者は金利要素として、決済までの期間にわたって期間配分する。これは、外貨建の借入金や定期預金のような場合に生ずる為替予約差額の期間配分を考慮したものである。ただし、実務の簡便性の観点から、直先差額を期間配分せずに予約日の属する期の損益として処理することもできる。

また、長期に係る為替予約差額<sup>(25)</sup>は期間配分を行うが、その差額は取引日レートにより取引額を計上した上で、為替予約による換算額との差額は長期前払費用または長期前受収益として期間配分し、各期の損益として処理すると解釈される。

韓国の場合、「企業会計基準例規第102-470号」によれば、長期・短期ともに、取引日あるいは予約締結日には予約レートによる先物取引借または貸<sup>(26)</sup>(為替予約差額)を計上し、決算日には先物取引借(貸)を償却・戻入する。長期の場合は、決算日において為替レートの変動による為替差損益を認識する。

<sup>(23)</sup> 直直差額とは、予約時点でとらえたその時点までに生じている為替レートの変動額  
のことで、債権債務の発生時の直物レートによる換算額と予約時の直物レートによる換  
算額との差額をいう。

<sup>(24)</sup> 直先差額とは、外貨建債権債務に為替予約が付された場合、予約時の直物レートに  
よる換算額と予約レートによる換算額との差額をいう。

<sup>(25)</sup> 為替予約差額が通常の場合により著しく大きい場合、為替予約の予約日以降の各期  
への配分額は、「為替予約差額×(予約日から決済日までの期間÷外貨建債権債務の取得  
時または発生時から決済日までの期間)」という方法から算定された額となり、また残額  
は特別損益とする。

<sup>(26)</sup> 先物取引借または貸勘定は、「外貨金額×(取得時レート - 予約レート)」の算定方式で  
測定する。

また、イギリスの場合、特殊な場合<sup>(27)</sup>、外貨建借入金でヘッジされた外貨建株式投資は決算日レート(CR)で換算され、その為替差額は準備金に振り替えられる。

日本では、的確な業績成果の反映、国際的調和の観点から、ヘッジ会計を導入することによって、為替予約は予約を行った時点から独立の取引として会計処理を行い、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務は長短を区分せず、すべて決算日レートで換算することが必要である。また、為替予約をヘッジ目的とヘッジ目的以外のものとに区別し、各々の処理を行うことが必要である<sup>(28)</sup>。

#### (2) 識別可能な外貨建のコミットメント<sup>(29)</sup>のヘッジ

この為替予約は為替予約の締結日と取引日が異なるので、為替予約が行われた時点では通常の外貨建取引のヘッジ目的の為替予約の場合とは異なり、外貨建債権債務が存在しな

---

<sup>(27)</sup> 特殊な場合とは、次の場合をいう。

第一に、各期間において外貨建借入れに関する為替差損益は、当該株式投資に生じる為替差額の範囲まで相殺されること。

第二に、その相殺において使われた外貨建借入金の為替差損益は、当該投資から生み出されると期待される利益等の合計額を超過しないこと。

第三に、当該会計処理が毎期間継続的に適用されること。(SSAP No. 20, pars. 29, 51)

<sup>(28)</sup> 日本の外貨建取引等会計処理基準研究委員会の報告によれば、ヘッジ目的の為替予約の要件として次の三つをあげている。

第一に、ヘッジ取引を識別する内部規定または内部統制組織が存在し、かつ、これに従って処理されていること。

第二に、その為替予約が外貨建取引契約のヘッジとして指定され、その実行のあること。

第三に、その外貨建取引契約が確定していることまたは、過去の実績、能力、経営環境等から判断して、予測される取引が発生する可能性が極めて高いこと。

(外貨建取引等会計処理基準研究委員会編『前掲書』, 66ページ)

<sup>(29)</sup> 外貨建コミットメント(commitment)とは、ある将来の日に、外貨建取引を要求する契約であり、当該コミットメントが履行されるまでは未履行契約とみなされ、会計上、認識されない。

い。SFAS第52号では、識別可能な外貨建コミットメント(すなわち、将来実行される外貨建取引)のヘッジの条件として、次の2つをあげている<sup>(30)</sup>。

第一に、外貨建コミットメントのヘッジとして指定され、かつその実効あること。

第二に、その外貨建コミットメントが確定していること。

識別可能な外貨建コミットメントのヘッジ目的の為替予約については、次のページの<表4>のように、原則的な会計処理とは異なる次のような会計処理が行われる。

第一に、予約締結日に、繰延為替予約ディスカウント・プレミアムを算定し、予約期間にわたって期間配分している。ただし、当該ディスカウント・プレミアムを、外貨建取引の行われる日まで繰延べ、その取引の測定額に含めることもできる。

決算日に、為替予約損益は損益計算に含めず、外貨建取引の行われる日まで繰延べ、その取引の測定額に含める。但し、為替予約差損の場合、繰延べにより翌期以降、損失計上が見込まれる場合には繰延べすることはできない。

このような会計処理は、コミットメント日から取引日までの期間、認識されない外貨建コミットメントに関し、一取引基準の見解を容認するものであり、コミットメント日から取引日までの為替レート変動の影響を回避し、コミットメント日のレートで取引の測定額を確定させる為替予約のヘッジ効果を、会計上に反映させることができる<sup>(31)</sup>。

FASB第52号では、識別可能な外貨建コミットメントのヘッジ目的の為替予約については次のページの<表4>のように、為替予約を行った時点から独立の取引として会計処理を行い、その為替予約差損益をその期の(為替レートの変動した期間)の損益計算に含めている。

日本と韓国では、このような為替予約については規定していない。為替予約が付されている短期の外貨建取引については予約レートによって記録されるので、<表4>の「説例」によると、取引日の仕訳は、(借) 売掛金 ¥114,000 (貸) 売上 ¥111,000、為替予約差益 ¥3,000となり、決済日の仕訳は、(借) 現金 ¥114,000 (貸) 売掛金 ¥114,000となる。

このように日本と韓国における先物為替予約の会計処理は、ヘッジ効果が財務諸表には適切に示されていない。

<sup>(30)</sup> SFAS No. 52, par. 21.

<sup>(31)</sup> 嶺 輝子『外貨換算会計の研究』多賀出版, 1992年, 272ページ。

<表4> 識別可能な外貨建取引をヘッジする為替予約の会計処理

<仮説例> 設備資産の輸出取引に為替予約を行った場合  
 ・販売価額：\$1,000

	直物レート	予約レート
イ 予約締結日(19x1年 1月 1日)：	\$1/¥120	
ロ 決算日(19x1年12月31日)：	\$1/¥118	
ハ 取引日(19x2年 6月30日)：	\$1/¥111	
ニ 決済日(19x2年12月31日)：	\$1/¥113	\$1/¥114

イ	(アメリカ) (借) 為替予約未収金 ¥114,000 繰延為替予約 ディスカント ¥6,000 (¥114,000 = \$1,000 × @114, ¥120,000 = \$1,000 × @120)	(貸) 為替予約 ¥120,000
	(日本、韓国) 為替予約内容の備忘記録	
ロ	(アメリカ) (借) 為替予約 ¥2,000 (¥2,000 = \$1,000 × (@120 - @118)) 為替予約ディスカント ¥3,000 (¥3,000 = ¥6,000 × 1/2)	(貸) 繰延為替差益 ¥2,000 繰延為替予約ディスカント ¥3,000
	(日本、韓国) 先物為替予約内容及び為替予約損益の注記	
ハ	(アメリカ) (借) 売掛金 ¥111,000 (¥111,000 = \$1,000 × @111) 為替予約 ¥7,000 (¥7,000 = \$1,000 × (@118 - @111))	(貸) 売上 ¥111,000 繰延為替差益 ¥7,000
	(日本、韓国) (借) 売掛金 ¥114,000	(貸) 売上 ¥111,000 為替予約差額 ¥3,000 (先物取引貸*)
ニ	(アメリカ) (借) 現金 ¥114,000 (¥114,000 = \$1,000 × @114, ¥111,000 = \$1,000 × @111) 為替予約 ¥118,000 (¥118,000 = \$1,000 × @118, ¥114,000 = \$1,000 × @114) 繰延為替差益 ¥9,000 為替予約ディスカント ¥3,000	(貸) 売掛金 ¥111,000 売上 ¥3,000 為替予約未収金 ¥114,000 売上 ¥4,000 売上 ¥9,000 繰延為替予約 ディスカント ¥3,000
	(日本、韓国) (借) 現金 ¥114,000 為替予約差額 ¥3,000 (先物取引貸*)	(貸) 売掛金 ¥114,000 為替差益 ¥3,000 (先物取引貸戻入*)

\* 韓国の場合

将来の外貨建取引(確定約定の取引及び予想取引)に対するヘッジ目的の為替予約は、予約時点ですでに経済的便益とリスクが発生しており、財貨または用役の流れが生じない予約締結時においても、契約の法的活動が経済的実質に大きな影響を及ぼすから、ヘッジ対象取引との期間的対応を行うため、取引発生時まで資産または負債に繰延べることが必要である。日本と韓国においても、この種の外貨建取引に関する会計処理規定を設定することが要請される。

### (3)在外事業体への純投資額のヘッジ

SFAS第52号では、この種の為替予約におけるディスカウント・プレミアムの測定は「為替予約の外貨額×(予約された先物レート-予約日の直物レート)」とされ、その処理は為替予約の期間にわたって償却し、純利益の計算に含める。ただし、株主持分の項目に含めることもできる。また、為替予約損益の測定は「為替予約の外貨額×(決算日の直物レート-予約日の直物レート)」とされ、その処理は当期の損益として認識せず、為替調整勘定(株主持分の修正項目)として繰延べ処理し、外貨表示財務諸表の換算から生ずる為替調整勘定と相殺して処理する。

## 2 投機目的の先物為替予約

SFAS第52号では、投機目的の為替予約は「オン・バランス」され、為替予約損益は損益計算に含められる。しかしながら、為替予約のディスカウント・プレミアムについては、別段の会計処理を行わない。また、為替予約損益の測定は「為替予約の外貨額×(決算日の先物レート-予約された先物レート)」とされ、その処理は当期(為替予約損益の生ずる期)の損益として認識される。

決算日において、その為替予約は決済され、新たに同一期日の為替予約を行ったのと同じように処理される。これは、この種の為替予約は各期に認識すべき当期損益だけが問題であり、ディスカウント・プレミアムとその他の為替予約損益とに分ける意義に乏しく、また為替予約によりヘッジすべき外貨建取引に係る為替差損益が存在せず、直物レートの

変動を考慮する必要がないためである<sup>(32)</sup>。

日本では、期末に未決済の投機目的の為替予約は「オフ・バランス」となり、独立した外貨建取引として認められていない。また実現主義の適用により、投機目的の為替予約の損益はその決済時点で認識される。しかしながら、投機目的の為替予約は、期日延長・期日前使用による利益操作の対象となりやすいことから、時価評価し、「オン・バランス」することが必要である。韓国では、「改正基準」によれば、先物取引等の処理について、金融取引から発生した損益は発生時点で認識する。すなわち、原則として、投機目的による先物為替取引も認め、その発生損益は発生時点で評価損益として認識している。

<sup>(32)</sup> 白鳥庄之助「外貨換算会計基準—為替予約の会計処理を中心として—」『企業会計』第35巻第2号, 1983年2月, 53頁-7頁。

### 第三節 外貨表示財務諸表の換算

#### 1 在外事業体の分類

在外事業体の活動成果を換算目的に適合した開示を行うための換算基準をどのように設定するかによって、在外事業体を合理的な区分規準で分類することは重要である。在外事業体の財務諸表項目の換算において、改訂IAS第21号、SFAS第52号及びSSAP第20号では、会計主体を経済的会計主体の連結法人(親会社との実質的な経済関係を重視)とみなし、在外業務活動体を、「報告企業の業務と不可分である在外業務活動体」(従属型)と、現地国の通貨によって事業活動を行う「在外事業体」(独立型)とに分類している。

また、SFAS第52号では、為替レートの変動により企業のキャッシュ・フローまたは持分に与えると予想される経済的影響を正確に反映する情報を、外貨表示財務諸表の換算により提供し、在外事業体の機能通貨によって測定された在外事業体の経営成績及び財政状態をそのままの形で連結財務諸表に表示することを意図している。SFAS第52号における換算<sup>(33)</sup>(translation)とは機能通貨と報告通貨との間の会計処理を意味しており、現地通貨と機能通貨の間の会計処理である再測定<sup>(34)</sup>(remeasurement)とは区別している<sup>(35)</sup>。SSAP第20号は、IAS第21号と同様に、在外営業活動体の親会社との不可分性による分類と為替レート選択適用方法を定めている<sup>(36)</sup>。

改訂IAS第21号によれば、在外事業体が独立的なのかあるいは従属的なのかの在外事業体の区別の判定(SFAS第52号では機能通貨アプローチによる在外事業体の区別)においては、資金の流れ、販売価格、販売市場、費用、財務活動、親会社との取引等のような経済的指標を考慮して決定されるが、最終的には経営者の判断によって行われる<sup>(37)</sup>。

また、イギリスでは、経済的指標として、主に、キャッシュ・フロー、在外子会社等の機能、営業取引に使われる通貨、財務構造(活動)等を考慮してテンポラル法を採用すべ

<sup>(33)</sup> 機能通貨建ての財務諸表を報告通貨建てに換える手続である。

<sup>(34)</sup> 現地通貨建ての財務諸表を機能通貨建てに換えることである。

<sup>(35)</sup> SFAS No. 52, par. 80-81.

<sup>(36)</sup> SSAP No. 20, pars. 52, 55.

<sup>(37)</sup> IAS (revised 1993) No. 21, par. 26., SFAS No. 52, par. 42.

きかどうかを決定することになり<sup>(38)</sup>、SSAP第20号では、次の場合には従属的な在外事業体とみなされ、その換算においてはテンポラル法が適用される<sup>(39)</sup>。すなわち、在外事業体が、第一に、販売代理店となっている場合、つまり、商品・製品を投資会社から受け取り、これを売った代金を投資会社に送金している場合、第二に、原材料、部品、または下組立品を作って、これを製品に組み込むために投資会社に送り込んでいる場合、第三に、税金や為替管理あるいはその他類似の理由から、企業集団内の他の会社のために資金を調達する手段として、海外に所在している場合、等である。

このように欧米諸国では、在外事業体の財務諸表項目の換算においては在外事業体別に決算日レート法とテンポラル法の選択適用が容認される状況的換算法(Situational approach to translation)が主流となっている。状況的換算法を導入している国においては、状況区分を設けることにより多国籍企業(Multinational Enterprises; MNEs)の経済活動を把握しようとした点は類似している。状況別に適用を認めた換算法の中で本国から独立した在外活動の認識においてはほぼ同一の取扱いを行っているが、本国に従属した在外活動単位の認識においては国により異なる。これは多国籍企業の成長段階の相違に対処するための外貨換算会計としての対応策の一つであると思われる。

日本と韓国では、個別財務諸表を中心とした会計制度の中で、商法規定との調整や、各々特殊な経済的背景のもとで、会計主体を法的会計主体の法人(在外事業体の法的形態を重視)とみなし、在外支店と在外子会社とに区別している。すなわち、在外事業体の分類は、在外事業体の活動態様別(実態の相違)に換算基準を定めず、形式的な本国主義(親会社本国の立場)に立っていると言える。しかしながら、在外事業体の活動成果を適正に開示するという観点から、企業の経済的実態が同様であるにもかかわらず異なった換算方法を適用することは合理的ではないと思われる。

## 2 従属的な在外事業体の財務諸表項目の換算

従属的な在外事業体<sup>(40)</sup>(在外支店)のすべての取引は、報告企業の取引であるかのご

<sup>(38)</sup> 企業財務制度研究会編『英国における開示制度と開示内容』, 1992年7月, 60-61ページ。

<sup>(39)</sup> SSAP No. 20, par. 24.

<sup>(40)</sup> 従属的な在外事業体とは、報告企業の業務活動と不可分である在外事業体をいう。  
(IAS (revised 1993) No. 21, par. 23.)



とく換算される。すなわち外貨建取引の換算の規定が準用されることになる。IASは、その諸取引が報告企業の取引であるかのように、報告企業が採用している換算方法を適用することを要求している。したがって、貨幣性項目は決算日レートで換算し、非貨幣性項目は取引日レートまたは公正価値が決定された日の為替レートで換算する。その従属的な在外事業体（不可分在外業務活動体）に、さらに在外業務活動体への投資がある場合には、それぞれの方法で換算される。

アメリカ、イギリスでも、すべての取引を親会社が記録したのと同じ効果をあげる方法、すなわちテンポラル法を採用している。また、SFAS第52号では、例外的に決算日レート法を適用し、その場合に生ずる為替差額は株主持分として処理する。

日本では、基本的に貨幣・非貨幣法を柱とし、貨幣項目には流動・非流動法を、また非貨幣項目にはテンポラル法を加味している。このような会計処理は、現行商法のもとでは個別企業単位で分配可能利益の算定における未実現利益排除に適合する資産評価基準である取得原価主義がとられているからである<sup>(41)</sup>。また、「改訂基準」の「在外支店の外貨表示財務諸表項目の換算の特例」によれば、在外支店の外国通貨で表示された財務諸表項目の換算にあたり、その長期金銭債権債務及び非貨幣性項目の額に重要性がない場合、すべての財務諸表項目(支店における本店等を除く)については決算時レートを適用することができる。ただし、すべての損益項目については期中平均レートによることに妨げない。この場合において、換算によって生じた為替差額は、当期の為替差損益として処理される。

韓国では、在外支店の財務諸表の換算においては原則として外貨建取引の換算規定すなわち貨幣・非貨幣法を準用している。例外的には、会計実務の便宜性を考慮して決算日レート法によって換算し、その為替差額は海外事業換算借方または貸方(為替調整勘定)として繰延べ処理する<sup>(42)</sup>。

在外支店の財務諸表項目の換算によって生じた為替差額は、各国同様に当期の為替差損益として処理する。それは、従属的な在外事業体の場合には、為替レートの変動が在外事業体の個々の資産及び負債に影響を与えるとともに親会社のキャッシュ・フローに直接影響を与えるからである。

<sup>(41)</sup> 近田典行「在外支店会計」342ページ(鳥村剛雄編著『前掲書』)

<sup>(42)</sup> 韓国の企業会計基準第103条の2項。

### 3 独立的な在外事業体の財務諸表項目の換算

#### (1) 貸借対照表項目の換算

IAS、アメリカ及びイギリスでは、独立的な在外事業体<sup>(43)</sup>（在外子会社）における財務諸表項目の換算において、在外事業体を在外事業体の活動態様別（実態の相違）に分類した上で<sup>(44)</sup>、決算日レート法の考え方を採用している。資産及び負債は、<表5>のように各国同様にCRで換算される。

<表5> 貸借対照表項目の換算

	I A S	アメリカ	日 本	韓 国	イギリス
資産及び負債項目	CR	CR	CR	CR	CR
資本項目	HR	HR	HR <sup>*1</sup>	規定なし	HR

注；HR:取引日レート、CR:決算日レート

\*1 親会社による株式取得時における項目は株式取得時の為替レートで換算する。

日本の改訂前（旧）基準では、修正テンポラル法<sup>(45)</sup>を採用しており、この方法は、テンポラル法を一部修正したものであり、親会社の立場（本国主義）に立ち、在外子会社等を親会社の延長としての事業体であると想定している。そのような想定は、日本の子会社と支店は法的形式上違いますが、経済実質的には異なる場合が多いからであるが、法的形式の違いのみで換算方法を変えることは経済的実体を重視する連結の思想とは相容れないことである。「改訂基準」では、在外子会社の財務諸表の換算において決算日レート法を採用した。このように修正テンポラル法から決算日レート法に変更されたのは、最近、在外

<sup>(43)</sup> 在外事業体の営業活動が報告企業の営業活動にとって不可分の構成部分になっていないものをいう（IAS (revised 1993) No. 21, par. 7.）。

<sup>(44)</sup> IAS (revised 1993) No. 21, pars. 23-26., SFAS No. 52, pars. 6, 10., SSAP No. 20, par. 55.

<sup>(45)</sup> 修正テンポラル法とは、在外子会社の外貨表示財務諸表の換算において、換算のパラドクスを回避するため、また決算日現在における子会社から親会社への送金可能額を明らかにするために、当期純利益及び期末留保利益を決算日レートで換算し、為替差額を為替換算調整勘定として、資産の部または負債の部に記載する方法である。

子会社等の数が著しく増加した企業が多くなったことにより、実務上の対応が困難になったこと、また、在外子会社等の独立事業体化の進展により、現地通貨を財務諸表の測定ベースとして重視する傾向が強まったことなどの理由からである。

日本における決算日レート法では、資産及び負債は決算日レートで換算し、自己資本は取得時または発生時レートで換算する。資本項目については、親会社による株式取得時における項目は株式取得時の為替レートで換算し、その他の項目はHRで換算する。これは、前者には相殺消去の対象となる株式の取得時レートを適用し、後者にはテンポラル法的な考え方に従ってそれが現地通貨で認識された時の為替レートを適用するというルールであり、いずれもそこに親会社の見地に立つ本国主義的な考え方が部分的に入っている<sup>(46)</sup>。また、資産及び負債項目の中に親会社に対する債権債務がある場合には、親会社が換算に用いた為替レートで換算すると規定している。この場合に生ずる差額は為替換算調整勘定として繰延べ処理する。

韓国では、在外子会社の財務諸表の換算は決算日レート法の考え方に立って、貸借対照表項目は決算日レートで換算し、損益計算書項目は期中平均レートで換算している。しかしながら、資本項目については具体的に規定されていないので、資本項目の換算においては取引日レートによるのか、あるいは決算日レートによるのかが明確ではない。

SSAP第20号では、独立的な在外事業体の財務諸表の換算には決算日レート・純投資法(Closing rate/Net investment method<sup>(47)</sup>)が採用される。そこでは、在外事業体の投資は在外事業体の個々の資産や負債に対する直接投資ではなく、その事業体の純資産に対する投資であるという認識に立っている<sup>(48)</sup>。

<sup>(46)</sup> 白鳥庄之助「在外子会社等の財務諸表項目の換算」『企業会計』第47巻第9号、1995年9月、69ページ。

<sup>(47)</sup> これは、決算日レート法のもとでは在外子会社の資産と負債が一律に決算日レートで換算されるため、資産と負債は相互にヘッジし合い、為替レートの変動は最終的には、在外子会社の純資産、すなわち本国の親会社企業の立場からすれば、その純投資額の変動として認識されるという考え方にもとづいている(新井清光編著『英和会計経理用語辞典』中央経済社1994年105ページ)。

<sup>(48)</sup> SSAP No. 20 par. 15.

(2)損益項目の換算

IAS及びアメリカでは、<表6>のように、損益項目はHRまたはARで換算している。収益及び費用(収益性負債の収益化額及び費用性資産の費用化額を除く)の換算において、実務上、取引時または発生時レートの代わりに期中平均レートがしばしば適用される<sup>(49)</sup>。

日本の場合、旧基準及び「改訂基準」では、収益及び費用は決算日レートまたは期中平均レートで換算しているが<sup>(50)</sup>、CRによる換算を適当としているのは収益費用各項目が確定的には決算時に認識されると考えるからであり、ARによる換算を適当としているのは収益費用各項目が期中平均的に稼得され、期中平均時点で認識されていると考えるからである<sup>(51)</sup>。また、イギリスでは、損益計算書項目は決算日レートと期中平均レートの選択適用が認められており、期中平均レートを適用した場合に生じた為替差額は積立金の変動額として処理される<sup>(52)</sup>。

<表6> 損益項目の換算

	I A S	アメリカ	日 本	韓 国	イギリス
収益及び費用	HR or AR	HR or AR	CR or AR	AR	CR or AR
当期純利益及び期末留保利益	換算後の収益と費用との(または留保利益の増減項目との)差額				
超インフレ経済下の通貨で表示される損益項目	CR	CR	HR	HR	CR

IAS第29号「超インフレ経済下の財務報告<sup>(53)</sup>」では、子会社が、超インフレ経済国

<sup>(49)</sup> IAS (revised 1993)No. 21, par. 31.

<sup>(50)</sup> 収益及び費用に用いる期中平均相場には、当該収益及び費用が帰属する月または半期等を算定期間とする平均相場を用いることができる。

<sup>(51)</sup> 白鳥庄之助「前掲論文」, 69<sup>頁</sup>-7<sup>頁</sup>。

<sup>(52)</sup> SSAP No. 20 pars. 17, 18.

<sup>(53)</sup> IASC, IAS No. 29, Financial Reporting in Hyperinflationary, July 1989, par. 33.

<sup>(54)</sup>の通貨で財務諸表を報告する場合には、報告通貨の一般物価指数を用いて貸借対照表日現在の測定単位によって報告通貨の財務諸表を修正する。当該修正後の財務諸表は決済日レートによって連結財務諸表の報告通貨に換算連結されることになる（再評価後換算法）。SFAS第52号では、超インフレ経済下にある在外事業体の財務諸表項目の換算においてはテンポラル法を適用しており<sup>(55)</sup>、SSAP第20号では、現在原価に基づいた再評価後換算法を容認している<sup>(56)</sup>。日本と韓国の基準においてはそれに対する特別の適用規定はない。

(3)為替差額の処理

改訂IAS第21号によれば<sup>(57)</sup>、在外事業体の財務諸表の換算の結果、次の場合によって生ずる為替差額が認識される。

第一に、損益項目を取引日レートで換算し、資産及び負債を決算日レートで換算すること。

第二に、在外事業体への純投資額の期首残高を以前に報告した時のレートとは異なる為替レートで換算すること。

---

<sup>(54)</sup> IAS第29号は、超インフレ経済か否かの決定は企業の判断とし、超インフレ経済の特徴の例として次の項目をあげている(par. 3)。

第一に、一般市民は財産を非貨幣資産または比較的安定した外貨で保有することを選好する。保有した自国通貨は購買力が維持できるように直ちに投資される。

第二に、一般市民は自国通貨ではなく比較的安定した外貨で貨幣額を考える。物価が当該外貨で示される場合がある。

第三に、信用売買はたとえ短期間であっても、与信期間中に予想される購買力の損失を補填する価格で行われる。

第四に、利子率、賃金及び物価が物価指数に連動する。

第五に、3年間の累積インフレ率が100%に近いまたは100%を超える。

また、SFAS第52号では、3年間の累積インフレ率が100%以上の場合を超インフレ経済としている。

<sup>(55)</sup> SFAS No. 52, par. 33.

<sup>(56)</sup> SSAP No. 20 par. 26.

<sup>(57)</sup> IAS (revised 1993)No. 21, par. 32.

第三に、在外事業体の株主持分の他の変動。

<表7>のように、IAS、アメリカにおいては、為替レートの変動は在外事業体または報告企業の営業活動からの現在及び将来のキャッシュ・フローに対し、ほとんどまたは全く直接的影響を与えないとみなし、独立的な在外事業体の財務諸表項目の換算から生ずる為替差額は当期の損益として認識せず、為替調整勘定(translation adjustments<sup>(58)</sup>)として、当該純投資額が処分されるまで株主持分に分類して繰延べ処理している<sup>(59)</sup>。

IASでは、在外事業体が連結範囲に含まれるが全株式を所有されていない場合、換算から生じた少数株主持分に属する累積為替差額は連結貸借対照表上少数株主持分の一部として配分され報告される<sup>(60)</sup>。また、ヘッジする実際的手段がない大幅な通貨切下げまたは通貨下落の結果為替差額が生ずる場合には、原則として(標準的処理)為替差損益は発生時の損益に含める。例外的(代替的処理)には関連資産の簿価に算入することが可能であるが、算入後簿価は正味実現可能額を越えてはならないとされている<sup>(61)</sup>。

<表7> 為替差額の処理

	IAS	アメリカ	日本	韓国	イギリス
為替差額	当該純投資額処分時まで株主持分に分類される	グループ内取引は消去されるが、貨幣項目の為替差額は消去しない	為替換算調整勘定として資産または負債の部に表示する	規定されていないが、在外支店の処理規定が準用される	積立金の増減項目とする
	グループ内取引は消去されるが、貨幣項目の為替差額は消去しない				
	関連繰延累積為替差額は在外事業体処分時の損益とする				

<sup>(58)</sup> 換算調整勘定の本質については、次の2つ見解に分けられる。

第一の包括的利益説では、換算調整勘定を在外事業体に対する純投資の増加額のうち、キャッシュ・フローが生じない部分とみる。第二の資本修正説では、換算調整勘定を物価変動会計における資本修正額と類似したものとみる。このように2つの見解に分かれているが、いずれの見解によっても当期の純損益計算から除外し、資本の部に含める点では一致している(SFAS No. 52, pars. 112-114)。

<sup>(59)</sup> IAS(revised 1993) No. 21, par. 30(c)., SFAS No. 52, pars. 13-14.

<sup>(60)</sup> IAS(revised 1993) No. 21, par. 32.

<sup>(61)</sup> IAS (revised 1993)No. 21, par. 21.

日本の「改訂基準」では、為替調整勘定は、資産あるいは負債を決算時のレートで換算して計算した差額と、取得時または発生時のレートで換算した資本項目の額との差額として、貸借対照表上、資産の部または負債の部に記載される。この為替調整勘定を資産・負債の部に計上するのは、それが子会社の純資産の額であるとみなしているからである。

韓国では、在外子会社の財務諸表項目の換算から生ずる為替差額の処理については具体的な規定が示されていない。その処理においては、在外支店の財務諸表項目の例外的な換算方法、すなわち決算日レート法を適用する場合に生ずる「海外事業換算借または貸」の処理規定を準用していると思われる。

イギリスでは、為替差額は積立金(reserve)の増減項目として処理する。それは、為替差額は在外事業体の営業成績あるいは財務活動とは関係のない要因から生じ、特に親会社にとってはキャッシュ・フローの変動を測定、表示するものでないからである<sup>(62)</sup>。また長期貨幣項目から生じる為替差額は、原則として損益計算書に計上するが、会社法における慎重性の原則との調整から、例外的処理を認めている。また純投資、すなわち「投資会社の実質的持分ないし、在外事業体の純資産のうちの投資会社の持分割合分<sup>(63)</sup>」の期首残高を決算日レートで再換算(retranslation)することから生じる為替差額は、これを積立金の修正として処理することになる<sup>(64)</sup>。

為替調整勘定の表示方法としては、大別して次のような二つの方法がある。その一つは資産あるいは負債として表示する方法であり、これは日本の基準の考え方である。もう一つは自己資本の中に入れて表示する方法であり、これはIASやFASB等の考え方である。

---

<sup>(62)</sup> SSAP No. 20 pars. 16, 19, 53.

<sup>(63)</sup> SSAP No. 20 par. 43.

<sup>(64)</sup> SSAP No. 20 par. 53.

## 第四章 外貨建取引のカレント・レート評価による為替差損益の処分可能性<sup>(1)</sup>

本章では、日本における改訂後の外貨建取引等会計処理基準（以下、改訂基準）において、外貨建取引をカレント・レートで換算する場合に生ずる為替差損益の処分可能性を、実現概念の拡充の検討をとおして吟味する。特にその処分可能性が問題となるのは、外貨建長期金銭債権債務をカレント・レートで換算する場合と、先物為替予約取引の会計処理の場合である。

### 第一節 処分可能利益の意味とその範囲の拡大可能性

#### 1 処分可能利益の意味

伝統的財務会計において、会計測定の対象となる会計的利益は、本質的に、投下貨幣資本の回収剰余としての性格を有するものであり、その枠内で、処分可能利益計算の尺度として、また企業業績評価の尺度として一定の意義を有するものであると考えられる。処分可能利益とは、特定時点における株主総会の承認を得て利益処分を決定しうる利益のことであり、現金あるいはその他の形態による会社資産の分配または処分を表すものである。通常は、処分可能利益を当期末処分利益と同義に解し、(イ)当期利益、(ロ)前期繰越利益、(ハ)任意積立金取崩額、(ニ)中間配当額、(ト)利益準備金積立額、の合計額(加・減額)をもって処分可能利益という。しかしながら、もともと、利益とは維持さるべき資本の剰余であり、すべて処分可能なものであって、当期の利益たると過去の利益たるとを問わない性質のものである。処分可能利益は当期末処分利益のみに限定されるものではない<sup>(2)</sup>。

<sup>(1)</sup> この章は、レフリー研究論文「カレント・レート評価による為替差損益の処分可能性」

(『経済科学』(名古屋大学)第44巻第1号1996年6月)を加筆したものである。

<sup>(2)</sup> 神戸大学会計学研究室編『第四版会計学辞典』同文館、1984年、726頁以下。



日本の商法上の配当限度額規定<sup>(3)</sup>は株式会社がおこなう利益配当の限度額を定めたものである。そこでの配当可能利益の限度額の計算は貸借対照表上の純資産額から出発しているので、適正な純資産額算定のためには資産及び負債の貸借対照表能力やそれらの評価が前提となる<sup>(4)</sup>。また、処分可能利益あるいは配当可能利益を問題とする場合、利益の処分は当然手許資金の流出をもたらすから、資産の換金性に関連させて処分可能利益の大きさを考慮する必要がある。さらに、最近、国際的動向として、デリバティブ<sup>(5)</sup>及び為替商品に係る含み益は「実現」した利益と判断される傾向にある。処分可能利益の意味を考える場合、利益及び資産価値評価における「実現」概念の再検討が必要である。

## 2 実現概念の変化による処分可能利益の範囲の拡大可能性

外貨建取引のカレント・レート評価による為替差損益を当期の損益として認識する場合、特に為替差益の場合、収益認識の規準である「実現性」が問題となる。本節では、伝統的実現概念の拡充により、処分可能利益の範囲が拡大可能であるか否かが検討される。

<sup>(3)</sup> 日本の商法第290条1項によれば、利益の配当は貸借対照表上の純資産額より資本金、資本準備金と利益準備金の合計額、当該決算期の利益準備金積立額を控除した残額であるいわゆる商法上の剰余金を原則として配当限度額とし、さらに繰延資産に含まれる開業費、試験研究費及び開発費の合計額が法定準備金の合計額を越えるときはその超過額が資産額より控除されなければならない。

<sup>(4)</sup> 商法上の配当限度額規定の本質的意味については次の論文を参照。

飯田穆「現代企業会計における情報開示」『経済科学』(名古屋大学)第39巻第4号、1992年3月、91-93頁-ジ。

飯田穆「商法会計とその現代的課題」, 98-99頁-ジ(青木脩・小川洵・木下照嶽編著『社会発展と会計情報』中央経済社1993年収録)。

<sup>(5)</sup> デリバティブ商品(derivatives instrument)とは、ある特定商品(原資産)の市場価値あるいは指標によって相対的にその価値が定められるような金融商品(すなわち、金融派生商品)をいう(企業財務制度研究会編『派生金融商品の情報開示に向けての調査研究』1994年6月、56頁-ジ)。

### (1) 実現概念の変化

伝統的実現概念における「実現」の本質的意味は、法的な販売または同様なプロセスによる現金あるいは現金等価物への転換と、流動資産の獲得による確定(validation)にある<sup>(6)</sup>。これは、実現の要件が市場取引の存在、財貨・用役の提供及び流動性(Liquidity)のある対価の獲得であることを意味する。市場取引の存在及び財貨または用役の提供の要件は会計帳簿への記録に対する客観的で検証可能な証拠の要請であり、流動性のある対価の要件は利益の処分可能性あるいは分配可能性の保証の要請である。かかる要件が充足されて初めて収益(利益)が認識されることになる。伝統的実現概念においては「実現主義」を発生した収益から未実現収益を排除するための認識基準であると位置づけられる。

また、アメリカ会計学会(AAA)の「1957年版会計原則」によれば、実現概念の本質的意味は、ある資産または負債の増減が、それを諸勘定で認識できる程度に十分に確定的(definite)かつ客観的(objective)になっていることである。このような実現の認識は、独立当事者間での交換取引があること、確立された商慣習(取引実務)があること、または履行が実質的に確かであるとみられる契約諸条件があることを基礎として行われる<sup>(7)</sup>。この実現概念は認識対象を収益及び利益に限定せず、費用及び損失さらには資産及び負債にまで拡大する。この認識対象の拡大と認識要件の明確性は、会計情報としての真実性を保証するために期間損益計算におけるプロセス的認識を強調し、その認識にあたっては、資産の価値増減が「確実性あるいは恒久性」と「客観性あるいは測定可能性」の要件を満たしているか否かを判断することになる。より安定した経済体制が出現すれば、価値増減の確実性と客観性の確立は容易になり、その二つの要件が満たされるならば、販売以前に生ずる資産の価値増減を認識することができる。したがって、この概念には、伝統的実現概念による収益認識の場合には例外とされる発生基準による収益認識(発現、発生、自然増加、生産による収益認識、及び保有利得または損失の認識)も含まれる。

さらに、FASB 財務会計諸概念報告書(SFAC)第5号によれば、企業の一会計期間中の収益

<sup>(6)</sup> W. A. Paton and A. C. Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, (Madison:AAA), 1940, p. 46.

<sup>(7)</sup> AAA 1957 Committee, "Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements," *The Accounting Review*, Vol. 32, No. 4, 1957, p. 538.

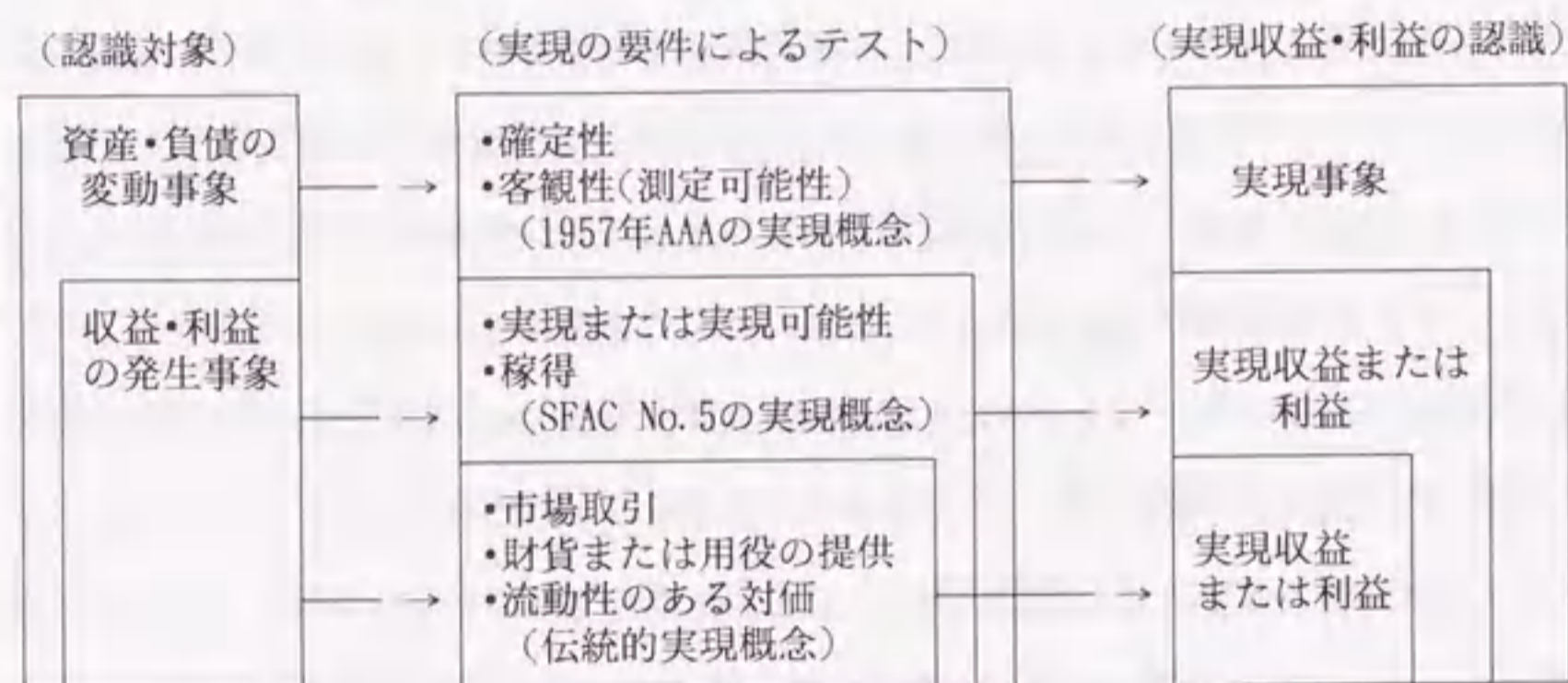
中島省吾訳編『AAA会計原則』中央経済社, 1964年, 132頁-7。

及び利得の認識にあたっては、実現した(realized)かまたは実現可能(realizable)であること、稼得される(earned)ことという二つの要件を考慮することが必要であるとしている<sup>(8)</sup>。すなわち、SFAC第5号では、「実現要件」あるいは「実現可能要件」及び「稼得要件」の2要件が組み合わさって一つの収益または利益認識概念としての機能を果たしている。

「実現可能」とは、例えば、特定の農産物、貴金属、市場性のある有価証券等の資産が貨幣性資産への「転換可能性」または「測定値の客観的確定可能性<sup>(9)</sup>」の要件をもっている状況のことである。「実現可能」の概念では、収益を認識する時点が伝統的実現概念における認識時点よりも早められ、実現の要件が緩められる傾向を示している。

SFAC第5号の「実現」概念が伝統的実現概念と異なる重要な点は、「実現可能」要件が加えられることによって、伝統的実現概念では認識されなかった、いわゆる「未実現保有利得」が実現利得として認識され、認識範囲がそれだけ拡大されていることである。かかるSFAC第5号における実現概念を伝統的実現概念及びAAAの実現概念に関連させて比較するならば、<図1>のようになる。

<図1> 各々の「実現」概念図の比較<sup>(10)</sup>



<sup>(8)</sup> FASB SFAC No. 5, Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises, December 1984, par. 83.

平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念』中央経済社, 1994年, 249頁-250頁。

<sup>(9)</sup> 測定値の客観的確定可能性とは、測定対象と測定値の合致あるいは両者間の一対一の対応関係の存在という意味での測定値の信頼性を意味する。

<sup>(10)</sup> 岡村勝義「会計上の実現概念の拡散と収斂(2)」『商経論叢』(神奈川大学), 第26巻第3・4号, 1991年9月, 97頁-100頁の<図表>を一部加筆修正した。

## (2) 処分可能利益の範囲の拡大可能性

収益の認識規準である「実現」概念は処分可能利益計算のための要件となる。なぜならば、対価として資金的裏付けのある受け入れ資産は、処分可能利益計算において、収益の確実性を保証することになるからである。そこでは、「原価評価・実現基準」を基盤とする会計理論の体系が整合性をもつ。しかしながら、債権者保護の観点からではなく株主への企業業績の適正な実態開示を重視する観点からは、企業の実質資本あるいは実体資本維持に係わる情報が要請されており、具体的には、「原価評価・実現基準」を「時価評価・発生基準あるいは実現可能性基準」に改めることが要請される。このような考え方は、その適用の範囲が限定されるものの、単なる実現主義の拡張問題としてではなく、「時価評価・発生基準あるいは実現可能性基準」を基盤とする会計理論の体系の導入を意味する。

デリバティブ及び外貨建資産及び負債に関わる会計処理問題に限定して考慮するならば、「時価評価・発生基準あるいは実現可能性基準」の適用を根拠づける概念の一つとして、FASBにおける「包括的利益<sup>(11)</sup>」(comprehensive income)の概念があげられる。包括的利益の重要な要素である「価格変動、不可避的事故、その他の企業とその経済的・法律的・社会的・政治的及び物理的環境との相互作用のもたらす影響から生じるもの」<sup>(12)</sup>には、市場性のある有価証券の時価変動に係わる未実現保有損益や為替レート変動に係わる為替差損益などが含まれる。包括的利益概念とそれに基づいた包括的損益計算体系(すなわち、稼得利益・包括的損益計算書)では、原価主義を基調に据えながらも、一定の資産及び負債項目を時価で評価し、かつそれから生じる未実現保有損益(特に保有利得)の認識には、実現基準ではなく、「実現可能性基準」の適用により、当期の損益に算入することが容認される。また、「時価評価・発生基準あるいは実現可能性基準」の適用を根拠づけるもう一つの概念は、発生主義による業績利益の測定という利益概念の採用である。「企業の実態開示を重視する損益計算の目的」にいう「実態」とは発生損益を意味していると考えられる。

<sup>(11)</sup> 包括的利益とは、所有主以外の源泉から生じる取引その他の事象及び環境要因による一期間中における営利企業の持分変動である。これには、所有主による出資及び所有主への分配から生じる変動以外、一期間におけるすべての持分の変動が含まれる。

(FASB SFAC No. 6, Elements of Financial Statements, December 1985, par. 70.)

<sup>(12)</sup> Ibid., par. 74.

「時価評価・発生基準あるいは実現可能性基準」によって「実現可能」な損益を認識し測定表示した場合、それを実現損益と考えるのか、あるいは未実現損益と考えるのかが問題となる。特に、評価益については処分可能利益との関連で問題が生ずる。外貨建資産及び負債のカレント・レート評価によって生ずる保有利得を実現利益として認識するか否かは、当該資産の増価（価値増加）の確定可能性をめぐって、市場取引あるいは換金可能な組織的な流通市場の存在によりもたらされる証拠とカレントな価額の見積りによりもたらされる証拠の質の差異の有無あるいは程度をどのように評価するかにかかっている<sup>(13)</sup>。

現行の外国為替市場においては為替銀行と顧客（すなわち一般事業会社など）との間で直物取引を行う場合には、あらかじめ為替銀行の店頭で中値が公示され、原則として、1日を通じてその公示されたレートが適用されることになっている。このように、いつでも商品を販売しうる市場（高度な競争市場 — 貨幣市場、株式市場、商品市場など —）があり、市場価格が公表されているデリバティブ及び国際金融商品については、現実の行為としての販売の有無にかかわらず、「時価評価・実現可能性基準」の適用が考えられる<sup>(14)</sup>。また、政府買入価格による米・麦等の農産物の収穫高からの収益、長期請負工事の進行に応じた収益、市場性のある有価証券の含み益、先物差益あるいは為替予約差益等のようなカレントな価額による資産評価から生ずる保有利得は、販売過程を通さなくとも収益の測定値が確定している（測定値の信頼性の程度が高い）ものであり、また契約等によって実現が保証されるので、処分可能利益計算の対象に含めることができる<sup>(15)</sup>。

このように、「時価評価・発生基準あるいは実現可能性基準」は随時確定可能で換金可能な（実現可能な）保有利得の計上を促すと同時に、そうした実現可能な利益をも企業成果に含めることによって企業の処分可能利益を実態に近づけることができる<sup>(16)</sup>。

<sup>(13)</sup> 醍醐聰『日本の企業会計』東京大学出版会、1990年、28頁〜30頁。

<sup>(14)</sup> 鶴池幸雄「金融商品の会計処理」『経営研究』（大阪市立大学）第42巻第1号、1991年5月、97頁〜99頁。

<sup>(15)</sup> 広瀬義州「実現概念の拡張と処分可能利益計算」『会計』第138巻第5号、1990年11月、64頁〜67頁。

<sup>(16)</sup> 醍醐聰『前掲書』、32頁〜33頁。

## 第二節 外貨建取引のカレント・レート評価による為替差損益の処分可能利益への算入

本節では、外貨建短期・長期金銭債権債務、外貨建有価証券及び先物為替予約の会計処理についての改訂基準の概要とそれらのカレント・レート評価による為替差損益の処分可能性あるいは配当可能性が検討される。

### 1 外貨建短期金銭債権債務の換算と為替差損益の処分可能利益への算入

#### (1)改訂基準の概要

旧基準では、外貨建短期金銭債権債務は決算日レートで換算する。ただし、外貨建自社発行社債のうち転換請求期間満了前の転換社債については、発行時の為替レートによって換算する。換算差額は当期の為替差損益として処理する。また、監査上の特例として、外貨建短期金銭債権債務も、取引日レートによる換算を認めるという、いわゆる「短期特例」が存在する。

改訂基準でも、外貨建短期金銭債権債務は旧基準どおり決算日レートで換算する。ただし、外貨建自社発行社債のうち転換請求期間満了前の転換社債(転換請求の可能性がないものを除く)については、発行時の為替レートによって換算する。

#### (2)為替差損益の認識及び処分可能性

外貨建短期金銭債権債務を決算日レートで換算し換算差額を当期損益とすることに対して、次のような批判がある<sup>(17)</sup>。

第一に、外貨建短期金銭債権債務の決算日レートによる換算の場合、為替差益を処分可能利益の計算に算入することに対して、保守主義の立場から批判がある。このような処理は健全な保守主義に反し、会計の目的が処分可能利益の算定にある立場から好ましくない。

第二に、為替レート変動の実情をみると、短期的にも決して安定しているとはいえず、期限一年以内の金銭債権債務についても、必ずしも為替差損益の決済時における確定性が高いとはいえない。このように、実現が不確実な損益を財務諸表に取り込むことは、財務

<sup>(17)</sup> 外貨建取引等会計処理基準研究委員会編『外貨会計基準をめぐる論点』(財)企業財務制度研究会, 1994年6月, 38-39ページ。

諸表の数値の信頼性を損うことになる。

第三に、為替予約等でヘッジしていない場合、旧の基準のもとでは決済日にならないと損益が確定しない。特に決算日において為替レートが著しく変動すると、多額の為替差損益が生ずるなど、外貨建金銭債権債務の決算日レートによる換算は、経営者にとって利益管理（対応困難、管理困難な損益を生み出す等の問題）の観点から好ましくない。

しかしながら、次のような論拠により、外貨建短期金銭債権債務を決算日レートによって評価し、為替差損益を当期の損益として処分可能利益計算の対象に含めることが必要である。

第一に、カレント・レート評価による為替差損益は不確定な損益であるといわれるが、確定しようと思えば為替予約や早期決済など様々な手段で確定しうる損益である。もしそうであるならば、確定可能な（実現可能な）為替差損益は処分可能利益の算定に含めることが要請される。

第二に、カレント・レート評価による為替差損益が期間損益に与える影響が大きい場合、その為替差損益を期間損益に算入しないことは処分可能利益数値を歪めることになり<sup>(18)</sup>、経営者の為替対策の成果を判断することができないと思われる。また、期間損益に算入しない場合には、キャッシュ・フロー評価に役立つべき投資情報の提供に際して、「為替レートの変動が企業のキャッシュ・フロー及び持分に与えると予想される経済的効果と一般に首尾一貫した情報を提供する<sup>(19)</sup>」という換算の基本目的が達成できない。

## 2 外貨建長期金銭債権債務の換算と為替差損益の処分可能利益への算入

### (1) 改訂基準の概要

旧基準において、外貨建長期金銭債権債務は取得日または発生時レートで換算されている。また、決算日レートで換算した場合の円換算額を貸借対照表に注記することになっている。ただし、本邦通貨による保証約款または為替予約が付されていることにより、決済日の円貨が確定している外貨建金銭債権債務については当該円貨額を付する。このような会計処理が採用されたのは、決算日レートによる為替差損益は未実現の評価損益であるこ

<sup>(18)</sup> 外貨建取引等会計処理基準研究委員会編「前掲書」、38-39ページ。

<sup>(19)</sup> FASB SFAS No. 52, Foreign Currency Translation, December 1981, par. 4a.

と、またその差損益は決済時に確定する為替差損益とは大幅に乖離する可能性のある不確定な損益であること、ならびに決算日レートによる換算が現行の資産評価基準である「原価評価・実現主義」に反していることから、処分可能利益の算定の面でも、企業の業績評価の面でも問題があるとの批判がなされたからである。

改訂基準では、旧基準による実務が定着しているとの認識に立ち、外貨建長期金銭債権債務は旧基準どおり取得日または発生日レートで換算することにした。ただし、外貨建長期金銭債権債務（為替予約等が付されていることにより決済時における円貨額が確定しているもの及び外貨建自社発行転換社債を除く）に重要な為替差損が生じているときは、「将来回復されるという確実な見通しが無い限り、それが生じた期に認識すべきである」（改訂基準前文）という考え方にに基づき、決算日レートにより換算し為替差損を認識することとした。この場合、当該外貨建長期金銭債権または債務に対応して、同一の通貨建ての外貨建長期債務または債権等を有することにより、為替差損が減殺されているものについては、当該減殺額を考慮する<sup>(20)</sup>。上述の重要な為替差損とは、当該為替差損が当該会社の損益状況及び財政状態に与える影響を考慮して判断するものである<sup>(21)</sup>。改訂基準においては、重要な為替差損益について一定数値を設けるようなことは行わず、当該会社の状況に応じて会社なり公認会計士がその重要性を判断することとした<sup>(22)</sup>。

また、この為替差損を認識するための会計処理としては外貨建長期金銭債権債務を決算

<sup>(20)</sup> 「当該減殺額を考慮する」ということは、あくまでも長期金銭債権債務について（決算日レートによる）差益を認識するのは差損の範囲内であり、損益計算書に計上されるのは差損と差益をネットした正味の差損だけであることを意味する（森田哲彌他「座談会；改訂外貨建取引等会計処理基準の重要論点」『企業会計』第47巻第8号、1995年8月、35ページ）。

<sup>(21)</sup> 重要な為替差損の具体的な判定においては、為替変動の幅のことをいう場合と、それを外貨にかけた金額それ自体の重要性のことをいう場合とがある。ここでは、後者の場合を意味すると解される。（森田哲彌他「座談会」、33ページ）。法人税基本通達では、個々の外貨建金銭債権債務の帳簿価額（円表示金額）と決算時の為替レートによる円換算額との間におおむね15%以上の差が生じた場合をいう。

<sup>(22)</sup> 小谷融「外貨建取引等会計処理基準の改訂について」『企業会計』第47巻第9号、1995年9月、34ページ。



日レートにより換算することに代えて、引当金を設定する処理も考えられるが、今回の改訂基準は外貨建金銭債権債務の換算という枠内にとどめることとしている<sup>(23)</sup>。このように、重要な為替差損は認識するが為替差益は認識しないのは、評価差益は処分可能利益計算の対象に算入しないという保守的な会計処理の考え方を根底においているものと解される。

## (2) 為替差損益の認識及び処分可能性

改訂基準のように外貨建長期金銭債権債務を取引日レートで換算し、原則として、為替差損益を認識しない場合、次のような問題が生ずる。

第一に、短期の外貨預金をころがして外貨建長期債務をヘッジするような、すなわち「短期調達—長期運用」の場合、為替差損益が前者によるものは認識されるのに対して、後者によるものは認識されないため、一方の為替差損または差益を他方の為替差益または差損で相殺することができない。

第二に、為替差損益が発生時点で認識されず、たとえ巨額の含み損益があっても処分可能利益の計算に反映されないため、投資者等利害関係者の利害を害することになり、また含み損益による利益操作が可能となるなど、企業の経済的実態及び適正な期間損益計算が歪められる。

第三に、貨幣・非貨幣法からの逸脱の問題である。貨幣項目とは、本来、契約等によって金額(券面額、金銭回収額、弁済額等)が確定している項目であり、貸借対照表は決算時の回収可能額または弁済額を表すべきものである<sup>(24)</sup>。

上記のような問題点を解決するためには、外貨建金銭債権債務は長短を問わず、決算日レートで換算し、為替差損益は当期の損益として処分可能利益に含めるべきである。その論拠は次のようである。

第一に、カレント・レート評価による為替差損益を期間損益として計上するには、基本的に為替差損益の実現可能性及び処分可能性が問題となる。しかしながら、為替差損益の

<sup>(23)</sup> 企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準の改訂について」『企業会計』第47巻第7号, 1995年7月, 83頁-73。

<sup>(24)</sup> 新井清光『新版財務会計論』中央経済社, 1993年, 260頁-73。

外貨建取引等会計処理基準研究委員会編「前掲書」, 43頁-73。

認識及び測定においては、その収益の認識規準として、「現金または現金等価物への転換」及び「流動性のある対価」を要件とする「実現基準」ではなく、「測定値の客観的確定可能性あるいは信頼性」を要件とする「発生基準あるいは実現可能性基準」を適用することによって、利益の処分可能性が保証される<sup>(25)</sup>。

このように、「実現可能性基準」を付け加えることによって、伝統的実現概念では認識されなかった保有利得が、その種類は限定されているものの、新たに認識されることになり、しかもそれは伝統的実現概念での実現収益・実現利得と同列に扱われる。すなわち、特定の資産あるいは特定の保有利得に限定されているものの、将来のキャッシュ・フローに関して、伝統的実現概念が許容するレベルよりも高い不確実性のレベルが許容されて、そこでの実現可能利得は実現利得と区別されずに、処分可能利益を構成する実現利得として記録され報告されることになる<sup>(26)</sup>。

第二に、外貨建金銭債権債務は貨幣項目であると解される限り、短期・長期を問わず、貸借対照表には決算時の自国通貨による回収可能額または弁済額を示すべきであり、その換算においては決算日レートを適用すべきである。

第三に、外貨建長期金銭債権債務を決算日レートで換算することにより、為替差損益の処分可能利益への算入が可能となる。特に、決算時における為替レートが取引日より円高になっている場合、決算日レートによる換算から為替差損が認識される。それは潜在的とはいえ発生している損益を認識する点で、処分可能利益の計算を重視する保守主義の立場から支持される<sup>(27)</sup>。

第四に、現在では、外貨建長期金銭債権債務についても、為替予約や通貨スワップ、通貨オプションといった手法により、カレント・レート評価による為替差損益の確実性及び信頼性(特に検証可能性)を高めることが可能である。その為替差損益は期末時点において、実際に生じた経済的事実に係るものであるから、その事実が何らかの形で把握しうる限り、事実整合性(測定値とそれに係る経済的事実との整合性という意味での検証可能性<sup>(28)</sup>)の

<sup>(25)</sup> 森川八洲男「時価評価と保有利得の処理」『産業経理』第55巻第1号, 1995年, 30ページ。

<sup>(26)</sup> 岡村勝義「前掲論文」, 98ページ。

<sup>(27)</sup> 外貨建取引等会計処理基準研究委員会編, 『前掲書』, 43-44ページ。

<sup>(28)</sup> 森川八洲男「時価情報」『企業会計』第41巻第1号, 1989年1月, 86-87ページ。

要件には適合しうるものであり、その限りで測定値の信頼性を有するものと認められる。したがって、客観的な測定値を表す「確実性」または信頼性が高ければ、未決済の状態にある外貨建金銭債権債務であってもその為替差益を實現利益と同様に認識し、処分可能利益の計算に算入することができる。

第五に、改訂基準によると、著しい為替レートの変動によって重要な為替差損が生じた場合、企業は当該為替差損がその企業の損益状況に与える影響あるいは財政状況に与える影響を考慮して判断することになるので、その損失を實現させるのかまたは含み損として繰り越すのかは、最終的には企業側(経営者)の判断に委ねられることになる<sup>(29)</sup>。外貨建長期金銭債権債務の決算日レートによる換算によって、利益操作(恣意的な決算操作)の可能性を排除あるいは抑制することが可能である。

### 3 外貨建有価証券の換算と為替差損益の処分可能利益への算入

#### (1)改訂基準の概要

旧基準によれば、外貨建有価証券は外貨建保有社債その他の債券と外貨建株式とに区別しているが、原則としていずれも取引日レートで換算されている。ただし、決算日の翌日から起算して一年以内に償還される外貨建保有社債その他の債券(転換請求期間満了前の転換社債を除く)は決算日レートで換算されている。また、外貨建有価証券について低価基準を適用する場合には、外貨による時価を決算日レートで換算した額と、本邦通貨による簿価のうちいずれか低い価額を付する。

改訂基準では、基本的には旧基準を踏襲したが、重要な為替差損を認識する等、次のような会計処理が要求されている。

まず、決算日の翌日から起算して一年を越えて償還される外貨建保有社債その他の債券及び外貨建保有株式は取引日レートで換算する。ただし、外貨建保有社債その他の債券について、重要な為替差損が生じている場合には、当該外貨建債券(為替予約等が付されていることにより決済時における円貨額が確定しているもの及び転換社債を除く)は決算日レートで換算する。この場合、同一通貨建ての外貨建長期金銭債務を有することにより、為替差損が減殺されているものについては当該減殺額を考慮する。

<sup>(29)</sup> 森田哲彌他、「座談会」, 33-34頁-7°。

ついて、決算日の翌日から起算して一年以内に償還される外貨建保有社債その他の債券は決算日レートで換算する。ただし、転換請求期間満了前の転換社債(転換請求の可能性がないと認められるものを除く)については、取引日レートで換算する。

また、低価基準の適用は旧基準と同様であるが、時価の著しい下落により評価額の引下げが求められる場合の時価は、外貨による時価を決算日レートにより円換算した額により、実質価額の著しい低下により評価額の引下げが求められる場合の実質価額は、外貨による実質価額を取引日レートにより円換算した額による。

## (2)為替差損益の認識及び処分可能性

改訂基準では、外貨建有価証券の換算において、社債については償還期限をもとにした純然たる債権と同様な換算基準で評価されており、また株式についてはそれが原価で評価されているか、あるいは低価基準で評価されているかに基づいて換算基準が決められている。しかしながら、外貨建有価証券は、次のように保有目的別に区分して各々異なる会計処理を行うことが合理的である。

まず、一時所有の外貨建有価証券(例えば、決算日の翌日から起算して一年以内に償還されるもの)については、決算日レートで換算し、有価証券評価損益はその期の損益として処分可能利益計算の対象とする。その論拠は次のようである。

第一に、短期保有の市場性のある有価証券は、「それがさほどの努力も要せず信頼できる測定可能な価格をもって売却できる<sup>(30)</sup>」という理由で、容易に実現可能な場合には、カレント・レート評価から生ずる保有利得及び損失は当期の実現損益として処分可能利益計算の対象に算入することができる。

第二に、経営者は有価証券の売却時期について随時に、意思決定を行い、企業の主要なまたは中心的な営業活動よりもむしろ報告利益に対する影響を考慮してその売却を決定することができることから、処分可能利益の算定に影響を及ぼすような利益操作の可能性を排除ないし抑制することができる。

第三に、「現金または他の資産への転換」という実現についての限定的な解釈から離脱して「測定値の信頼性」を中軸とした新しい広義の解釈に基づくならば<sup>(31)</sup>、外貨建有価

<sup>(30)</sup> FASB SFAC No. 5, par. 83(a), 84(e).

<sup>(31)</sup> 森川八洲男「時価評価と保有利得の処理」, 30ページ。

証券の市場価値の増減から生ずる保有損益(特に、保有利得)は、当該資産の価格変動の時点で実現損益(実現利得)として認識することができ、処分可能性も保証されうる。また、市場性のある有価証券のカレント・レートによる評価は、現在企業にとって利用可能な経済的資源の最も有用な測定値を提供し、当該有価証券の価値の変動をそれらが生じた期間と関連づけることができる。

ついで、投資目的の外貨建有価証券(例えば、決算日の翌日から起算して一年をこえて償還されるもの)は、改訂基準では取引日レートを用いて換算することになっているが、その有価証券は時価で(市場価格が存在しない場合には、公正価値<sup>(32)</sup>で評価する)評価し、保有資産に関わる価格変動影響額(評価損益)は「保有利得及び損失」として期間損益に含めず、それが実現するまで未実現利益の繰延損益(為替換算調整勘定)として処理することが必要である。その論拠は次のようである。

第一に、近い将来、特にデリバティブを含む金融商品全般の測定の基礎(ルール)として、公正価値基準を一般に認められた会計原則上に取り入れられることを前提とするならば<sup>(33)</sup>、長期保有の有価証券についてのカレント・レート評価が要請される。

第二に、有価証券のカレント・レート評価は、主に、経営者の支配下にある期中の投資価値の変動を反映することになるから、投資者等利害関係者の経済的意思決定のために有用な経営成績の適切な測定及び開示に資することが要請される。しかしながら、長期保有の有価証券は、長期投資目的あるいは関係会社支配目的など、その保有目的からみて、その保有資産に関わる価格変動影響額は、本質的に、企業内に拘束(留保)されるものとし、資本修正に類似した性格を有するものとして処分可能利益計算の対象から除外すべきである<sup>(34)</sup>。

<sup>(32)</sup> この場合の「公正価値」とは、取引意思のある当事者間で、強制的売却または清算に関わる売却の場合を除き、経常的な取引において当該金融資産が交換される場合の価額をいう。金融資産について取引所の市場価格が存在する場合には、公正価値は、当該金融資産の取引単位数にその市場価格を乗じた金額(積)である(FASB SFAS No. 115,

Accounting for Certain Investment in Debt and Equity Securities, May 1993, par. 137.)

<sup>(33)</sup> 森川八洲男「時価評価と保有利得の処理」, 25ページ。

<sup>(34)</sup> 森川八洲男「時価評価と保有利得の処理」, 27ページ。

#### 4 先物為替予約の換算と為替予約差損益の処分可能利益への算入

##### (1)改訂基準の概要

旧基準では、外貨建金銭債権債務等について為替予約が付された場合、為替予約取引は独立した外貨建取引とは認められず、取得時または発生時の為替レートによる円換算額と為替予約による円換算額との差額(為替予約差額)は、外貨建短期金銭債権債務に係る場合はその全額をその期の為替差損益として処理されている。また、外貨建長期金銭債権債務に係る為替予約差額は、重要性が乏しい場合を除き、当該為替予約を行った日から決済日までの期間にわたって合理的な方法により配分し、各期の損益として処理されている。

改訂基準では、旧基準どおり為替予約等<sup>(35)</sup>を独立した外貨建取引として取り扱わず、いわゆる振当処理による方式を踏襲した。振当て対象外の為替予約等に係る損益の認識については決済時に行うものとした。ただし、恣意的な振当を排除するため、決算時における包括予約は原則として貸借対照表に計上されている外貨建金銭債権債務に振当てることとした。また、改訂基準では、いわゆるデリバティブ自体の会計基準も将来の検討に委ねるという立場から、振当て処理で対応できる範囲内で、為替予約その他のデリバティブ取引の処理基準を示すにとどめた。このため、振当てられないデリバティブ取引の損益は旧基準と同様に決済基準で認識されることになり、為替予約のオフバランス問題、為替予約の期日延長や期日前使用による利益操作の問題、為替予約によるヘッジ効果の適切な表現問題等が残されている。これらのデリバティブ取引については現行の会計慣行においても、為替レートの変動状況によっては偶発債務の注記が求められる場合もあり、特に重要な損失が見込まれる場合は、引当金の設定が必要な場合もあるうることに留意すべきである。

##### (2)為替予約差損益の認識及び処分可能性

為替予約は、予約を行った時点から独立した取引としてヘッジ目的と投機目的とに区分し、為替予約損益は発生基準によって時価評価し認識することが要請される。決算日におけるカレント・レート評価によって生ずる為替予約差損益の会計処理において、投機目的

<sup>(35)</sup> 為替予約等には、通貨先物、通貨スワップ及び権利行使が確実に見込まれる買建て通貨オプションが含まれる。ここでの考え方は通貨スワップ等も為替予約と同じように為替レートの変化のリスクをヘッジするものとして受けとめている。

のものについてはその期の損益として認識し、処分可能利益の計算に含めるべきであり、またヘッジ目的のものについてはヘッジ対象となる項目に関連づけて損益として認識すべきである。その論拠は次のようである。

第一に、短期であれ長期であれ、為替予約を付することにより、事実上決済したものと同一効果が得られる。すなわち為替予約を行った時点で決済金額を確定したことになる。したがって、為替予約を行った時点で損益を認識すべきである。

第二に、為替予約取引には当該為替予約に対応する市場相場の変動に応じて日々値洗が行われ、値洗差金が授受されるという「公示レート制度」、すなわち実現可能価額の金額を確定するための制度的保証がある。したがって、カレント・レート評価による為替予約差損益は早期決済など様々な手段で確定しうる損益（実現可能性の高い評価損益）であり、処分可能性をも備えた利益である<sup>(36)</sup>。また、カレント・レート評価による為替予約差損益を認識することは実現(決済)基準につきまとう利益操作の可能性を排除し、経済的実態を適切に反映することができる。

第三に、先物(為替予約)商品は価格変動を唯一の損益要素とする金融商品であり、為替レート変動による差益の獲得が資産保有の重要なあるいは唯一の目的となっている。また、それらの商品は通常の商品あるいは製品の販売の場合と異なり、反対売買取引(為替買あるいは売予約に対して売予約あるいは買予約の締結)によって、随時、貨幣性資産に転換できる状態にある。そのような随時換金が可能な増価額(時価評価による価値増加額)をも含めて処分可能利益を算定し、その処分を利害関係者の意思に、あるいは公的な政策判断に付すことは企業成果の公正な分配に資する会計処理であると考えられる。

第四に、ヘッジ目的以外の為替予約に係る損益は、投資等意思決定情報として有用なことはもとより、含み損益が大きい場合、その重大性からみて、これを処分可能利益の計算に反映すべきである<sup>(37)</sup>。その結果、決算日までの為替レートの変動、直先差額の期間経過部分及び金利相場の変動をすべてその期の損益として認識することができる。

<sup>(36)</sup> 醍醐聰「実現基準の再構成」『企業会計』第42巻第1号, 1990年1月, 86頁-77頁。

加古宜士「短期投資に係る保有損益の会計的測定と開示」『企業会計』第42巻第12号, 1990年12月, 46頁-57頁。

<sup>(37)</sup> 外貨建取引等会計処理基準研究委員会編, 「前掲書」, 73頁-74頁。

### 第三節 繰延収益としての為替差益の処理

外貨建資産及び負債のカレント・レート評価による為替差損益の認識には次のような会計処理が可能である。

第一法；「原価評価・実現基準」を厳格に適用し、為替差損益の計上は認めない。

第二法；第一の方法に保守主義を加味し、為替差益の計上は認めないが、為替差損の計上を強制あるいは容認する。

第三法；「実現」概念を拡張し、外貨建資産及び負債の為替差損益については実現損益とみなしてその計上を強制する。

第四法；実現主義より発生主義あるいは実現可能主義を優先させ、CRで外貨建資産及び負債を評価した後、「原価評価・実現基準」によって調整する。すなわち、未実現の為替差益は処分可能利益計算には含めない。

改訂基準では、先物為替予約には「第一法」、外貨建長期金銭債権債務及び外貨建有価証券には「第二法」、外貨建短期債権債務には「第三法」が適用される。現行の制度会計における利益計算は取得原価主義を前提として行われるので、それに従う限り「時価評価・発生基準あるいは実現可能性基準」を認める余地はない。しかしながら、投資等意思決定情報の提供を目的とする証券取引法上の企業会計には評価損益を含む経營業績指標としての利益を表す役割がある。したがって、現行の会計制度の基本的枠組との関連で、利益の処分可能性の要請をも含めた企業業績評価の指標としての役割を考慮するならば、外貨建資産及び負債に関する限り、時価主義的アプローチと同様な結果となり、また取引の契約の条件等によって実現可能と認められる発生収益を勘定に計上する方法として「第四法」が適用可能である。具体的には、次のような会計処理が考えられる。

「為替レート変動の不確実性を考慮し、実現利益は処分可能利益として当期損益に含め、未実現利益は繰延収益(外貨建短期債権債務から生ずるものは除く)として貸借対照表に記載し、実現するまで繰越す」。すなわち、すべての外貨建取引(長期保有の投資目的または関係会社支配の外貨建有価証券を除く)についての為替レート変動の影響額は、「時価評価・発生基準あるいは実現可能性基準」によってその変動を測定し、これを「原価評価・実現基準」によって調整する。こうして発生利益(未実現保有利得)が企業業績評価の指標としての役割を果たしながら、処分可能性をもつ実現利益だけを処分可能利益計算の対象とす



ることができる。これについて、次の<表1>のような簡単な例をあげて検討する<sup>(38)</sup>。

<表1> 外貨建資産のカレント・レートによる為替差損益の会計処理

<ul style="list-style-type: none"> <li>ある企業が所有している外貨建資産のHR評価額10,000円について、19x1年末にCR評価額が13,000円となり、19x2年にその半分の資産が売却されたと仮定する。</li> </ul>			
<19x1年の決算時における為替差益の認識>			
イ、為替差益の計上			
(借) 外貨建資産	3,000円	(貸) 外貨建資産為替差益	3,000円
ロ、為替差益の振替			
(借) 外貨建資産為替益	3,000円	(貸) 繰延収益	3,000円
<19x2年の外貨建資産の売却時>			
(借) 現金預金	7,000円	(貸) 外貨建資産	6,500円
		外貨建資産売却益	500円
繰延収益	1,500円	実現利益	1,500円

<表1>において、19x1年の決算日における為替差益計上時の外貨建資産為替差益は未実現の保有利得であり、利益処分先立って繰延収益に振替えられる。繰延収益は借方の外貨資産増加に見合う価値修正項目としての性格をもっている。その段階では処分可能利益から除外しておき、実現した段階で処分可能利益に算入されることになる。

次期(19x2年)に外貨資産の半分が7,000円で売却されたとすれば、外貨資産売却益500円は実現利益であり、19x2年の利益処分の対象となる。また、繰延収益(3,000円)のうち1,500円は前期末に認識された保有利得の当期になって実現した部分であるから、実現利益として利益処分の対象とすることができる。こうして19x2年になって実現した利益2,000円のうち1,500円が19x1年の決算時に発生した段階で繰延収益の一部としてすでに認識され業績評価の指標として利用されうる。

<sup>(38)</sup> 若杉明「期間損益計算原則としての原価評価・実現基準の再検討」『企業会計』

第46巻第6号, 1989年6月, 19頁-20頁を参考にした。

## 第五章 韓国における外貨換算会計処理基準の問題点とその検討<sup>(1)</sup>

韓国における現行の企業会計基準は1981年12月23日に制定されて以来、資本市場の発展とともに投資家などの企業の利害関係者集団の要請によって改正されつつある。最近、韓国において、先進国（特に、アメリカ）との通商摩擦の顕在化及びOECDの加入に伴う資本市場の開放化、国家経済の世界化推進に伴う金融環境の国際化という経済的環境を背景に、1995年10月、韓国証券監督院は、「企業会計基準」を「国際社会において一般に認められた会計基準」に整合させること、会計情報利用者への投資等意思決定情報を提供することを目的として、「企業会計基準改正案」を提案した。同年12月13日には、証券取引委員会は公聴会を行い、1996年3月30日付けで改正「企業会計基準」として公表し、1996年会計年度から適用することになっている。主な改正内容は、有価証券の時価評価方法の導入、研究開発費の償却の会計処理、金融派生商品の会計処理の導入、繰延法人税制度の導入、誤謬修正損益の会計処理等である<sup>(2)</sup>。

本章では、企業会計基準の改正に関連して、現行の企業会計基準及び「改正基準」が新しい外国為替環境の変化に対処しえるものであるかどうかを検討される。そのためには、韓国における外国為替環境の変化及び特徴を明らかにし、現行の企業会計基準上の外貨換算会計処理規定と税法の会計規定との関連を分析したうえで、企業会計基準及び「改正基準」における外貨換算会計処理規定の問題点を解明し、それらの問題点を改善するための考察を行う。

### 第一節 韓国における為替環境の変化とその特徴

韓国における外国為替相場制度は、<表1>のように、1945～64年の固定相場制度、1964～80年の単一変動相場制度、1980年2月以降の複数通貨バスケット制度へと変化してき

<sup>(1)</sup> この章は、レフリー研究論文「韓国における外貨換算会計処理基準の問題点とその検討」（『経済科学』（名古屋大学）第44巻第3号近刊）を加筆したものである。

<sup>(2)</sup> 韓国証券管理委員会編『企業会計基準改正案』（韓国語）、1995年12月13日。

韓国毎日経済新聞、1995年10月19日。韓国経済新聞、1995年10月19日。

ている<sup>(3)</sup>。

まず、固定相場制度期では、アメリカの援助と国内通貨制度の安定などの要因によって為替相場体系が複数体系または単一体系に幾度も変更されており、為替相場もアメリカとの利害関係によって決定された。

<表1> 為替相場と為替制度の推移

年月日	為替相場 (won/1\$)	為替制度の変化	外貨換算会計に関する主な関連 規程
1952, 12, 15	18.00	単一変動相場制	1967, 7 法人税法施行規則第22条 「外貨債務に対する評価損益」 1971, 7 銀行監督員通牒「外貨表示 資産負債の本邦通貨の評価 調整
1960, 1, 20	50.00		
1961, 1, 1	100.00		
1964, 5, 3	256.53		
1969, 11, 3	304.35		
1971, 6, 28	370.80		
1971, 12, 31	373.20		
1974, 12, 7	484.00	固定相場制（韓国 銀行集中基準率）	1974, 6 韓国公認会計士会意見書 第3号「外貨資産負債の評価 と為替差損益の会計処理」 1974, 7 上場法人等の会計処理に 関する規程「外貨資産及び 負債の評価」
1974, 12, 31	484.00		
1977, 12, 31	484.00	為替相場現実化措 置による韓国銀行 集中率の調整 複数通貨ハット制 度(変動相場制)	1976, 7 企業会計原則「外貨表示 資産負債の評価及び外貨評 価損失」 1980, 8 公認会計士会意見書第10 号「海外事業場の外貨表示 財務諸表のウォン換算会 計処理」 1981, 12 企業会計基準第103条 「外貨建資産負債の換算及 海外支店等の外貨換算」
1980, 1, 12	580.00		
1980, 2, 27	580.50	市場平均為替相場 制の採択	1994, 4 企業会計基準の最終改正 1996, 3 企業会計基準の第7次改正
1981, 12, 31	700.50		
1982, 12, 31	748.80		
1983, 12, 31	795.50		
1984, 12, 31	827.40		
1985, 12, 31	890.25		
1986, 12, 31	861.40		
1987, 12, 31	792.30		
1988, 12, 31	684.10		
1989, 12, 31	679.60		
1990, 3, 1	694.00		
1991, 12, 31	733.35		
1992, 12, 31	780.65		
1993, 12, 31	808.01		
1994, 12, 31	788.70		
1995, 12, 31	774.70		
1996, 3, 31	782.70		

<参照> 韓国上場会社協議会編「上場会社総覧」(韓国語), 1990年, 47ページ。  
韓国統計庁編「季刊国際統計」(韓国語), 1995年9月, 48, 222ページ。

<sup>(3)</sup> 権泰殷「韓国会計制度論」同文館, 1989年, 47-48ページ。

韓国全国経済人連合会編「韓国経済政策40年史」(韓国語), 1986年, 448-463ページ。

ついで、単一変動相場制度期では、1964年5月、韓国政府は為替相場を1ドル当たり130ウォンから256ウォンに切り下げ、市場機構に従って為替相場が決定できるように単一変動為替制度に転換させたが、実際には固定体制で運用した。変動体制下で為替変動をほとんど固定化したのは、韓国の政府当局が為替変動の国際収支効果よりも対外債務の償還や国内物価に及ぼす逆効果を重要視したからである。

さらに、複数通貨バスケット制度期では、1970年代後半のインフレと景気沈滞、それによる国際収支の悪化などが為替相場の切り下げを不可避にした。韓国政府は1980年1月12日に為替相場を1ドル当たり484ウォンから580ウォンに切り下げ、これまでドルのみに連動させた為替相場制度をSDR（IMFの特別引出権）など他の主要通貨にも連携させるという複数通貨バスケット制度に転換した。その後、ウォン貨のドル為替相場は急激に下がり1985年末には900ウォン近くまでに至った。しかしながら、1986年からの対米輸出の増加により、為替相場は漸次切り上げられ、現在は（1995年12月31日）は1ドル当たり771.04ウォンになっている。

また、韓国では、金融・資本市場を取り巻く環境の変化に伴い、その環境に積極的かつ能動的に対応していくために、1988年「資本市場国際化の段階的拡大推進計画」、1991年「金利自由化計画」など、金融の自由化・開放化計画を発表した。そのほか、金融の国際化を効率的に遂行するために、1990年3月には市場平均為替レート制度が導入され<sup>(4)</sup>、また1992年9月には、外国為替管理制度が原則的認可・例外的申告の体系(positive system)から原則的申告・例外的認可の体系(negative system)に全面的改編された。このような金融全般にわたる自由化・国際化計画に沿って様々な措置が取られることにより、1990年代以降金融自由化・国際化の動きは加速的に進展している<sup>(5)</sup>。

韓国では、1960年代からの政府の外資導入政策による外国企業の国内投資の増加、企業の輸出促進政策による輸出増加など、企業の国際化や資本自由化が展開されるにつれて、為替レートの変動に対処すべき会計諸問題を解決するための制度的措置が要請されていた。

<sup>(4)</sup> 導入の当初、為替レートの1日変動幅は、前日レートの上下0.4%までに制限されていたが、その後段階的に拡大され、1995年末現在で2.25%までの変動が認められるようになった。

<sup>(5)</sup> 徐彰秀「韓国における株価指数先物取引制度の導入とその妥当性をめぐって」『商学論集』（同志社大学），第30巻第2号，1996年3月，61-63ページ。

しかしながら、会計基準の制定においては、韓国の会計制度を外資導入を積極的に推進するための政策の一つとして外資導入先の国の会計制度に合わせる必要があるという理由から<sup>(6)</sup>、韓国政府は会計制度を法的制度とし、それを経済政策や経済成長のための一つの合理的な手段として利用した。また、韓国においては税務会計の優先観によって税法が制定され、企業会計が相対的に萎縮している実情にある。すなわち、韓国企業での実際の会計制度は「企業会計制度」よりも「税務会計制度」に重点がおかれている<sup>(7)</sup>。

外貨換算に関する会計処理規定は独立した会計基準として定めておらず、国際的通貨制度の変化に伴い、外国為替等に重要な影響のあるつど、それに対処するための緊急措置あるいは特例的措置として、<表1>のように、証券管理委員会の「企業会計原則」、韓国公認会計士会の「意見書」及び大統領令「上場法人等の会計処理に関する規程」、銀行の会計処理指針である韓国銀行の「銀行監督院通牒規程」及び法人税法の基本通則あるいは施行令といった諸法規によって定められてきた。現行の外貨換算に関する会計処理規定は、「企業会計基準」(1994年4月最終改正)の中で、第四章 資産・負債の評価 第103条「外貨建資産及び負債の換算」、第103条第2項「海外支店等の外貨換算」、第103条第3項「先物為替取引等の処理」、第79及び82条「為替決済損益」、第80及び83条「為替換算損益」、第118条の3項「補充的注釈事項」として規定されている。

<sup>(6)</sup> 権泰殷『前掲書』, 223-224頁-ゾ。李瓊球『日・韓会計制度の比較』創成社, 1994年, 15頁-ゾ。

<sup>(7)</sup> 徐龍達「韓国における企業会計の現況と課題」『桃山学院大学経済経営論集』, 第36巻第3-4号, 1995年3月, 236頁-ゾ。

## 第二節 企業会計基準上の外貨換算会計処理規定と税法上の会計規定との差異の調和とその検討

### 1 外貨換算の会計処理における企業会計基準と税法の会計規定との比較

韓国では、企業会計制度よりも税務会計制度に重点をおいていること、また、税務会計は税務会計目的上必ず必要な部分だけが企業会計基準と異なるのではなく、単に税務会計規定の制定過程と企業会計基準の制定過程との間で調和を果たそうとする努力がないことから、企業会計基準と税法の会計規定<sup>(8)</sup>との差異が多く発生し、企業も法人税の申告時に不必要な税務調整を行ってきた。特に、外貨建資産及び負債の換算においては次のよう差異が生ずる。

第一に、企業会計では、外貨換算の評価対象として、外貨建資産・負債及び損益項目をその対象としているが、税法会計では、外貨建債権及び債務をその対象としている。税法上の外貨建債権・債務とは金銭的債権・債務をいう。例えば、前受金や前払金は外貨建債権・債務に該当せず、外貨で受け取る外貨建保証金は外貨建債権に該当する<sup>(9)</sup>。

第二に、企業会計基準では、外貨建貨幣性資産及び負債の換算から生ずる為替差額は当期の損益として処理している。しかしながら、税法では、外貨建債権債務を一年基準により区分し、外貨建短期金銭債権債務に関連する為替差額は損金または益金に算入しているが、外貨建長期金銭債権債務に関連する為替差額は繰延べ処理し、「為替調整勘定」として償還期間にわたって損金または益金に算入する<sup>(10)</sup>。

第三に、海外支店等の財務諸表項目の換算においては、税法における外貨換算方法の選択適用が多く認められており、企業会計基準と一致していない。企業会計基準では、在外子会社の外貨財務諸表項目の換算においては決算日レート法（資産負債項目はCRで、損益項目はARで換算する）を適用している。しかしながら、税法上の会計規定は基本的には決

<sup>(8)</sup> 外貨換算に関する税法上の会計規定は、法人税法基本通則第2条10-11項及び法人税施行令第38条2項等である。

<sup>(9)</sup> 邊禎周『企業会計基準解説』（韓国語）弘文館、1990年、424ページ。

<sup>(10)</sup> 李東喜『'91企業会計基準詳解』（韓国語）韓国税務経営社、1991年、896-900ページ。

申贊秀『最新税務会計』（韓国語）税学社、1993年、456ページ。

算日レート法を適用しているが、継続適用を前提として、次のような処理方法の選択適用が認められている<sup>(11)</sup>。

(イ) 貸借対照表項目については、まず、債権・債務及び当座資産は決算日レートで換算する。ついで、その他の項目は取得時または発生時レートで換算する。損益計算書項目については、まず、現金授受の取引は取引発生時レートで換算する。ついで、債権・債務及び当座資産と振り替えられる場合には、振替取引発生時で換算する。さらに、その他の項目と振り替えられる場合には、当初取得時または発生レートで換算する。為替差額の処理は、短期のものは当期の益金及び損金とし、長期のものには繰延べ処理する

(ロ) 貸借対照表項目はCRで換算し、損益計算書項目はARで換算する。

(ハ) すべての財務諸表項目をCRで換算する。(ロ)の方法と(ハ)の方法によって生ずる為替差額は当期の益金または損金とせず、その後事業年度に発生する為替差額と相殺し、残額は在外支店等の閉鎖時に益金または損金として処理する。

第四に、税務会計では、「為替調整勘定」と「再評価積立金」との相殺処理が認められているが、企業会計基準では認められていない。税法上の会計規定では、為替調整勘定残高のうち為替差損に該当する金額は「資産再評価法」第30条の規定により、再評価積立金と相殺することができ、また帳簿上、為替調整勘定の残高がない場合にも再評価積立金と相殺した金額を償却し、その金額を税務調整計算書上の課税標準計算において損金に算入することができる<sup>(12)</sup>。

第五に、外貨建債権・債務の換算において適用される為替相場の種類について、企業会計基準では具体的な規定がないが、税法上の会計規定では次のように規定している。すなわち、(イ) 外貨建債務の発行(借入)と外貨建債権の評価及び償還の場合には、外国為替対顧客電信為替買相場(TTB)を適用する。(ロ) 外貨建債権の発生と外貨建債務の評価及び償還の場合には、外国為替対顧客電信為替売相場(TTS)を適用する<sup>(13)</sup>。

<sup>(11)</sup> 韓国法人税法基本通則第2条10-11~17項。

朴世雲「海外事業場の外貨換算に関する研究」(韓国語)『韓国比較会計学会』1987年、74-76ページ。

<sup>(12)</sup> 邊禎周「前掲書」, 425ページ。

<sup>(13)</sup> 韓国法人税法基本通則第2条10-11~17項、邊禎周「前掲書」, 425ページ。

## 2 企業会計基準と税法上の会計規定との調和の必要性

外貨換算に関する会計処理において、企業会計基準と税法上の会計規定との差異は、税法の目的と企業会計基準の目的とが異なるために不可分に発生した差異ではなく、単純に企業会計基準の改正過程に税法制定の担当者との緊密な協調がなく、理解不足によって生じた差異にすぎない。また、そのような差異は、企業に不必要な追加負担だけを増加させ、企業はこのような負担を減少させるために可能な限り税法上の会計規定に従うことにより、企業会計基準が実際には税務会計によって大きく歪めて適用されてきている。

どんなに企業会計基準を改善するといっても、税法上の会計規定が改善されなければ会計実務上、役に立たないものとなり、韓国の会計制度を改善するためには必ず税法上の会計規定と企業会計基準とを調和させる努力がなければならない。企業会計基準の改正過程においては、税法制定の担当者も含めて企業会計基準の改正目的を十分に認識させ、企業会計基準の改正と税法との改正が同時に果たされうるようにしなければならない。

企業会計基準と税法上の会計規定との調和の仕方としては大きく分け次の三通りの方法が考えられる<sup>(14)</sup>。

第一に、企業会計に税務会計を一致させる方法である。これは会計実務者には便利であるが、税務会計の目的と企業会計の目的が異なるために、企業会計に税務会計を完全に一致させることは非常に困難である。

第二に、企業会計と税務会計は相互独自のであると考え、二重帳簿を容認する方法である。この方法に従えば、企業会計の目的と税務会計の目的のためのそれぞれの帳簿が必要である。

第三に、税務会計を企業会計に可能な限り調和させ、税務会計目的上、必ず必要な部分だけを税務申告時に調整させる方法である。

これら三つの方法のうち、第一の方法は現実的には適用することは非常に難しいものであり、第二の方法と第三の方法が比較的その適用が容易な方法である。第二の方法は原則的に税務会計と企業会計の完全分離を認めるものであり、企業では二種類の帳簿を維持する費用の負担があり、税務当局も場合によっては企業会計基準による帳簿と税法上の会計

<sup>(14)</sup> 朱仁基(稿)孫徳榮(訳)「証券市場の国際化定着のための会計制度」『鹿児島経大論集』第33巻第2号, 1992年7月, 279-280ページ。



規定による帳簿をすべて調査しなければならない。したがって、企業会計基準と税法上の会計規定との差異を除去し、企業における外貨換算の会計処理の統一性あるいは一貫性を維持するためには、第三の方法のように、税務会計の優先観から脱皮し、企業会計制度に重点をおいた包括的・一般的な外貨換算会計基準を設定することが必要である。

### 第三節 外貨建取引及び先物為替予約の会計処理の問題点とその検討

#### 1 現行の処理規定の概要とその問題点

##### (1) 現行の処理規定の概要

現行の処理規定(「企業会計基準」)では、外貨建資産及び負債の換算においては貨幣・非貨幣法の考え方を採用している。すなわち、外貨建貨幣性資産及び負債は決算日レートで換算し、為替差額は当期の損益とする。外貨建非貨幣性資産及び負債は取引日レートで換算する。但し、有価証券のように貨幣性・非貨幣性の両面的な性格を同時に備えている資産・負債は当該資産・負債の保有上の目的または性質に従って区分する(基準103条)。決済に伴って生ずる為替決済損益は外貨建資産の回収または外貨建負債の償還時に発生する差損益を記載する(基準79, 82条)。しかしながら、改正基準においては、「為替差損益」と「為替換算損益」を「為替関連損益」(外貨建資産の回収または外貨建負債の償還時に発生する損益と、決算日に貨幣性資産または負債を換算する場合、為替相場の変動によって発生する損益)という名称で統合した。

先物為替取引等の会計処理については、企業会計基準(第103条3項)では概略的な処理根拠規定として、「将来に発生する為替相場または利率変動等の危険を回避する目的で、先物為替契約、スワップ、先物契約、オプションその他のこれに類似した契約を締結あるいは売買した場合、関連資産及び負債等はこの基準の他の規定にかかわらず、その契約で定めた為替相場または利率等を適用して処理することを原則とする」としており、その具体的な会計処理は「企業会計基準例規」によって定められている。

「企業会計基準例規第102-470号(1992, 7, 24); 先物為替取引等の会計処理」によれば、先物為替予約はすべてヘッジ目的の為替予約とみなし、短期(契約期間1年以内)のものと長期(契約期間1年以上)のものに区分し処理している。しかしながら、改正基準では、先物取引等の処理について、「金融取引から発生した損益は発生時点に認識する。すなわち、原則として、投機目的による先物為替取引も認め、その発生損益は発生時点に評価損益として認識する。ただし、同取引が価格、為替相場、利率などの変動による危険が回避されることが確実な場合には危険回避対象資産・負債の損益の認識時点まで繰延べることができる」とし、危険回避(ヘッジ)目的以外の派生金融商品に対する規定を設けている。

## (2)問題点

現行の処理規定における外貨建資産及び負債の換算においては次のような問題点があげられる。

第一に、為替予約の保有目的の細分化とオフ・バランス問題である。現行の処理規定では、先物為替取引等は投機目的とヘッジ目的とに区分せず、すべて危険回避（ヘッジ）目的の取引に限定しており、為替予約損益は決済基準によって認識している。しかしながら、金融の自由化及び国際化によって金融派生取引の規模が増加していること、また、近いうちに、先物取引市場が開設すること等を考慮するならば<sup>(15)</sup>、先物為替取引はその保有目的別に区分し、各々の目的別の会計処理規定を設けることが要請される。

また、現行規定による会計処理では、ヘッジ対象（外貨建取引）とヘッジ手段（為替予約）の価値変動が同一期間（同一の複数期間）内に確実に相殺されるというヘッジ効果<sup>(16)</sup>が財務諸表には適切に表示されないことになる。このようなオフ・バランスの為替予約<sup>(17)</sup>では為替レートの変動による影響額が財務諸表上に認識されなため、投資等意思決定情報の提供及び処分可能利益計算への影響という観点から問題となる。

第二に、ヘッジ目的とヘッジ以外の目的とを識別する問題である。たとえば、本来なら、ヘッジ目的の為替予約とされるべきであるものが、（ヘッジ会計適用の基本的要件による分類ではなく）企業の恣意的判断によって投機目的等の為替予約に分類される場合がある。

<sup>(15)</sup> 韓国政府は、「新経済5ヶ年計画(1993-1997)」の中で、金融改革の一環として国内に金融先物取引制度を導入することを明らかにした。その導入方法としては、「導入可能な先物商品から段階的に開設してゆき、そのために金融先物取引に必要な法令の制定を1994-1995年の間に推進し、まず韓国証券取引所内に株価指数先物市場を開設することとし、ついで通貨・金利先物市場は金融自由化の推移などによって長期的に開設を推進していく計画である」としている(韓国政府『新経済5ヶ年, 1993-1997』, 1993年9月, 113ページ)。また、韓国の財政経済院(日本の大蔵省に該当)は、1996年5月3日から韓国証券取引所において株価指数先物取引が開始されることを発表した(The Korea Economic Daily News, 1995年12月14日)。

<sup>(16)</sup> 白鳥庄之助他訳『ヘッジ会計—基本問題の探求』中央経済社, 1994年, 254ページ。

<sup>(17)</sup> 例えば、投機目的の為替予約と、ヘッジ目的の為替予約であっても確定約定の取引及び予想取引に対するものであるため、振当対象とならない為替予約など。

為替予約はその目的別に異なる会計処理が行われ、財務諸表に表示される数値も異なる。したがって、ヘッジ会計の導入に際してはヘッジ会計適用の基本的要件を設定することが必要である。

## 2 為替予約の保有目的の細分化とオフ・バランス問題

為替予約のオフ・バランス問題を解決するために、また、改正基準においも、投機目的の為替先物為替取引など金融派生商品から生ずる評価損益（例えば、為替予約差損益）は当期の損益として認識するとしていることを考慮するならば、〈表2〉のように、先物為替予約は、予約を行った時点から独立した取引としてヘッジ目的と投機目的とに区分し、為替予約損益は発生基準によって時価評価し認識することが要請される。

〈表2〉 先物為替予約等の会計処理

取引日の会計処理	取引日(または予約締結日)に直先差額を算定する。
決算日の会計処理	(ヘッジ目的の場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 為替予約損益は当該期間の損益計算に含める。</li> <li>・ 直先差額は原則として予約期間にわたって期間配分する。</li> </ul> (投機目的等の場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 為替予約損益は当該期間の損益計算に含める。</li> <li>・ 直先差額は別途に測定しない。</li> </ul>
決済日の会計処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 為替予約損益を認識する。</li> <li>・ 直先差額の残額を償却または戻入する。</li> </ul>

〈表2〉の場合、取引日あるいは予約締結日において、ヘッジ目的の為替予約は予約時点で、予約レートを直先差額<sup>(18)</sup>（先物取引借または貸、すなわち二国間の金利差を反映する部分）と直物レートの変動額（為替予約損益<sup>(19)</sup>、すなわち為替レート変動の結果を反映する部分）とに分離してそれぞれの換算額で計上する。ヘッジ目的以外の為替予約(主

<sup>(18)</sup> 直先差額は、「為替予約の外貨額×(予約されたレート－予約日の直物レート)」の計算方式で測定する。

<sup>(19)</sup> 為替予約損益は、「為替予約の外貨額×(決算日の直物レート－予約日の直物レート)」の計算方式で測定する。

に、投機目的)は予約時点で直先差額を分離せず、予約レートで計上する。

ついで、決算日において、ヘッジ目的の場合は、為替予約損益は当期の損益として認識し、直先差額は原則として期間配分する。投機目的等の場合は、為替予約損益<sup>(20)</sup>は当該期間の損益計算に含めるが、直先差額は別途に測定しない。さらに、決済日においては、為替予約損益の認識と直先差額の残額の償却または戻入が行われる。

韓国では長い間、金利や為替レートが政策的に固定されてきたため、価格変動により生ずるリスクを管理するための金融手段は不十分であった。しかしながら、金融自由化・国際化が進み金融諸変数の変動不確実性が増加するにつれて、金利や為替リスク管理可能な新しい金融手段の必要となる<sup>(21)</sup>。特に、為替リスクに関連する先物為替予約取引の測定・認識において、実現主義による決済基準を採用する場合には為替先物予約損益は契約実行日まで繰延べられることによって利益操作の可能性が生ずるので、発生基準による時価評価することが必要である。また、先物為替取引の価格は公開市場において客観的に決定されるので、先物為替取引を現物取引と(独立取引として)分離し、先物為替取引自体の価格変動額を認識することによって、これを当期の損益とするかあるいは繰延べ処理するかは、現物取引との対応関係、当該先物取引の保有目的、または関連既存の商品の会計処理方法などを考慮して決定することが必要である<sup>(22)</sup>。

### 3 ヘッジ会計の適用基準の設定の必要性

最近、為替リスクに対するヘッジをより弾力的に行う必要性が高まっていること、また、投資等意思決定情報の提供の観点から、企業の為替リスクに対する為替予約のヘッジ活動を財務諸表に適切に反映するためには、ヘッジ会計を導入することが必要である。すなわ

<sup>(20)</sup> この場合の為替予約損益は、「為替予約の外貨額×(決算日の先物レート - 予約された先物レート)」の計算方式で測定する。

<sup>(21)</sup> 1994年度韓国の金融派生商品の取引実績は、年間総取引高は4,470ドルである。このなかで、先物為替取引高は3,931ドル(対顧客間取引高;648ドル、対銀行間取引高;3,284ドル)で88%を占めている(宋寅萬「派生証券の会計処理方案」『会計ジャーナル』第3号(韓国語),韓国会計学会,1995年6月,64頁-72)。

<sup>(22)</sup> 宋寅萬「前掲論文」,66頁-72。

ち、先物為替予約を一つの独立した外貨建取引としてとらえ基準設定を行うことのほか、企業の恣意的判断による利益操作の排除の観点から、ヘッジ目的とヘッジ以外の目的（例えば、投機目的等）の為替予約との区別を一定の基準、すなわち、次のようなヘッジ会計適用の基本的要件のもとで、それぞれ異なった会計処理を規定することが必要である<sup>(23)</sup>。

第一に、その外貨建取引（為替予約）がある将来の外貨建取引契約のヘッジとして特定され、かつ、その実効があること。

第二に、その外貨建取引契約が確定していることまたは、過去の実績、能力、経営環境等から判断して、予測される取引が発生する可能性が極めて高いこと。

第三に、ヘッジ取引を識別する明確な内部規定または内部統制組織が存在し、かつ、これに従って処理されていること。

このようなヘッジ会計の適用基準の設定は、ヘッジ対象物が相場変動リスクにさらされており、かつ、ヘッジ対象物の相場変動と先物取引の相場変動との間に密接な経済的相関があつて、先物取引が対象物のリスクを減少させる効果をもつ。ある為替予約が特定の外貨建取引の契約のヘッジとして適格であるためには、事実として、ある為替予約が外貨建取引の契約のヘッジとして意図され、かつ、ヘッジとして有効に機能しているという事実的な条件を満たさなければならない。また、ヘッジ取引であることについて、会社の意思をそのつど確認することが実務上困難である場合には、ヘッジ取引とそれ以外の取引を識別する明確な内部規定または内部統制組織に従って処理しなければならない。

#### 4 独立処理方式による為替予約の会計処理の検討

先物為替予約についての独立処理方式による会計処理が要請されるが、独立処理方式の特徴は次のように要約されうる<sup>(24)</sup>。すなわち、第一に、値洗い基準による為替予約損益の認識、第二に、外貨建金銭債権債務の決算日レートでの換算、第三に、ヘッジ両要素

<sup>(23)</sup> FASB SFAS No. 52, par. 21.、日本企業会計審議会「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書」、1990年5月。

<sup>(24)</sup> FASB SFAS No. 52, Foreign Currency Translation, December 1981, pars. 17-19.

外貨建取引等会計処理基準研究委員会編『外貨会計基準をめぐる論点』（財）企業財務制度研究会、1994年6月、71ページ。

(すなわち、為替予約と外貨建金銭債権債務)の損益の両表示によるヘッジ効果の表現、  
 などである。独立処理方式によるヘッジ目的の為替予約と投機目的の為替予約の会計処理  
 については以下で具体的な説例をあげて検討する。

(1)ヘッジ目的の為替予約の会計処理

ヘッジ目的の為替予約については、予約時点で、直先差額(金利要素の期間配分額)と  
 直物レートの変動による為替予約損益(為替相場の変動額)とに分離してそれぞれの換算  
 額を計上する。

<表3> ヘッジ目的の為替予約の会計処理

<仮説例> 商品輸出取引に対するヘッジ目的の為替予約  
 ・商品輸出価額：1,000ドル

	直物レート	予約レート
イ 取引日・予約締結日(1月 1日) :	1ドル/820ウオン	
ロ 決 算 日(3月31日) :	1ドル/790ウオン	
ハ 決 済 日(5月31日) :	1ドル/750ウオン	1ドル/800ウオン

(単位：千ウオン)

	商品輸出取引	為替予約取引
イ	(借) 売掛金 820  (貸) 売上 820	ウオン建為替予約未収金 800 先物取引借 20 ドル建為替予約未払金 820
	現行基準 (借) 売掛金 800 先物取引借 20	(貸) 売 上 820
ロ	(借) 為替差損 30  (貸) 売掛金 30	ドル建為替予約未払金 30 為替予約差益 30 先物取引借償却 10 先物取引借 10
	現行基準 (借) 先物取引借償却 10	(貸) 先物取引借 10
ハ	(借) ドル預金 750 為替差損 40  (貸) 売掛金 790	ドル建為替予約未払金 790 ドル預金 750 為替予約差益 40 ウオン預金 800 ウオン建為替予約未収金 800 先物取引借償却 10 先物取引借 10
	現行基準 (借) ウオン預金 800 先物取引借償却 10	(貸) 売掛金 800 先物取引借 10

すなわち、<表3>のように、直先差額の20千ウオンは2国間の金利差であるという経済

的事実を認め、「先物取引借または貸」として、決済日までに期間配分して損益を認識する。直先差額を分離した後の直物レートの変動額は、ドル売りウォン買い予約の場合、「ドル建為替予約未払金」として期末の直物レートで値洗いし、その損益（すなわち、<表3>において、為替予約取引の決算日における為替予約差益30千ウォン）を認識する。

一方、ヘッジ対象である外貨建取引（外貨建金銭債権債務）も決算日レートで換算し、その損益（すなわち、<表3>において、商品輸出取引の決算日における為替差損30千ウォン）を認識する。このように、外貨建取引と為替予約取引の両者による為替差損益は直物レートを軸に負の相関関係にあるため、相互にヘッジされることになる。

(2)投機目的の為替予約の会計処理

投機目的の為替予約は、予約時点から、直先差額を分離することなく、為替レートの変動が生じたときに、その決済期限内での為替予約レートの変動に応じて為替レートの変動額を認識することになる。

<表4> 投機目的の為替予約の会計処理

<仮説例> 投機目的でドル売りウォン買いの為替予約を行った場合  
・予約金額：1,000ドル

	直物レート	予約レート
イ 取引日・予約締結日(1月1日) :	1ドル/820ウォン	
ロ 決算日(3月31日) :	1ドル/790ウォン	1ドル/780ウォン (実行日;5月31日)
ハ 決済日(5月31日) :	1ドル/750ウォン	1ドル/800ウォン

(単位;千ウォン)

投機目的の為替予約取引	
イ	(借) ウォン建為替予約未収金 800 (貸) ドル建為替予約未払金 800 *直物レート及び直先差額は関係させない。
ロ	(借) ドル建為替予約未払金 20 (貸) 為替予約差益 20 *直物レートは関係させない。予約レートで値洗いを行い、損益を認識する
ハ	(借) ドル建為替予約未払金 780 (貸) ドル預金 750 ウォン預金 800 為替予約差益 30 ウォン建為替予約未収金 800

すなわち、<表4>のように、ドル売りウォン買い予約の場合、予約時点で、「ウォン建為替予約未収金」と「ドル建為替予約未払金」として同一金額で仕訳を行う。決算日において、予約レートで計上されている「ドル建為替予約未払金」を決算時の予約レート（決



算時におけるその為替予約と同一期日の予約レート)で値洗いして損益(すなわち、<表4>において、為替予約差益20千ウォン)を認識する。すなわち、決算時には為替予約が決済され新たに同一期日の為替予約を行ったのと同じように処理される。このように投機目的と認められる場合には、直先差額の分離処理を行わず、投機利益の認識だけが行われ、決算時までの為替レートの変動額、直先差額の期間経過部分及び金利相場の変動額をすべてその期の損益として認識することになる。

#### 第四節 在外支店等の財務諸表項目の換算の問題点とその検討

##### 1 現行の処理規定の概要とその問題点

###### (1) 現行の処理規定の概要

現行の処理規定上、在外支店の財務諸表項目の換算については、原則として、外貨建資産及び負債の換算規定（基準第103条の規定）が準用される。ただし、会計実務の便宜上、例外として、外貨建資産・負債及び損益項目を一括してウォン貨で換算する場合には、決算日レート法の考え方に立って、資産及び負債は決算日レートで換算し、損益項目は期中平均レートで換算することができる。この場合に生ずる為替差額は各々相殺して「海外事業換算借または貸」として資本調整項目とし、次期以降に生ずるものと相殺して表示するが、関連支店または事業所が閉鎖される場合には、その差額は特別損益とする（基準第103条第2項の1, 3, 4）。

また、在外子会社の財務諸表項目の換算については、決算日レート法の考え方に立って、貸借対照表項目は決算日レートで換算し、損益計算書項目は期中平均レートで換算している（基準第103条第2項の2）。

###### (2) 問題点

在外支店等の財務諸表項目の換算において、現行の処理規定における問題点は次のようである。

第一に、在外事業体の外貨表示財務諸表を換算する場合、在外事業体の性格あるいは種類によってその換算方法を区分することが必要である。すなわち、在外子会社が親会社に対して従属的であるかあるいは独立的であるかを区分するにあたって、購買・製造・販売活動における在外子会社の親会社に対する依存度、在外子会社の利益処分方法、親会社の海外投資目的などを考慮することが必要である<sup>(25)</sup>。現行の処理規定では、在外事業体の区別において、どのような要件で独立性を判断し、その適用範囲を画するののかについては何ら明確な指針が示されていない。

<sup>(25)</sup> 崔鍾允「外貨表示財務諸表換算基準の問題点と改善方案」『会計ジャーナル』

（韓国語）第3号，韓国会計学会，1995年6月，243ページ。

第二に、在外支店の財務諸表項目の換算において、貨幣・非貨幣法と決算日レート法の選択適用が認められていることから、海外進出による直接投資の割合が高い建設業や総合商社等では、外貨換算の会計処理が業種別に統一的に会計処理が行われていない場合が多い<sup>(26)</sup>。このような換算方法の選択適用の容認は、同一業種において財務諸表による企業間の会計情報の比較可能性を害すものであり、またそれは、投資等意思決定情報の提供の観点からも好ましくない。

第三に、在外子会社の財務諸表の換算において、資本項目の処理についての具体的な規定が示されていない。現行の処理規定によれば、すべての貸借対照表項目は決算日レートで換算されていることになるので、在外子会社の資本勘定も決算日レートによって換算されることになる。このような会計処理は、現行の処理規定による投資有価証券の評価、「改正基準」における投資株式の評価による評価損益の処理、関係会社株式の評価等との整合性をもたないことになる。

第四に、連結財務諸表基準第7条によれば、在外子会社の外貨表示財務諸表の換算は企業会計基準第103条2項の規定を準用するとされているが、企業会計基準第103条2項には外貨表示財務諸表をウォン貨換算から生ずる為替差額の処理及び表示方法などについて明確に規定されていない。現行の連結財務諸表は、証券取引法の適用対象となっているが、近い将来、その制度化が商法のみならず税法に導入されることを考慮するならば、在外子会社の財務諸表の換算から生ずる為替差額の性格づけやその処理方法について、企業会計基準または連結財務諸表基準において規定を設けることが必要である。

## 2 在外事業体の区別

在外支店や海外営業所は、当然本国の親会社の財務諸表にその営業活動が反映されるが、在外子会社の場合には、外貨表示財務諸表が本国通貨に換算され、また連結の手続を経て親会社の財務諸表に反映される。在外事業体の営業活動をどのような基準で親会社営業活動の拡張形態としてまたは親会社とは独立的な形態として区別するかが重要である。韓国では、個別財務諸表を中心とした会計制度の中で、商法規定との調整や様々な経済的背景のもとで、会計主体を法的会計主体の法人(在外事業体の法的形態を重視)とみなしている。

<sup>(26)</sup> 朴世雲「前掲論文」, 82頁-シ。

在外支店等の外貨表示財務諸表の換算を行う場合、在外支店と在外子会社との区別は、法的形態（法的な支配関係の相違）による分類要件によって区別し、前者には貨幣・非貨幣法が原則であり、例外として決算日レート法が選択適用される。後者には決算日レート法が適用される。

しかしながら、韓国の連結財務諸表基準では、子会社の連結範囲の要件として、「議決権の過半数所有」による持分比率基準のみならず、契約などの方法による実質的な支配すなわち支配力基準をも採用している<sup>(27)</sup>。また、韓国の企業の海外従属法人または海外事業場は現地国の通貨あるいはアメリカのドルを機能通貨としており、改訂IAS第21号やSFAS第52号における親会社の拡張としての要件を充足させる場合がほとんどないことから、自立的な収益獲得活動をしない海外支社または連絡事務所などを除いた海外従属法人、海外建設現場、総合商事の海外支店、銀行の海外支店などは独立した海外事業場（在外子会社）としてみなされる<sup>(28)</sup>。したがって、在外事業体の区別は、在外子会社の親会社との不可分性による分類の考え方に立って、法的な支配関係の相違よりも企業グループにおける経済的な立場（経済的実質）の相違を重視する分類基準を採用することが合理的である。すなわち、在外事業体の区別は様々な経済的要因を考慮して行うことが要請される。在外事業体を区別する経済的指標としては、IASやFASBにおいて提示されているような、現金の流れ、販売価格、販売市場、費用、資金調達、関係会社間の取引と取り決め、等があげら

<sup>(27)</sup> 韓国の連結財務諸表基準第3条によれば、次の場合の株式会社は親会社であり、当該子会社は連結の対象となる。ただし、株式分布の状況からみて、事実上、支配力がない場合には、その限りではないとされている。

第一に、株式会社が他社の発行株式総数の100分の50以上を所有している場合。

第二に、株式会社が他社の発行株式総数の100分の30以上を所有し、当該他社の最大株主である場合。

第三に、上記の2つの場合による親会社と子会社をあわせた場合、あるいは親会社と子会社があわせて他社の発行株式総数の100分の30以上を所有し、当該他社の最大株主である場合。

<sup>(28)</sup> 金一燮「討論；外貨表示財務諸表換算基準の問題点と改善方案」『会計ジャーナル』（韓国語）第3号，韓国会計学会，1995年6月，262ページ。

れる<sup>(29)</sup>。以上の経済的要因を考慮して、在外支店と在外子会社の区分が行われるが、必ずしも明確でない場合もある。その場合には、諸般の事情をさらに考慮して判断する必要がある。

### 3 在外支店の財務諸表項目の換算方法

在外支店の財務諸表項目の換算においては、その換算額が本店の個別財務諸表に組み込まれて、処分可能利益の計算に含まれるので、本店の外貨建項目の換算基準との整合性を保つことが必要である。すなわち、在外支店の財務諸表上の個々の項目はすべてのその諸取引が報告企業が行ったかのようにして換算しなければならない。また、在外支店の場合は本店会計に合併あるいは合算されて本店と同一の法規制のもとにおかれることから、商法等の法規制ないしその影響を強く受けることになり、本店と支店との会計処理の整合性が要請される。

在外支店の財務諸表の換算においては、「在外事業体」の定義を明確にし、報告企業に対して独立性の高いものを独立的な在外事業体（在外子会に類似したもの）とし、報告企業の業務と不可分である在外事業体は従属的な事業体（在外支店に類似したもの）とに分けて、従属的な在外事業体にはテンポラル法を、独立的な在外事業体のは決算日レート法を採用することが必要である。このような会計処理は、在外事業体に対して単に法的形式にとらずに、その経済的実質を重視する実質優先主義(substance over form)の観点から、また、財務諸表の国際的比較可能性を高めるという会計基準の国際的調和化の観点からも要請される。

### 4 在外子会社の資本項目の処理

親会社が独立事業体たる在外子会社に対して行っている投資はその正味資産に対するものであって、個々の資産・負債に対するものではないという考え方から<sup>(30)</sup>、正味投資にお

---

<sup>(29)</sup> IASC IAS No. 21(Revised 1993), The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates, November 1993, par. 26., FASB SFAS No. 52, par. 42.

<sup>(30)</sup> FASB SFAS No. 52, pars. 95, 111.

いて生じた為替レートの変動の影響額を把握するために、在外子会社の資本項目は取得時または発行時の為替レートで換算することが必要である。すなわち、親会社による株式取得時<sup>(31)</sup>における項目は株式取得時の為替レートで換算し、その他の項目（株式取得後に生じた部分）は発行時の為替レートで換算する。これは、在外子会社の資本を、取得原価で評価されている親会社の投資勘定と相殺され連結貸借対照表には表示されない部分と、連結貸借対照表上その他の剰余金に反映する部分とに分け、前者には相殺消去の対象となる株式の取得時の為替レートを適用し、後者にはそれが現地通貨で認識された時の為替レートを適用するということである<sup>(32)</sup>。

#### 5 在外子会社の財務諸表項目の換算から生ずる為替差額の処理

現行の処理規定では、在外子会社の財務諸表の換算において、すべての貸借対照表項目が決算日レートで換算されることにより、為替差額（すなわち、為替調整勘定）が生じないことを想定している。しかしながら、在外子会社の財務諸表の換算の結果、次の要因によって為替差額が認識される<sup>(33)</sup>。

第一に、損益項目を決算日以外のもので換算した結果と資産・負債項目を決算日レートで換算した結果との差額。

第二に、在外子会社への正味投資額（すなわち、投資勘定）の期首残高の決算日における為替レートと前期末適用レートとの差額。

第三に、在外子会社の株主持分のその他の変動。

在外子会社の財務諸表の換算によって生ずる為替差額は単に換算手続の結果にすぎず、在外事業体に対する正味投資額のうち、現在及び将来のキャッシュ・フローが生じていない部分とみなされる。その為替差額は連結または持分法の適用に際して当期損益に含めず、当該正味投資額が処分されるまで株主持分の調整項目とするという処理規定を設けること

<sup>(31)</sup> 資本勘定項目の取引を行った日については、新株払込の日、未処分利益等からの振替または取崩しの日となると考えられる。

<sup>(32)</sup> 白鳥庄之助「在外子会社等の財務諸表項目の換算」『企業会計』第47巻第9号、1995年9月、69ページ。

<sup>(33)</sup> IASC IAS No. 21(Revised 1993), par. 32.

が必要である。為替調整勘定の本質については、「包括的利益説<sup>(34)</sup>」と「株主持分修正説<sup>(35)</sup>」とに分かれているが、いずれの見解によっても当期の純損益計算から除外し、資本調整項目とする点では一致している。すなわち、為替調整勘定は、資産及び負債の全体に対する単なる包括的な調整項目であり、資産性または負債性がないことから、資本の部に表示し、資本調整項目とすることが適切である<sup>(36)</sup>。

---

<sup>(34)</sup> この説では、為替調整勘定は在外事業体に対する純投資の増加額のうち、キャッシュ・フローが生じない部分とみなされる。

<sup>(35)</sup> この説では、為替調整勘定は物価変動会計における資本修正額と類似したものとみなされる。

<sup>(36)</sup> FASB SFAS No. 52, pars. 112-114.

## 第五節 包括的・一般的な外貨換算会計処理基準の設定とその検討

最近、韓国では、国内における金融市場及び銀行業務に対する規制緩和と利率の自律化、また、国際市場における利率及び為替相場の変動幅の拡大に伴い、金融等の先物取引制度の導入が要請されている。実際に、韓国における金融派生商品においては、先物為替取引が大半を占めており、特に、1996年度から金融派生商品的一种である株価指数先物取引が導入され、1997年度からは株価指数先物オプション取引が導入されることなど、また、会計基準の国際的調和化あるいは統一化への努力、等の最近の状況からみれば、現行の外貨換算会計処理規定は不十分なものである。

また、今回の「企業会計基準」の改正においても、外貨換算の会計処理に関しては、先物為替予約、スワップ、先物、オプション契約などの金融派生商品についても約定上の価格、為替及び金利で計上し価値の変動分を当期の損益に反映するよう規定し、ヘッジ目的の商品については繰延ヘッジ会計を適用するという会計処理が導入されることになる。しかしながら、その改正内容も、概略的規定あるいは字句修正など部分的改正にすぎず、新しい金融派生商品等の認識と測定の指針やその金利あるいは為替リスクに関する開示内容の具体的な規定を欠くなど、実務上の困難は避けられず、そのリスク把握上の効果についても疑問がある。先物為替取引の会計処理規定の制定に際しては、現物取引との対応関係、当該先物取引の保有目的、または関連既存の商品の会計処理方法などを考慮することが必要である

したがって、韓国においては、国際財務取引等に対処すべき包括的・一般的な外貨換算会計処理基準を設定するために、「税務会計制度」よりも「企業会計制度」に重点をおいた考え方に立って、(イ)外貨建取引の換算と在外支店及び在外子会社の財務諸表項目の換算とを明確に区分する会計処理規定の制定、(ロ)独立処理方式による先物為替予約の会計処理規定の制定、(ハ)ヘッジ会計の適用基準に関する規定の制定、(ニ)高率インフレの在外事業体の財務諸表項目の換算の検討、等が強く要請される。

また、韓国における外貨換算会計情報の開示は、主に企業が所有する経済的資源の状態とその変動に関する源泉を形態別に開示(例えば、外貨建資産・負債の内容、換算基準及び換算差損益の内容、海外支店及び事業所の海外事業換算借または貸勘定の注釈等)しており、為替レートの変動に対処する活動等に関する開示を軽視している。国際的な企業経営上、為替変動対策の重要性が高まっている状況のもとで、為替リスクにさらされている



外貨がどのくらいあるのか、それによって将来の企業の経営成績にどのような影響があるのかをも開示することが必要である。

「我が国は経済成長の途程を定めており、その中で外貨の確保は重要な課題である。外貨の確保は、我が国の経済成長を支える重要な要素である。外貨の確保は、我が国の経済成長を支える重要な要素である。外貨の確保は、我が国の経済成長を支える重要な要素である。」

「我が国は経済成長の途程を定めており、その中で外貨の確保は重要な課題である。外貨の確保は、我が国の経済成長を支える重要な要素である。外貨の確保は、我が国の経済成長を支える重要な要素である。」

「我が国は経済成長の途程を定めており、その中で外貨の確保は重要な課題である。外貨の確保は、我が国の経済成長を支える重要な要素である。外貨の確保は、我が国の経済成長を支える重要な要素である。」

「我が国は経済成長の途程を定めており、その中で外貨の確保は重要な課題である。外貨の確保は、我が国の経済成長を支える重要な要素である。外貨の確保は、我が国の経済成長を支える重要な要素である。」

「我が国は経済成長の途程を定めており、その中で外貨の確保は重要な課題である。外貨の確保は、我が国の経済成長を支える重要な要素である。外貨の確保は、我が国の経済成長を支える重要な要素である。」

「我が国は経済成長の途程を定めており、その中で外貨の確保は重要な課題である。外貨の確保は、我が国の経済成長を支える重要な要素である。外貨の確保は、我が国の経済成長を支える重要な要素である。」

## 結論 要約と今後の課題

国際的な会計基準の設定の在り方に関しては、基準をとの程度まで調和化すべきか、基準をどの程度まで詳細に設定すべきか、如何なる機関を基準設定主体とすべきかなどが議論されている。財務報告実務における比較可能性を高める必要性があるという認識に立って、会計基準が世界的に承認され遵守されるように促進することを考慮するならば、国際会計基準委員会(IASC)の国際会計基準(IAS)を国内化する方向で検討する必要がある。

本論文においては、会計基準の国際的調和化とその新しい会計環境への適応を視野に入れながら各国の会計基準・会計制度を国際的に比較検討したが、次のように要約し、また、今後の課題を提示することができる。

本論文第一章では、次のような外貨換算会計の基礎的概念・用語についての説明・検討を行っている。第一に、換算の定義、為替相場の定義とその種類、本国主義と現地主義における外貨換算目的の相違。第二に、為替換算損益及び為替決済損益の会計処理をめぐる一取引基準と二取引基準の相違とその特徴。第三に、為替差額の認識とその処理方法。第四に、外貨表示財務諸表項目の換算方法。第五に、在外事業体の経営実態と連結主体観・換算方法との関係。

第二章では、国際会計基準委員会(IASC)、アメリカ、日本、韓国、イギリスにおける会計基準の設定主体の性格とその組織、各々の会計制度の特徴、外貨換算会計制度の形成とその展開過程について検討している。各国における外貨換算会計制度を会計基準の国際的調和の観点から比較検討した結果、次の諸点が指摘された。

第一に、IASにおける会計基準設定・規制権は民間部門(Private Sector)にある。アメリカ及びイギリスにおける会計基準の設定権は民間部門(Private Sector)に、会計規制権は公共部門(Public Sector)にある。日本と韓国における会計基準設定・規制権はすべて政府部門(Government Sector)にある。

第二に、各国の外貨換算会計制度は各々に独立して形成・展開せずに、イギリスとアメリカを中心にして生成・発展されており、日本と韓国における外貨換算会計制度はアメリカやイギリス等における外貨換算制度の変化に対処するために企業会計上必要とされる主な会計処理基準を示しているものである。現在、各国では財務諸表の国際的比較可能性を目標する国際会計基準(IAS)をベースにして、各々の会計基準を改正・修正することによ

って、会計基準の国際的調和化を図っている。

第三章では、「改訂IAS第21号」と各国の外貨換算会計基準との比較検討を行い、外貨換算に関する会計処理の類似点や相違点及びそれらの諸特徴を吟味した。そこでは次の三点を中心に検討がなされた。

第一に、外貨建長期貨幣項目の換算において決算日レートを適用した場合、その為替差額をどのように処理するかの問題である。長期貨幣項目に関する為替差額の会計処理は各国の会計慣行、社会・経済的環境によってそれぞれ異なるが、次のような方法が採用されていた。まず、原則適用の方法としては、当期の損益とする(SFAS第52号、SSAP第20号、IAS第21号、韓国の企業会計基準)。ついで、例外適用の方法としては、(イ)慎重性の原則にしたがって(日本の場合、重要な為替差損が生ずる場合)為替差損は計上するが、為替差益は計上しない(SSAP No. 20、日本の外貨建取引等会計処理基準)。(ロ)株主持分の独立項目として開示・累積する(SFAS No. 52, IAS No. 21)。(ハ)因果関係のある準備金(たとえば、外貨建借入によって外貨建株式投資を行っている場合、当該投資勘定から生じる為替差額によって留保された準備金)と相殺する(SSAP No. 20)、等の方法がある。

第二に、先物為替予約を独立した取引としてみるかどうかの問題である。

IASやアメリカ等では、先物為替予約を独立した取引としてみなし、その目的別に異なる会計処理が行われている。日本では、現行の会計処理規定上、先物為替予約を独立した取引として処理していない。韓国では、1996年3月の企業会計基準の改正によって、先物為替予約取引については投機目的とヘッジ目的とに区別して処理することを要求しているが、その具体的な区別要件及びその処理方法についての規定は不十分である。

第三に、在外事業体の財務諸表項目の換算においては、どの時点の為替レートを適用するのか、及びその為替差額を如何に計上・開示するかの問題である。

在外支店の財務諸表項目の換算の場合、まず、原則適用の方法としては、貨幣・非貨幣法(韓国の企業会計基準)とテンポラル法(IAS第21号、SFAS第52号、日本の外貨建取引等会計処理基準、SSAP第20号)とが適用される。ついで、例外適用の方法としては、決算日レート法(SFAS第52号、韓国の企業会計基準)が適用される。

在外子会社の財務諸表項目の換算の場合、まず、原則適用の方法としては、決算日レート法(IAS第21号、SFAS第52号、日本の外貨建取引等会計処理基準、韓国の企業会計基準、SSAP第20号)が適用される。ついで、例外適用の方法としては、テンポラル法(SFAS第52号、SSAP第20号)が適用される。また、その為替差額の処理において、IAS、アメリカ等で

は、「為替調整勘定」と表示し、株主持分の修正項目（イギリスは積立金の増減項目）として繰延べ処理しているが、日本では、「為替換算調整勘定」として資産または負債の部に計上して繰延べ処理している。

第四章では、日本における改訂後の外貨建取引等会計処理基準において、外貨建取引をカレント・レートで換算する場合に生ずる為替差損益の処分可能性を、実現概念の拡充の検討をとおして吟味した。そこでは、次の諸点が指摘された。

第一に、外貨建長期貨幣項目を取引日レートで換算し、原則として、為替差損益を認識しない場合には、「短期調達一長期運用」からの問題、巨額の含み損益の発生による利益操作の可能性の問題、貨幣・非貨幣法からの逸脱の問題等が生ずる。このような問題を解決するためには、外貨建資産・負債を決算日レートで換算した場合、為替差損益の認識は「時価評価・実現可能性基準」を基盤とする会計理論の体系のもとで行われることが要請される。しかしながら、現行の会計制度の基本的枠組との関連で、利益の処分可能性の要請をも含めた企業業績評価の指標としての役割を考慮するならば、為替レート変動の不確実性を考慮し、実現利益は処分可能利益として当期損益に含め、未実現利益は繰延収益（外貨建短期債権債務から生ずるものは除く）として貸借対照表に記載し、実現するまで繰越すといった時価主義的アプローチと同様な結果となる会計処理の方法が適用可能である。

第二に、先物為替予約の会計処理においては独立処理方式を採用していないことから、為替予約のオフバランス問題、為替予約の期日延長や期日前使用による利益操作の問題、為替予約によるヘッジ効果の適切な表現問題等が生ずる。このような問題を解決するためには、先物為替予約を一つの独立した外貨建取引としてとらえ基準設定を行うとともに、企業の恣意的判断による利益操作の排除の観点から、ヘッジ目的とヘッジ以外の目的（例えば、投機目的等）の為替予約との区別を一定の基準すなわち「ヘッジ会計適用の基本的要件」のもとで、それぞれ異なった会計処理規定を設定することが必要である。

第五章では、韓国における外国為替環境の変化及び特徴を明らかにし、現行の企業会計基準上の外貨換算会計処理規定と税法の会計規定との関連を分析したうえで、企業会計基準及び「改正基準」における外貨換算会計処理規定の問題点を指摘し、それら問題点についての検討がなされた。そこでは、次の諸点が指摘された。

第一に、新しい金融派生商品等の認識と測定の指針やその金利あるいは為替リスクに関する開示内容の具体的な規定が不十分である。また、ヘッジ目的の為替予約とされるべきであるものが、（ヘッジ会計適用の基本的要件による分類ではなく）企業の恣意的判断に

よって投機目的等の為替予約に分類される場合がある。為替予約はその目的別に異なる会計処理が行われ、財務諸表に表示される数値も異なるので、ヘッジ会計の導入に際してはヘッジ会計適用の基本的要件を設定することが必要である。

第二に、現行の処理規定では、在外事業体の区別において、どのような要件で独立性を判断し、その適用範囲を画するののかについては何ら明確な指針が示されていない。また、在外子会社の財務諸表の換算において、資本項目の処理についての具体的な規定、その為替差額の性格づけやその処理方法についての規定を設けていない。会計基準の国際的調和化とその新しい為替環境への適応の必要性、等の最近の状況からみれば、現行の外貨換算会計処理規定は不十分なものである。

韓国においては、国際財務取引等に対処すべき包括的・一般的な外貨換算会計処理基準を設定するために、(イ)外貨建取引の換算と在外支店及び在外子会社の財務諸表項目の換算とを明確に区分する会計処理規定の制定、(ロ)独立処理方式による先物為替予約の具体的な会計処理規定の制定、(ハ)ヘッジ会計の適用基準に関する規定の制定、(ニ)高率インフレの在外事業体の財務諸表項目の換算の検討、等が要請される。

このような国際的類似点や相違点は、各国における文化・社会・経済的環境、各々の企業慣行、会計制度などを反映したものであるが、連結財務諸表を前提とした在外事業体の財務諸表の換算、またその情報を利用し分析するに当たって、各国の会計制度の類似点や相違点を十分に認識することが必要である。アメリカのSEC及びFASBとイギリスのASBは基本的にはIASを採用しており、規制当局によって強制力を付与されているそれらの国内会計基準は重要な点でIASと類似している。しかしながら、日本と韓国の会計基準はIASと異なる点が多い。特に韓国の場合、経済運営及び国際的な資本調達の中で、先進国に対する競争力をもつためには、IASを自国の基準として採用する必要がある。

財務報告の国際的調和・統一化の観点から、財務諸表の国際的比較可能性を高めるためには、採用した会計処理基準を十分に開示すること、さらに自国の会計基準を国際的基準に一致させるよう努力することが望まれる。会計基準の国際的調和化の方法としては、第一に、統一化のための統一型、第二に、多様化を認める相互承認型、第三に、調和化のた

めの二重基準型、等のような方法があげられる<sup>(1)</sup>。

第一の方法（統一型）は、現在各国における国内（会計）基準を国際的に統一化し、一つの国際的な会計基準をもって各国の会計実践を規制するものである。この方法は、会計情報の比較可能性を国際的向上させることによって、企業活動の国際化に伴う企業の海外進出や国間の資本移動に役立つものとして、国際会計基準委員会(IASC)によって設定されている国際会計基準をもって具体化しようとしている構想である。しかしながら、この方法は、各国の会計基準の特徴と変化はそれぞれの国の会計環境の違いにより多様であるから、理想的なものであって、その実現可能性は非常に低いと思われる。

第二の方法（相互承認型）は、財務諸表の利用者が判断を誤ることのないように相違点を開示させた上で、それぞれの国の基準によって作成された財務諸表の開示を相互に認め合う方法である。この方法は、二国間の会計基準がそれぞれの国の会計環境に基づいて相違するという多様化の現実を受け入れるものである。しかしながら、この方法は、類似しているアングロ・サクソン・タイプに属する会計基準（例えば、アメリカとカナダの会計基準）の間では可能であるが、非常に異なっている会計基準（例えば、アメリカと日本の会計基準）の間では難しい。それは、会計基準の国際的調和化の観点からみれば、国際的資金調達のために、財務諸表（会計情報）の比較可能性が阻害されるからである。

第三の方法（二重基準型）は、その適用範囲をすべての企業に広げるのではなく、多国籍企業や海外投資等の海外向けに限定して連結財務諸表を国際会計基準に基づいて作成し、国内用の財務諸表は自国の会計基準に基づいて作成することである。この方法は、統一型の方法における会計情報の比較可能性をできるだけ確保しながら、相互承認型の方法における各国の会計基準の相違を認め、相互調整した方法である。

IASCは、1989年1月、国際会計基準公開草案第32号「財務諸表の比較可能性」を公表しているが、それは理想的な統一型のためではなく、二重基準型の考え方に立って、IOSCOの全面的な支持を得て海外向けの財務諸表を作成することを目的としている。このように、二

<sup>(1)</sup> F. D. S. Choi & R. M. Levich, "International Accounting Diversity: Does it Affect Market Participants?", *Financial Analysis Journal*, July-August 1991, pp. 73-82.  
新井清光「会計基準の国際的調和の方法と問題点」『JICPAジャーナル』第6巻第1号、1994年1月、16-17ページ。

重基準型の方法を実現可能にするためには、多くの国々が海外向けの財務諸表の作成基準としてIASを適用するということが要請される。

最も理想的な国際財務報告の諸問題を解決する方法は、すべての多国籍企業が国際的に共通の理解、すなわち国際的に承認された会計基準の設定規制機関によって所定の手続を経て、統一された会計基準のもとで、財務諸表を作成し報告することである。しかしながら、各国間の会計基準の相違がそれぞれの国の異なる会計環境に関連することを考慮するならば、調和化のための二重基準型の方法が考えられる。現在の国際会計基準は、各国の国内会計基準と共存しながら、国際的資金調達の場合に限って国際会計基準を適用させるということを意図している。また、IASCが目指す会計基準の国際的調和とは、財務諸表の国際的比較可能性を向上させ、将来的に国際的な財務報告制度を確立することである。

本研究の成果としては、実務面においては、各国の会計制度の比較を通じて、企業その他の組織体の国際的活動のための情報提供、会計制度の運用と改善、国際的会計基準の設定とその受容、また研究面においては、会計の一般理論の形成、会計研究活動の改善である。本研究は、ことに韓国の会計制度を改善し、新しい会計環境への適応と新しい会計制度の導入を意図し、そのために必要な国際会計基準及び先進諸国の会計基準に関する理解をベースに展開された。また、本研究は、比較会計の一般理論を形成するためのワンストップでもある。

本研究における今後の課題としては次のようなものがあげられる。

第一に、本論文においては、個別的な資産・負債項目の評価額に対する為替レート変動の影響についてのみ検討している。しかしながら、個別企業全体に対する為替レート変動の経済的影響に関する研究（例えば、実証分析あるいは実態調査・分析）が会計的な処理面での研究と同時に必要と思われる。

第二に、先物為替予約の会計処理において、ヘッジ会計はどのような要件を備えた先物為替予約取引に適用されるかの明確な基準を設定することが必要である。現在、本論文あるいは一般的に提示されている「ヘッジ会計適用の基本的要件」は抽象的で不十分であるため、実務的には、ヘッジ取引とそれ以外の取引との区別において非常に困難な場合があると思われる。ヘッジ取引とそれ以外の取引との識別において、具体的で客観的な内部規定または内部統制組織の設定についての研究が今後の研究課題の一つである。

第三に、財務諸表の国際的比較可能性を高めるためには、採用した会計処理基準を充分に開示すること、さらに自国の会計基準を国際的基準に一致させるよう努力することが要

請される。実際に、各国（特に、日本と韓国）はどの程度の財務諸表の比較可能性をもっているのかについて、各国の有価証券報告書あるいは財務書類の分析によってその実態を調査・分析することがもう一つの今後の研究課題である。



## 参考文献

### <単行本>

- 新井清光 『新版財務会計論』中央経済社, 1993年。
- 新井清光編 『企業会計原則の形成と展開』中央経済社, 1989年。
- 新井清光編 『会計基準の国際的調和』中央経済社, 1992年。
- 新井清光編 『英和会計経理用語辞典』中央経済社, 1994年。
- 新井清光編 『会計基準の設定主体』中央経済社, 1993年。
- 飯田穆 『企業会計の理論』同文館, 1984年。
- 李瓊球 『日・韓会計制度の比較』創成社, 1994年。
- 李東喜 『'91企業会計基準詳解』税務経営社(韓国語), 1991年。
- 市村巧訳 『イギリス会計規制論』森山書店, 1991年。
- 伊藤眞 『外貨換算会計の実務』中央経済社, 1992年。
- 稲垣富士男・菊谷正人 『国際取引企業の会計』中央経済社, 1992年。
- 稲垣富士男編著 『国際会計基準』同文館, 1992年。
- 李海東 『企業会計基準解説』一潮閣(韓国語), 1989年。
- 李正浩 『現代会計理論』経文社(韓国語), 1989年。
- 大雄令純 『精説連結会計論』同文館, 1977年。
- 黒川保美 『国際会計基準』日本経済新聞社, 1994年。
- 権泰殷 『韓国会計制度論』同文館, 1989年。
- 権泰殷編著 『国際会計』創成社, 1995年。
- 高廷燮 『連結財務諸表論』茶山出版社(韓国語), 1984年。
- 眞村剛雄編著 『国際会計論』白桃書房, 1991年。
- 白鳥庄之助 『ヘッジ会計: 基本問題の探究』中央経済社, 1994年。
- 白木俊彦 『外貨換算会計基準の国際的調和』中央経済社, 1995年。
- 申贊秀 『最新税務会計』(韓国語)税学社, 1993年。
- 醍醐聰 『日本の企業会計』東京大学出版会, 1990年。
- 武田隆二 『連結財務諸表』国元書房, 1988年。
- 武田隆二編著 『商法決算/処理と開示'89年版』中央経済社, 1989年。
- 田中弘 『イギリスの会計基準』中央経済社, 1992年。
- 田中弘・原光世共訳 『イギリス会計基準書』中央経済社, 1990年。
- 車在徳 『現代会計理論』京音社(韓国語), 1990年。
- 中島省吾訳編 『AAA会計原則』中央経済社, 1964年。

- 中島省吾訳 『会社会計基準序説』 森山書店, 1957年。
- 番場嘉一郎監修、英和監査法人編 『会社の決算と開示'89年版』 中央経済社, 1989年。
- 平松一夫・広瀬義州訳 『FASB財務会計の諸概念』 中央経済社, 1994年。
- 広瀬義州 『会計基準論』 中央経済社, 1995年。
- 藤田幸男 『国際化時代と会計』 中央経済社, 1994年。
- 邊禎周 『企業会計基準解説』 弘文館(韓国語), 1990年。
- 山田昭広 『アメリカの会計基準』 中央経済社, 1989年。
- 松井泰則 『国際会計関係論』 白桃書房, 1992年。
- 嶺輝子 『外貨換算会計の研究』 多賀出版, 1992年。
- 若杉明編著 『会計制度の国際比較』 中央経済社, 1992年。
- 英和監査法人編 『英文財務諸表の実務』 中央経済社, 1989年。
- 外貨建取引等会計処理基準研究委員会編 『外貨会計基準をめぐる論点』 (財)企業財務制度研究会, 1994年6月。
- 韓国証券管理委員会制定 『連結財務諸表基準』 (韓国語)1992年6月。
- 韓国財務部制定 『外国換管理規程』 (韓国語)1987年12月。
- 韓国証券監督院編 『企業会計基準改正草案』 (韓国語), 1995年10月18日。
- 韓国上場会社協議会編 『上場会社総覧』 (韓国語), 1990年。
- 韓国統計庁編 『季刊国際統計』 (韓国語), 1995年5月。
- 韓国全国経済人連合会編 『韓国経済政策40年史』 (韓国語), 1986年。
- 韓国証券管理委員会編 『企業会計基準改正案』 (韓国語), 1995年12月13日。
- 韓国毎日経済新聞, 1995年10月19日。
- 韓国経済新聞, 1995年10月19日。
- 韓国金融研修院編 『外換会計』 (韓国語), 1995年。
- 韓国政府 『新経済5ヶ年, 1993-1997』, 1993年9月。
- The Korea Economic Daily News, 1995年12月14日。
- 関西学院大学会計研究室編 『連結会計基準の国際比較』 中央経済社, 1993年。
- 企業財務制度研究会編 『派生金融商品の情報開示に向けての調査研究』 1994年6月。
- 企業財務制度研究会編 『英国における開示制度と開示内容』 1992年7月。
- 神戸大学会計学研究室編 『第四版会計学辞典』 同文館, 1984年。
- 税務経理協会編 『会計諸則集』 税務経理協会, 1992年。
- 中央新光監査法人編 『オフバランス取引の会計と税務』 税務経理協会, 1991年。
- 中央新光監査法人編 『財務内容開示全書』 中央経済社, 1989年。
- 日本経済新聞社 『デイバティブ: 新しい金融の世界』 1995年。

- 日本公認会計士協会国際委員会訳 『会計原則総覧』 関東図書, 1969年。
- 日本公認会計士協会編 『為替換算会計の実務』 中央経済社, 1983年。
- 日本公認会計士協会国際委員会訳 『AICPA会計原則審議会意見書』 大蔵財務協会, 1978年。
- 日本企業会計審議会編 『国際会計基準の実務』 第一法規, 1995年1月。
- AAA 1957 Committee, "Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements," *The Accounting Review*, VOL. 32, No. 4, 1957.
- Ahmed Belkaoui, *International Accounting*, Greenwood Press, 1985.
- Accounting Principles Board(APB), APB Opinions NO. 18, The Equity Method of Accounting for Investments in Common Stock, March 1971.
- Accounting Standards Committee(ASC), SSAP No. 1, Accounting for Associated Companies, January 1971.
- ASC, SSAP No. 2, Disclosure of Accounting Policies, November 1971.
- ASC, SSAP No. 14, Group Accounts, September 1978.
- ASC, SSAP No. 16, Current Cost Accounting, March 1980.
- ASC, SSAP No. 20, Foreign Currency Translation, April 1983.
- ASC SSAP ED No. 21, Accounting for currency translations, September 1977.
- ASC SSAP ED No. 27, Accounting for currency translations, October 1980.
- Committee on Accounting Procedure(CAP), ARB(Accounting Research Bulletins) No. 51, Consolidated Financial Statements, 1959, 8
- Cooper & Lybrand(International), 1991 International Accounting Summaries, John Wiley & Sons, Inc. 1991。
- F. D. S. Choi and G. G. Mueller, *International Accounting*, Pentice-hall Inc., 1984。
- Financial Accounting Standards Board(FASB), SFAC No. 5, Recognition and Measurement in Financial Statements, December 1984.
- FASB, SFAC No. 6, Element of Financial Statements, December 1985.
- FASB, Statement of Financial Accounting Standards(SFAS), No. 1, Disclosure of Foreign Currency Translation Information, 1973.
- FASB, SFAS No. 8, Accounting for the Translation of Foreign Currency Transactions and Foreign Currency Financial Statements, October 1975.
- FASB, SFAS No. 52, Foreign Currency Translation, December 1981.
- FASB, SFAS No. 70, Financial Reporting and Changing Prices: Foreign Currency Translation, December 1982.
- FASB, SFAS No. 89, Financial Reporting and Changing Prices, December 1986.

FASB, SFAS No. 94, Consolidation of All Majority-Owned Subsidiaries, October 1987.

FASB, SFAS No. 115, Accounting for Certain Investment in Debt and Equity Securities,  
May 1993.

FASB, Discussion Memorandum: An Analysis of Issues Related to Accounting for  
Foreign Currency Translation, February 1974.

FASB, Rules of Procedure, Amended and Restated, through May 1, 1991.

Harold Bierman, Jr., L. Todd Johnson, D. Scott Perterson, Hedge Accounting:  
An Exploratory Study of the Underlying Issues, FASB, 1991.

Ian J. Martin, Accounting in the Foreign Exchange Market, London Butterworths, 1987

International Accounting Standards Committee(IASC), International Accounting  
Standards(IAS)No. 1, Disclosure of Accounting Policies, January 1975.

IASC, IAS No. 3, Consolidated Financial Statements, October 1976.

IASC, IAS No. 5, Information to be Disclosed in Financial Statements, October 1976.

IASC, IAS No. 14, Reporting Financial Information by Segments, August 1981.

IASC, IAS No. 21, Accounting for the Effects of Changes in Foreign Exchange Rates,  
March 1983.

IASC, IAS No. 21(revised 1993), The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates,  
November 1993.

IASC, IAS No. 27, Consolidated Financial Statements and Accounting for Investments  
in Subsidiaries, April 1989.

IASC, IAS No. 28, Accounting for Investments in Associates, April 1989.

IASC, IAS No. 29, Financial Reporting in Hyperinflationary, July 1989.

IASC, IAS No. 31, Financial Reporting of Interests in Joint Ventures, December 1990.

IASC, IAS (E. D.) No. 32, Comparability of Financial Statements, 1989.

IASC, IAS(E. D.) No. 44, The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates, May 1992.

IASC, Statement of Intent, Comparability of Financial Statements, July 1990.

Kenneths Most, Advances in international accounting, JAI press Inc., 1987.

L. Miller, Accounting problems of Multinational Enterprise, D. C. Heath and company,  
1979.

Mike Davies, Ron Paterson, Allister Wilson, UK GAAP, Ernst & Young, 1992.

Pertter Taylor and Stuart Tuyley, The Regulation of Accounting, Basil Blackwell,  
1986.

Vivian Pereira, Ron Paterson, Allister Wilson, UK/US GAAP Comparison, Ernst & Young,  
1992.

W. A. Paton and A. C. Littleton, An Introduction to Corporate Accounting Standards,  
(Madison:AAA), 1940.

<雑誌論文>

新井清光 「日本の会計規準設定主体と設定プロセス」『JICPAジャーナル』第449号,  
1992年12月。

新井清光 「為替会計基準の見直し問題」『JICPAジャーナル』第450号, 1993年1月。

新井清光 「会計基準の国際的調和の方法と問題点」『JICPAジャーナル』第6巻第1号,  
1994年1月。

飯田穆 「現代企業会計における情報開示」経済科学(名古屋大学)第39巻第4号,  
1992年3月。

飯田穆 「商法会計とその現代的課題」(青木 脩・小川 洌・木下照嶽編著『社会発展  
と会計情報』中央経済社1993年収録)。

飯田穆 「会計的測定フレームワーク」(斉藤隆夫編著『企業会計論』名古屋大学出版会  
1988年)。

飯田穆 「会計情報の適合性と信頼性」(可児島俊雄編著『会計情報の監査』中央経済社  
1989年)。

井上達男 「米国外貨換算会計理論の展開」『商学論究』(関西学院大学)第36-3号, 1989年。

井上達男 「わが国の外貨建金銭債権債務の換算とIAS E32」『産業経理』第53巻3号,  
1993年。

稲垣富士男 「多国籍企業の会計問題」『会計』第121巻3号, 1982年3月。

鶴池幸雄 「金融商品の会計処理」経営研究(大阪市立大学)第42巻第1号, 1991年5月。

岡村勝義 「会計上の実現概念の拡散と収斂(2)」商経論叢(神奈川大学)第26巻第3・4号,  
1991年9月。

大雄令純・権泰殷 「韓国会計基準の国際性」『南山経営研究』(南山大学)第7巻3号,  
1993年2月。

大雄令純 「韓国・台湾会計規準の設定主体と設定プロセス」『JICPAジャーナル』第441号,  
1992年4月。

大雄令純 「外貨会計規準とSFAS 52号」『南山経営研究』(南山大学)第2巻第1号,

1987年4月。

- 大塚成男 「合衆国の外貨換算会計基準における決定要因」『経済研究』(千葉大学)第6-2号, 1991年12月。
- 加藤厚 「外貨建取引等会計処理基準の改訂について」『経理情報』第760号, 1995年8月。
- 菅原秀人 「外貨建て金銭債権・債務の会計処理について」『会計』第128巻第1号, 1985年。
- 菅原秀人 「外貨建て金銭債権・債務の会計処理について」『経済学研究』(北海道大学)第35巻第4号, 1986年3月。
- 穂山幹夫 「外貨換算会計に関する基本的考察」『会計』第132巻第6号, 1987年12月。
- 穂山幹夫 「機能通貨アプローチの批判的検討」『経営研究所論集』(東洋大学)第16号, 1993年。
- 梶原晃 「外貨換算会計基準の決定過程における政治的影響の比較研究」『経済理論』(和歌山大学) 1993年3月。
- 菊谷正人 「わが国の外貨換算基準に関する問題点」『政経論叢』(国土館大学)第85号, 1993年9月。
- 金一燮 「討論; 外貨表示財務諸表換算基準の問題点と改善方案」『会計ジャーナル』(韓国語) 第3号, 韓国会計学会, 1995年6月。
- 権寅浩 「外貨換算と先物換契約会計に関する研究」(韓国語)博士論文(成均館大学校) 1987年。
- 権泰殷 「韓国企業会計基準の新展開」『産業経理』第51巻1号, 1991年。
- 権泰殷 「韓国連結財務諸表の新展開」『産業経理』第52巻3号, 1992年。
- 権泰殷 「国際会計論の研究領域に関する一考察」『愛知女子短期大学研究紀要』第26号, 1993年3月。
- 権泰殷 「会計基準の国際的調和化に関する一考案」『国際経営学部紀要』(名古屋外国語大学) 創刊号, 1996年4月。
- 古賀智敏 「デリバティブ」『企業会計』第47巻第7号, 1995年7月。
- 古賀智敏 「ヘッジ会計の基礎理論」『産業経理』第52巻1号, 1992年。
- 小谷融 「外貨建取引等会計処理基準の改訂について」『企業会計』第47巻第9号, 1995年9月。
- 斉藤静樹 「実現基準と原価評価の再検討」『会計』第140巻第2号, 1991年8月。
- 白鳥庄之助 「外貨換算会計基準—為替予約の会計処理を中心として—」『企業会計』第35巻第2号, 1983年2月。
- 白鳥庄之助 「外貨建取引等会計処理基準の問題点」『会計ジャーナル』第16巻第1号, 1984年。

- 白鳥庄之助 「在外子会社等の財務諸表項目の換算」『企業会計』第47巻第9号, 1995年9月。
- 白木俊彦 「先物為替予約と通貨オプション取引の会計処理について」『三田商学研究』(慶応義塾大学)第32巻第5号, 1989年12月。
- 朱仁基(稿)孫徳榮(訳) 「証券市場の国際化定着のための会計制度」『鹿児島経大論集』第33巻第2号, 1992年7月。
- 隅田一豊 「米国における外貨換算会計基準の展開」『論集』(札幌大学)第27号, 1980年。
- 隅田一豊 「外貨換算会計の新展開」『論集』(札幌大学)第31号, 1982年。
- 隅田一豊 「新外貨換算会計基準の意義と限界」『論集』(札幌商科大学)第33号, 1983年2月。
- 崔鍾允 「外貨表示財務諸表換算基準の問題点と改善方案」『会計ジャーナル』(韓国語)第3号, 韓国会計学会, 1995年6月。
- 徐龍達 「韓国における企業会計の現況と課題」『桃山学院大学経済経営論集』, 第36巻第3-4号, 1995年3月。
- 徐彰秀 「韓国における株価指数先物取引制度の導入とその妥当性をめぐって」『商学論集』(同志社大学), 第30巻第2号, 1996年3月。
- 宋寅萬 「派生証券の会計処理方案」『会計ジャーナル』第3号(韓国語), 韓国会計学会, 1995年6月。
- 醍醐聰 「実現基準の再構成」『企業会計』第42巻第1号, 1990年。
- 高須教夫 「アメリカにおける連結財務諸表の法制化とその後の展開」『経済研究論集』(広島経済大学)第5巻第2号, 1982年6月。
- 田中建二 「外貨会計基準の再検討に向けて」『企業会計』第44巻第6号, 1992年6月。
- 田中茂次 「為替予約の会計処理」『商学論纂』(中央大学)第32巻第3号, 1990年9月。
- 徳永忠昭 「国際会計基準の設定主体と設定プロセス」『JICPAジャーナル』第446号, 1992年10月。
- 朴世雲 「海外事業場の外貨換算に関する研究」『韓国比較会計学会』(韓国語), 1987年。
- 朴泳炳 「外貨表示財務諸表の換算会計に関する研究」(韓国語)博士論文(釜山大学校) 1987年。
- 長谷川哲司 「為替取引に関する会計基準」『JICPAジャーナル』第425号, 1990年12月。
- 初川浩司 「外貨建取引等に係る会計・監査実務」『JICPAジャーナル』第433号, 1991年8月。
- 原光世 「イギリスにおける会計基準の設定主体」『JICPAジャーナル』第437号, 1991年12月。
- 番場嘉一郎 「外貨建取引等会計処理基準の基本的性格」『企業会計』第31巻第9号, 1979年9月。

- 明日山俊秀 「外貨換算会計」『企業会計』第40巻第1号, 1988年3月。
- 広瀬義州 「FASB会計基準の設定機構と設定プロセス」『JICPAジャーナル』第436号,  
1991年11月。
- 広瀬義州 「実現概念の拡張と処分可能利益計算」『会計』第138巻第5号, 1990年11月。
- 平山直充 「連結決算; 日米会計基準の相違と実務問題」『企業会計』第43巻3号,  
1991年3月。
- 星野優太 「為替予約取引をめぐる会計問題」『弘前大学経済研究』第12号, 1989年。
- 榎岡源一郎・神谷健司 「会計基準の国際比較」『千葉商大論叢』第28巻第1号,  
1990年6月。
- 枘谷克悦 「海外の会計事情」『JICPAジャーナル』第452号, 1993年5月。
- 三浦正一 「外貨換算会計基準についての一考察」『商経論叢』(九州大学)第32巻第2号,  
1991年。
- 三浦正一 「多国籍企業の財務会計における基本的諸問題(1)」『商経論叢』  
(九州産業大学)第29巻第4号, 1989年。
- 嶺輝子 「米国における外貨換算会計基準の発展と問題点(1)(2)(3)」『経営と経済』  
(長崎大学)第67巻第2, 3, 4号, 1987, 8年。
- 嶺輝子 「外貨建取引の換算に関する問題点(1)(2)」『経営と経済』(長崎大学)  
第69巻第1-2号, 1989年。
- 嶺輝子 「アメリカにおける一九七〇年代前半の外貨換算会計の実態と問題点」  
『会計』第137巻第2号, 1990年。
- 嶺輝子 「1965年以前の米国の外貨換算会計(1)(2)」『経営と経済』(長崎大学)  
第69巻第4号, 70巻第1号, 1990年3, 6月。
- 嶺輝子 「アメリカでの先物為替予約の会計処理」『経営と経済』(長崎大学)  
第70巻第4号, 1991年。
- 嶺輝子 「国際会計の基本的枠組(1)」『経営と経済』(長崎大学)第72巻4号, 1993年3月。
- 嶺輝子 「多国籍企業の特徴と機能通貨決定(1)」『会計』第142巻第5号, 1992年。
- 嶺輝子 「多国籍企業の特徴と機能通貨決定(2)」『会計』第143巻第4号, 1993年4月。
- 宮沢清 「連結会計序説」『経済学研究(独協大学)』第56号 1991年3月
- 森川八洲男 「時価評価と保有利得の処理」『産業経理』第55巻第1号, 1995年。  
〃 「時価情報」『企業会計』第41巻第1号, 1989年1月。
- 森田哲彌 「為替予約と債券先物契約の会計」『会計』第129巻第1号, 1986年1月。
- 森田哲彌他 「改訂外貨建取引等会計処理基準の総合解説」『企業会計』第47巻第9号,  
1995年9月。



- 森田哲彌他 「座談会；改訂外貨建取引等会計処理基準の重要論点」『企業会計』第47巻  
第8号, 1995年8月。
- 森田哲彌 「特集；改訂外貨建取引等会計処理基準の総合解説」『企業会計』第47巻  
第9号, 1995年9月。
- 山本誠 「連結会計における未実現損益の問題」『大阪商業大学論集』第90号, 1991年6月。
- 若杉明 「期間損益計算原則としての原価評価・実現基準の再検討」『企業会計』第46巻  
第6号, 1989年6月。
- 企業会計審議会編 「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書」, 1990年。
- 企業会計審議会 「外貨建取引等会計処理基準の改訂について」『企業会計』第47巻第7号,  
1995年7月。
- ASC, Statement by the ASC on the publication of SSAP20: Foreign currency  
translations (TR504), April 1983.
- C. W. Smith and R. M. Stulz, The Determinants of Firms' Hedging Policies, *Journal of  
Financial and Quantitative Analysis*, December 1985, pp. 391-405.
- F. D. S. Choi & R. M. Levich, "International Accounting Diversity: Does it Affect  
Market Participants?" , *Financial Analysis Journal*, July-August 1991.
- K. W. Kubin, Financial Accounting and International Business operation, in  
H. P. Holzered., *International Accounting*, Harper&Row, 1984.
- Leonard Lorensen, An Accounting Research Study No. 12: Reporting Foreign  
Operations of U. S. Companies in U. S. Dollars, AICPA, 1972.
- Marlene Brankovic and Jeff Madura, Effect of FASB Statement No. 52 on  
Profitability Ratios, *The international journal of accounting*  
(The University of Illinois), 1990.
- Raj Aggarwal, FASB No. 8 and Reported Results of Multinational Operations: Hazard  
for Managers and Investors, *Journal of Accounting, Auditing & Finance*,  
Vol. 1 No. 3 (Spring 1978).
- T. R. Weirich, C. G. Avery, H. R. Anderson, *International Accounting: Varying  
Definitions*, *International Journal of Accounting*, Fall 1971.
- Yuji Ijiri, FASB Research Report: Recognition of Contractual Rights and  
Obligations, 1980.
- Zabihollah Rezaee, The Impact of New Accounting Rules on the consolidation  
of Financial Statement of Multinational Companies, *The International  
Journal of Accounting* (The University of Illinois), 1991.



Inches 1 2 3 4 5 6 7 8  
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

